

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月24日
【会社名】	株式会社リプロセル
【英訳名】	ReproCELL Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 周史
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
【電話番号】	045-475-3887（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 片山 浩美
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
【電話番号】	045-475-3887（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 片山 浩美
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,402,449,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,682,579,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 499,865,000円 （注）募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	642,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準の株式であります。1単元の株式数は100株となっております。

（注）1．平成25年5月24日（金）開催の取締役会決議によっております。

- 発行数については、平成25年6月10日（月）開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、194,500株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である中辻憲夫（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。これに関連して、当社は、平成25年5月24日（金）開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式194,500株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
- 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【募集の方法】

平成25年6月18日（火）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成25年6月10日（月）開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	642,000	1,402,449,000	758,972,400
計（総発行株式）	642,000	1,402,449,000	758,972,400

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成25年5月24日（金）開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成25年6月18日（火）に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,570円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,649,940,000円となります。

## 3【募集の条件】

## (1)【入札方式】

## 【入札による募集】

該当事項はありません。

## 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成25年 6月19日(水) 至 平成25年 6月21日(金)	未定 (注) 4	平成25年 6月25日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成25年 6月10日(月)に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年 6月18日(火)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年 6月10日(月)開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成25年 6月18日(火)に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成25年 6月18日(火)に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年 6月26日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年 6月11日(火)から平成25年 6月17日(月)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。

販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区新橋一丁目10番6号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年6月25日(火)までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
S M B C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
計	-	642,000	-

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成25年6月10日(月)に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年6月18日(火))に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,517,944,800	18,000,000	1,499,944,800

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,570円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,499,944千円については、iPS細胞事業の事業拡大を図るための設備投資資金として250,000千円（平成26年3月期：10,000千円、平成28年3月期：240,000千円）、iPS細胞事業に関わる研究開発資金として550,000千円（平成26年3月期：40,000千円、平成27年3月期：60,000千円、平成28年3月期以降450,000千円）、米国・欧州・アジアにおける拠点の開設、拡充および運営資金として535,000千円（平成26年3月期：50,000千円、平成27年3月期：60,000千円、平成28年3月期及び平成29年3月期：425,000千円）、事業拡大に伴う債権回収までの運転資金として65,000千円（平成26年3月期：19,000千円、平成27年3月期：46,000千円）、残額は「1 新規発行株式」の（注）3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限458,388千円と合わせて、平成28年3月期以降の運転資金に充当する予定であります。

なお、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成25年6月18日（火）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	654,700	1,682,579,000	東京都千代田区平河町二丁目16番15号 北野アームス10階 トランスサイエンス参考投資事業有限責任組合 172,500株  東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル ニッセイ・キャピタル3号投資事業有限責任組合 143,000株  東京都港区芝三丁目33番1号 三井住友トラスト・インベストメント株式会社気付 DBJ新規事業投資事業組合 142,800株  京都府京都市上京区 中辻 憲夫 100,000株  東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコ産学共創2号投資事業有限責任組合 71,400株  神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号 KSP2号投資事業有限責任組合 25,000株
計(総売出株式)	-	654,700	1,682,579,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、194,500株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。  
 オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,570円）で算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

## (1)【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名 称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自平成25年 6月19日(水) 至平成25年 6月21日(金)	100	未定 (注)2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注)3

- (注)1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成25年6月18日（火））に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。



## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	194,500	499,865,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	194,500	499,865,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,570円)で算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

## (1)【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成25年 6月19日(水) 至 平成25年 6月21日(金)	100	未定 (注) 1	S M B C日興証券 株式会社及びその 委託販売先金融商 品取引業者の本店 及び全国各支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成25年6月18日（火））に決定する予定であります。
3. S M B C日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 大阪証券取引所 JASDAQ（グロース）への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹会社として大阪証券取引所 JASDAQ（グロース）への上場を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出しについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、194,500株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成25年7月19日（金）を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成25年7月19日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成25年6月18日（火）に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出しについて」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成25年5月24日（金）開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 194,500株
(2)	払込金額	未定。（本募集による新株式発行における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする。）
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格（注）に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
(4)	払込期日	平成25年7月24日（水）

（注） 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成25年6月18日（火）に決定します。

#### 4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である中辻憲夫、当社代表取締役社長である横山周史並びに当社ストック・オプション保有者かつ当社役員である片山浩美、正井貴及び山川善之は、S M B C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成25年9月23日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である中内啓光は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成25年9月23日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式（ただし、ストック・オプションを行使することによって生じる株式を除く。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるニプロ株式会社、コスモ・バイオ株式会社、株式会社メディネット、日産化学工業株式会社及び株式会社ペリタスは、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成25年12月22日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

売出人であるトランスサイエンス参考投資事業有限責任組合、ジャフコ産学共創2号投資事業有限責任組合及びKSP2号投資事業有限責任組合並びに当社株主であるSBIインキュベーション株式会社、トランスサイエンス式ビー号投資事業有限責任組合、バイオコンテンツ投資事業有限責任組合、新生銀行株式会社、三菱UFJキャピタル株式会社、トランスサイエンス式エー号投資事業有限責任組合及び投資育成近畿産学連携1号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成25年9月23日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の1.5倍以上であって、大阪証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う大阪証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。


また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成25年12月22日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める上場前公募等規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

### 第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「 事業の概要」～「 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。なお「\*」を付している用語については「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業内容」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

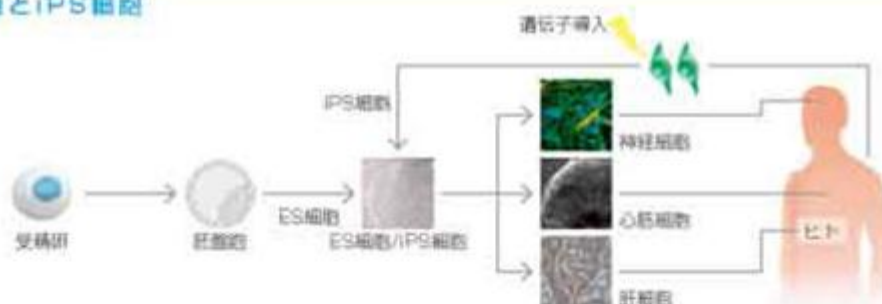
## 1 事業の概要

当社は、ヒトiPS細胞及びヒトES細胞の技術を基盤とした(1) iPS細胞(\*)事業と、臓器移植に係わる(2) 臨床検査事業の2事業を展開しております。(1) iPS細胞事業に関する製品群は①研究試薬製品と②細胞製品の2つに大きく分けられます。

事業内容	区分	内容
iPS細胞事業	研究試薬製品	ヒトES/iPS細胞の研究に必要な、培養液(*)、剥離液(*)、凍結保存液(*)、コーティング剤(*)、抗体(*)など、ヒトES/iPS細胞に最適化された各種研究試薬の製造販売を行っています。
	細胞製品	ヒトiPS細胞から、心筋、神経、肝臓などの様々な細胞を複製し、専用培養液やコーティング剤とともに、主に製薬企業に販売しています。これらの細胞製品は、製薬企業において、新薬候補化合物の薬効試験や毒性試験の実験材料として使用されます。また、同細胞を利用して、薬効試験や毒性試験を当社内で実施する受託サービスを提供しております。
臨床検査事業		臓器移植及び造血幹細胞移植が必要とされる臨床検査に特化した検査受託サービスを提供しています。具体的には、対象顧客である医療機関から血液や血清などの検体を当社の衛生検査所に搬送し、検査を実施するというものです。受託方法には、医療機関からの直接受託と他の検査会社を経由した再受託の両方があります。

### (1) iPS細胞事業

#### ES細胞とiPS細胞



#### 事業環境

ヒトの体は60兆個以上、200種類以上の細胞で構成されていると言われております。ヒトは、もともとは1つの受精卵から始まり、分裂、増殖を繰り返しながら、神経細胞、心筋細胞、肝細胞など、成体を構成する様々な細胞に分化(変化)していきます。我々の体の中には、このように最終的に分化した細胞と分化途上の細胞が存在しており、前者を体細胞(\*)、後者を体性幹細胞(\*)と言います。

体性幹細胞としては、造血幹細胞、神経幹細胞、間葉系幹細胞などがあり、これらは、限定された範囲内でのみ各種の細胞に分化することができます。例えば、造血幹細胞は、骨髄に多く存在することが知られており、白血球や血小板など全ての血液系細胞を作り出していますが、神経などの異なる細胞種には分化しません。

一方、体性幹細胞よりも未熟な細胞として、胚性幹細胞(通称、ES細胞: Embryonic stem cell)があります。ES細胞は、受精卵から1週間ぐらい経過した胚細胞という状態の内部の細胞塊を取り出したもので、心筋、神経、肝臓、血液など理論上は体内の全ての種類の細胞に分化することが可能です(これを多能性と言います)。体性幹細胞は限られた範囲内でのみしか分化できないのに対し、ES細胞では分化できる範囲が格段に広いのが大きな特徴です。また、ES細胞は、培養器内で、1週間で約10倍、2週間で100倍、3週間で1,000倍というように、長期の大量培養が可能です。一方、我々の体を構成する様々な細胞(体細胞及び体性幹細胞)では、増殖能力に限界があり、正常な状態を維持しながら長期培養することは困難です。このように、ES細胞は、多能性と高い増殖性という2つの大きな特徴がある特異な細胞であり、学術的には「多能性幹細胞」、通称「万能細胞」と呼ばれています。

ES細胞はインフォームドコンセント(\*)を取得した上で、不妊治療の過程で不要になった余剰胚から複製しますが、受精卵を使用することに関して各国で様々な倫理的議論がされています。このような背景の中、受精卵を使用しない新たな「万能細胞」を京都大学の山中伸弥教授が発明されました。

平成18年、山中教授は、マウスの皮膚細胞に4つの遺伝子を導入することで、マウスES細胞と同様の性質を有する新しい細胞を作製することに成功しました。さらに、翌平成19年にはヒトの皮膚細胞からも同様の細胞を得ることに成功し、一躍世界の脚光を浴びることになりました。この新しい細胞は、人工多能性幹細胞（通称、iPS細胞：induced pluripotent stem cell）と名付けられ、新たな「万能細胞」と位置づけられています。iPS細胞はES細胞とほぼ同等の性質を持っています。つまり、心筋、神経、肝臓、血液など様々な細胞に分化する能力を持ち、さらに培養器内で大量に増殖することが可能です。iPS細胞は受精卵を使用せず作製可能であるため、世界中で研究が急速に進むことになりました。

当社は、ES細胞及びiPS細胞に関して保有する様々な知財・ノウハウ等を強みとして、研究試薬製品や細胞製品などの事業を行っています。

### 細胞の種類と特徴

	分化能	増殖性	存在場所
iPS細胞 (人工多能性幹細胞)	あらゆる細胞に分化可能 (多分化能)	高い増殖能	人工的に作製 体内には存在しない
ES細胞 (胚性幹細胞)	あらゆる細胞に分化可能 (多分化能)	高い増殖能	胚盤胞の中 体内には存在しない
体性幹細胞	限定的な細胞種に分化可能	増殖は限定的	体内の一部に存在
体細胞	分化しない	増殖は限定的	体を作っている主な細胞
ガン化細胞	分化しない	高い増殖能	

### 細胞ビジネスの概要

これまで、ヒト細胞の供給はドナー（\*）に依存する部分が大きくヒト細胞を大量に供給することは困難でした。例えば、骨髄移植では適合ドナーが容易に見つかる状況ではありません。この状況が、ES細胞/iPS細胞の登場により大きな変化を迎えようとしています。つまり、これらの細胞を使用することで、神経細胞や心筋細胞などの様々な体細胞をドナーに頼らず大量に作製することが可能になります。ES細胞/iPS細胞は大量に増殖できるので、細胞供給源が尽きることはありません。この特徴を利用した新しい細胞ビジネスの可能性が広がっており、研究試薬、創薬応用、テーラーメイド医療、再生医療などが代表的なものとしてあげられます。

### ES細胞/iPS細胞を使ったビジネス

	研究試薬	創薬応用	テーラーメイド医療	再生医療
対象顧客	大学・研究所等	製薬企業等	患者・病院等	患者・病院等

#### 研究試薬：

ES細胞/iPS細胞の研究を行う際に使用する研究試薬になります。研究試薬には様々な種類があり、例えば、培養液、集菌液、凍結保存液、コーティング剤、抗体、などがあります。研究試薬は細胞の種類、培養方法、測定方法などによって様々な種類があります。例えばヒトiPS細胞の培養液の場合、培養方法によって異なる培養液が数種類販売されていますし、ヒトiPS細胞を識別するためのマーカーについても同様に多種類販売されています。対象顧客は、大学等の公的研究機関や製薬企業等の民間研究機関になり、現在、世界中で盛んに研究が行われています。

当社では、ヒトES/iPS細胞に特化した研究試薬製品の製造販売を行っています。

#### 創薬応用：

ES細胞/iPS細胞から、神経細胞、心筋細胞、肝細胞など様々な細胞を作製し、それを創薬スクリーニングに利用します。これにより、製薬企業が新薬候補化合物の薬効評価及び毒性評価を効率的に行うことが可能になります。また、動物実験を大幅に低減できるとの期待もあります。主な対象顧客は製薬企業や化学系企業であり、現在、当該技術の初期導入が進んでいます。

当社では、iPS細胞から、神経細胞、心筋細胞、肝細胞、アルツハイマー病モデル細胞等、様々な細胞製品を作製して販売しています。

**テラーメイド医療：**

個人から採取した細胞（例えば、皮膚や血液）からiPS細胞を作製し、その細胞を使って個別に病態診断や医薬品の適合性判断が行える可能性があります。現在、iPS細胞技術を使って、患者から採取した細胞から病態モデル細胞を作製する研究が盛んに行われていますが、将来的にこれらの研究成果を活用することで、個々人に最適な薬剤や処方薬を選択することができる可能性があります。

**再生医療：**

ES細胞/iPS細胞から神経細胞、心筋細胞、肝細胞など様々な細胞を作製し、患者に移植することで組織の再生を行います。脊髄損傷や心筋梗塞など、生体内で損傷または壊死した組織は、新たに細胞を移植する方法が有効と考えられています。一方、ヒト細胞を供給するためにはドナーに依存せざるを得ず、ドナー不足の解決が課題になっています。ES細胞/iPS細胞から新たに細胞を作り出す技術は、この課題を根本的に解決し、ドナーに依存しない新しい再生医療として注目を集めています。現在、米国ではヒトES細胞を使った再生医療の臨床試験（\*）が進められており、近い将来、再生医療が実現すると期待されています。

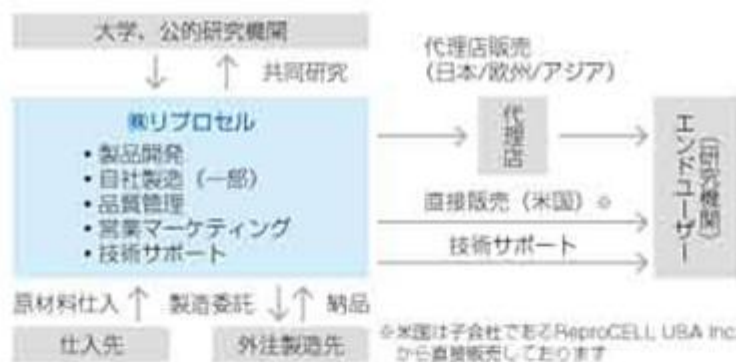
以上のように、ES細胞/iPS細胞は次世代バイオ産業の中心的存在として期待されています。

研究試薬分野はすでにグローバルに市場を形成しており、成長性の高い市場と言えます。一方、創薬応用は、これまでの創薬プロセスを大幅に効率化する新規技術として期待されており、製薬企業でも技術導入に向けた動きが出てきました。当社は、現時点で、研究試薬と創薬応用の2つに注力して事業展開していますが、将来的には、テラーメイド医療や再生医療への展開も可能と考えています。

以下、研究試薬製品と細胞製品について説明します。

**① 研究試薬製品**

ヒトES/iPS細胞の研究に必要な、培養液、乳剤液、凍結保存液、コーティング剤、抗体などの各種研究試薬の製造販売を行っています。

**研究試薬製品の事業系統図**

これらの研究試薬は、京都大学物質-細胞統合システム拠点の中辻重夫教授のヒトES細胞の研究をベースに開発されたものであり、高い技術力と長年の実績に裏打ちされています。さらに、京都大学iPS細胞センターの山中伸弥教授が当社の試薬を用いて、世界で初めてヒトiPS細胞の樹立及び培養に成功されたことで、当社の製品はヒトES細胞だけでなく、ヒトiPS細胞にも使用できることが確認されました。それ以来、ヒトES/iPS細胞の共通試薬として、幅広い研究機関で使用されています。

ヒトES/iPS細胞の培養方法は、大きくオンフィーダー法とフィーダーレス法の2つに分けられ、最適な試薬が異なります。このため、当社も、それぞれの培養法に適した試薬製品をラインナップしています。

オンフィーダー法は、ヒトES/iPS細胞に、フィーダー細胞（\*）（マウス胎児線維芽細胞）を共存させる培養方法であり、歴史が長く信頼度が高い方法です。但し、フィーダー細胞の調製に手間がかかることや将来的に再生医療への応用を考えた場合、必ずしも理想的とは言えません。一方、フィーダーレス法は、特殊なコーティング剤を培養皿に塗布することで、フィーダー細胞がなくても、ヒトES/iPS細胞の培養を可能にします。この方法では、上記のデメリットは克服できるものの、技術的にはまだ発展途上と言えます。現在は、オンフィーダー法が主流で、一部フィーダーレス法が利用されている状況です。

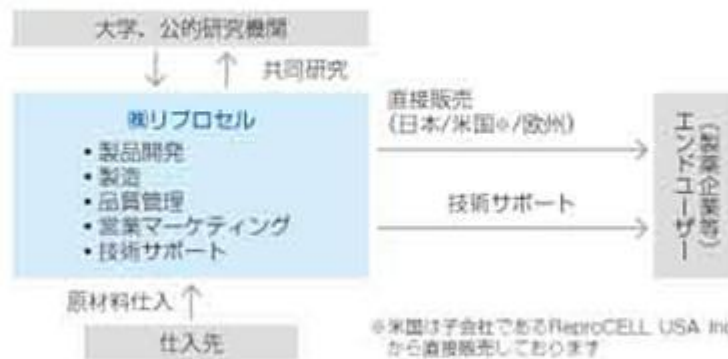




## ②細胞製品

ヒトiPS細胞から、心筋、神経、肝臓などの様々な細胞を作製し、主に製薬企業に販売しています。細胞だけでなく、専用培養液やコーティング剤などもセットになっています。これらの細胞製品は、製薬企業において、新薬候補化合物の薬効試験や毒性試験の実験材料として使用されます。また、同細胞を利用して、薬効試験や毒性試験を当社内で実施する受託サービス型ビジネスも提供しております。

### 細胞製品の事業系統図



これまで、京都大学物質-細胞統合システム拠点や医薬基盤研究所など世界最先端の技術を有する研究機関との共同開発により、ヒトiPS細胞由来の心筋、神経、肝臓、アルツハイマー病モデル細胞など、世界最先端の製品の開発に成功してきました。現在、製造は自社内で実施しており、販売も国内、米国及び欧州ともに直接（一部代理店）行っています。

### ヒトiPS細胞の創薬応用

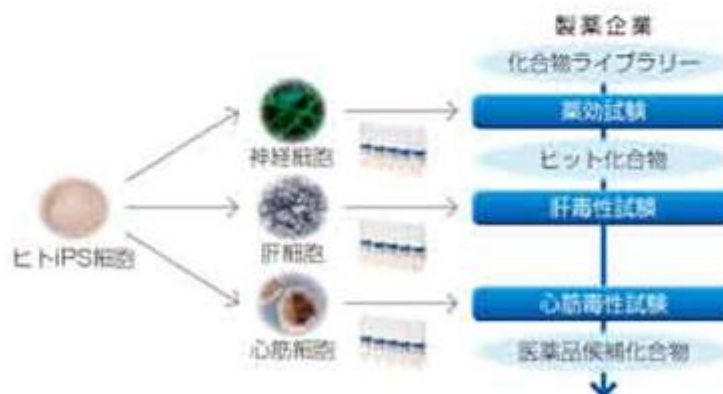
医薬品の研究開発は、各製薬企業の有する数十万〜数百万種類の化合物ライブラリーについて数々の薬効試験及び毒性試験に関するスクリーニングを行い、最終的に1つの新薬を見いだすプロセスになります。1つの医薬品の開発に、10-15年以上の研究開発期間と数百億円以上の研究開発費という膨大な投資が必要とされます。

研究開発プロセスは、探索研究、前臨床試験（\*）、臨床試験の3つに大きく分けられます。臨床試験で初めて、新薬候補化合物がヒトに投与されますが、それ以前は、ガン化細胞や実験動物が主に使用されます。本来であれば、ヒトに投与する臨床試験の前に、ヒト細胞で、薬効試験及び毒性評価を行い、ヒト固有の反応を十分に検証することが理想的ですが、実際にはヒト細胞の供給はドナーに依存するため、安定供給が容易ではありません。そのため、ガン化細胞や実験動物が多用されているのが実情です。

ヒトiPS細胞は多分化能と高い増殖性を兼ね備えているため、心筋や神経など様々な種類の体細胞を安定的に供給することが可能になります。ヒト細胞を安定的に創薬プロセスで利用することにより、種間差（ヒトと動物の反応性の違い）の問題や安定供給の課題を克服することが可能になると期待されています。ヒト細胞を用いた薬効試験及び毒性試験は、創薬プロセスの理想でもあり、それがiPS細胞により実現可能になります。

当社では、製薬企業にとってとりわけニーズの高い心筋、神経、肝臓の3種類の細胞に注力し、事業化を進めております。

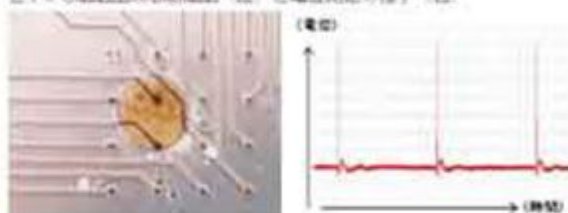
### 細胞製品例



### 1) 心筋細胞

医薬品の心臓に対する毒性は重篤な副作用であり、すべての医薬品でこの心筋毒性試験（＊）が義務付けられています。心筋毒性は、特定の遺伝子を組み込んだガン化細胞を用いたhERG試験（＊）及び動物実験が一般的に行われています。hERG試験では、特定の遺伝子に対する単純な反応性は評価できるものの、実際の心臓で起こる複雑な反応を予測することは困難です。一方、動物実験では、比較的高い精度で毒性評価が可能ですが、1つの化合物に対するテストを行うのに多くの時間とコストが必要とされます。

ヒトiPS細胞由来心筋細胞（左）と電位測定の様子（右）



このような状況の中、当社では、ヒトiPS細胞から拍動する心筋細胞を作製することに成功し、平成21年4月に世界で初めて製品化に成功しました。拍動する心筋を安全性試験に使用することで、現行法であるhERG試験では評価できなかった心筋の複雑な薬剤反応性が得られています。また、ニプロ社と共同で、96個のくぼみに電極が配置された、特殊な電極付き96プレートを開発しました。このプレートに、96個の心筋細胞を播種（＊）することで、96種類の薬物評価試験が1度に可能になります。動物実験と比較して、著しいハイスループット化（＊）が可能であり、コストと時間の大幅な短縮が可能になります。

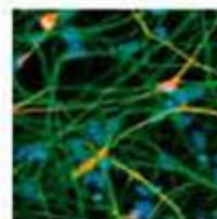
### 2) 神経細胞

アルツハイマー病やパーキンソン病などの神経変性疾患の患者数は、社会の高齢化に伴い増加しており、その対策が必要とされています。このため、多くの製薬企業で神経変性疾患の治療薬の研究開発が精力的に行われています。

神経変性疾患の治療薬の開発には、ヒトの神経細胞を実験材料として利用することが理想的ですが、供給が難しいのが実情です。このような背景の中、当社では、ヒトiPS細胞から各種の神経細胞を作製することに成功し、平成22年10月、世界で初めてiPS細胞由来神経細胞の販売を開始しました。一言で神経細胞と言っても、大脳、小脳など様々な部位があり、各種神経変性疾患もそれぞれ個別の部位に疾患が見られます。例えば、アルツハイマー病であれば大脳、パーキンソン病であれば中脳が対象になります。このため、当社では、アルツハイマー病の評価材料としてコリン作動性神経（大脳）、パーキンソン病用にドーパミン作動性神経（中脳）をそれぞれラインナップしています。

さらに、遺伝子改変技術を用いることで、アルツハイマー病の原因遺伝子を保有した神経細胞を作製することにも成功し、こちらも平成24年6月、世界で初めて製品として販売を開始しました。このアルツハイマー病モデル細胞では、アルツハイマー患者の脳内に見られる「老人斑」の原因物質であるアミロイドベータ42（＊）が蓄積されることも確認しています。これらiPS細胞由来神経細胞は、神経変性疾患の治療薬の研究開発の重要な実験材料として利用可能です。

また、アルツハイマー病モデル細胞に関しては、韓パーキンエルマージャパンと販売協力を進めており、同社の関連試薬と当社の細胞の共同プロモーションを進めております。



### 3) 肝細胞

投与された薬の殆どは肝臓で代謝を受けます。このため、新薬開発では、肝臓における代謝の影響や肝毒性などの検討項目が課せられています。

現状、主に亡くなられたドナーから得られる肝細胞（初代培養肝細胞）が使用されていますが、供給面やロット差の問題があり、再現性の高い薬剤試験の結果が得にくい状況です。このような背景の中、iPS細胞技術を使うことで、均質な肝細胞が大量に供給可能になると大きく期待されています。当社では、医薬基盤研究所との共同研究により世界で初めてiPS細胞由来肝細胞の製品化に成功し、平成24年6月に上市（＊）しました。

当社の肝細胞は純度が90%以上と極めて高いことが大きな特徴です。また、肝臓において解毒を行う酵素（シトクロムP450）の最も代表的なCYP3A4（＊）が、初代培養肝細胞とほぼ同等の活性を示しており、十分な肝臓の機能を有していると言えます。

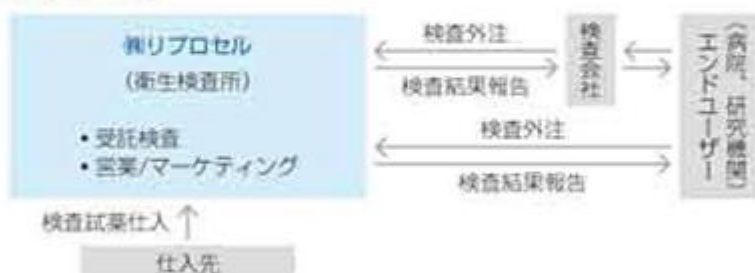
なお、本成果により、平成24年9月に平成24年度産学官連携功労者表彰・厚生労働大臣賞を受賞しております。



## (2) 臨床検査事業

移植治療は、通常の投薬治療や外科手術では治療できないような疾患の治療法として、広く普及が進んでいます。当社では、平成18年12月に衛生検査所として登録を行い、これら臓器移植及び造血幹細胞移植で必要とされる臨床検査に特化した検査受託サービスを提供しています。具体的には、対象顧客である医療機関から血液や血清などの検体を、当社の衛生検査所に搬送し、検査を実施するというものです。委託方法は、医療機関からの直接委託と他の検査会社を経由した再委託の両方で行っています。

### 臨床検査事業の事業系統図



主な検査項目としては、「HLAタイピング検査（＊）」、「抗HLA抗体検査（抗HLA抗体スクリーニング検査及び抗HLA抗体同定検査）」、「フロークロスマッチ検査（＊）」があります。これら移植治療に必要な検査を1拠点でまとめて行うことで整合性のとれた精度の高いデータを顧客に提供することが可能になります。

これらの検査項目のうち、造血幹細胞移植における抗HLA抗体検査（抗HLA抗体スクリーニング及び抗HLA抗体同定検査）が、平成24年4月から、保険適用になりました。

#### 1) HLAタイピング検査

赤血球にA、B、O型の血液型があるように、白血球にも、HLA型があります。HLA型とは、ヒト白血球抗原（Human Leukocyte Antigen）の略で、個人に固有の免疫の型になります。移植に際しては、ドナーとレシピエント（患者）のHLA型がなるべく適合していることが必要で、適合性が低い場合、免疫拒絶が起こりやすくなります。このため、移植前には必ずドナーとレシピエントのHLA型を調べる必要があります。当社では、このHLA型のタイピング検査を提供しています。

#### 2) 抗HLA抗体検査（抗HLA抗体スクリーニング及び抗HLA抗体同定検査）

免疫拒絶を抑制するためにはドナーとレシピエントのHLA型が近い方が望ましいですが、HLA型は非常に多岐に渡っているため、厳密に言くと、ドナーとレシピエントのHLA型が完全に一致することは稀といえます。

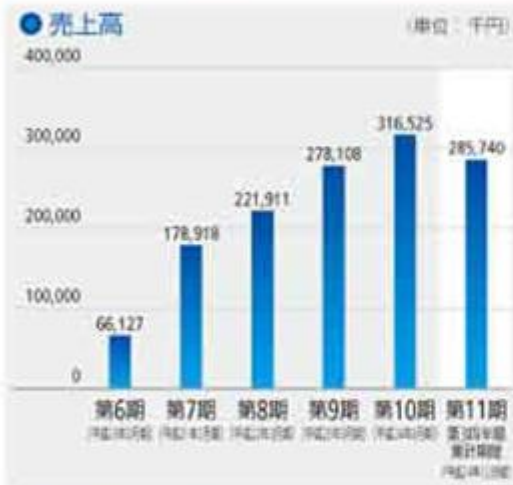
このため、臓器移植や造血幹細胞移植後には程度の差はあれ何らかの免疫拒絶が起こりえます。免疫拒絶のメカニズムは複雑ですが、重要な要因の1つとして抗HLA抗体が報告されています。抗HLA抗体は、HLA型の異なるドナーの細胞片を移植した場合に、それを異物と認識し、攻撃するための物質であり、移植治療後に体内で産生されます。体内の抗HLA抗体の産生量と移植治療の成功の有無には相関関係があることが報告されており、抗HLA抗体の産生量をモニタリングすることが移植治療で必要とされています。抗HLA抗体の産生量が増えた場合、免疫抑制剤の投与量を増やすなどの医療的処置が可能です。また、移植治療前でも輸血や妊娠などの非自己タンパクによる抗体産生刺激を受けた場合、抗HLA抗体が体内で産生される可能性があり、その場合は移植直後から免疫拒絶が起こる可能性が高くなります。このため、抗HLA抗体検査は、移植前後の両方で必要な検査となっています。

#### 3) フロークロスマッチ検査

抗HLA抗体は免疫拒絶の主要な要因の1つですが、免疫拒絶のメカニズムは複雑で、抗HLA抗体だけで、全てを説明できるわけではありません。抗HLA抗体が検出されなくても、別の理由で免疫拒絶が起こる場合もあります。フロークロスマッチ検査は、免疫拒絶を抗HLA抗体に限定せずより広く検出するための方法になります。但し、陽性反応が出た場合でも、その原因を特定できないのが課題であり、上記の抗HLA抗体検査と組み合わせることで、より検査精度を上げることができます。

フロークロスマッチ検査では、ドナーのリンパ球とレシピエントの血清（各種抗体は血清の中に存在する）を直接反応させます。もし、レシピエントが何らかの免疫拒絶に関与する抗体（抗HLA抗体に限らない）を保有していた場合、ドナーのリンパ球と反応するので、それを検出することができます。もちろん、反応性のある抗HLA抗体を保有していた場合も反応します。フロークロスマッチ検査では、実際のドナーとレシピエントの細胞を使い、個別に反応性を確かめることが可能であるため、移植前の重要な検査として位置づけられています。

## 2 業績等の推移



注) 平成25年2月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割が行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産の推移を記載しております。



注) 平成25年2月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割が行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純損失の推移を記載しております。

## 第二部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年度	第6期 平成20年3月	第7期 平成21年3月	第8期 平成22年3月	第9期 平成23年3月	第10期 平成24年3月
売上高 (千円)	66,127	178,918	221,911	278,108	316,525
経常損失 ( ) (千円)	133,544	65,336	44,477	29,374	20,918
当期純損失 ( ) (千円)	133,926	66,660	50,156	34,890	22,206
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	431,222	100,000	124,999	124,999	124,999
発行済株式総数 (株)	632,116	742,116	765,925	765,925	765,925
純資産額 (千円)	138,607	302,946	302,788	267,897	245,691
総資産額 (千円)	160,005	334,347	355,352	318,237	314,895
1株当たり純資産額 (円)	219.27	408.22	395.32	34.98	32.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	219.42	98.05	67.22	4.56	2.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	86.6	90.6	85.2	84.2	78.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	23,896	13,076
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	10,105	14,184
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	-	204,730	178,032
従業員数 (人)	13	14	11	8	12
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(2)	(2)	(6)	(15)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 平成21年3月6日付で、資本金を446,722千円減資し、その金額をその他資本剰余金に振り替えております。

5. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

7. 第6期、第7期及び第8期における営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。

8. 第10期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当社は、平成25年2月14日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

9. 第9期及び第10期の財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、監査を受けておりません。
10. 当社は、平成25年2月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』の作成上の留意点について」(平成24年9月4日付大証上場大第76号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第6期、第7期及び第8期の各数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年度	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
1株当たり純資産額 (円)	21.93	40.82	39.53	34.98	32.08
1株当たり当期純損失金額 (円)	21.94	9.80	6.72	4.56	2.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

## 2【沿革】

当社は、細胞技術を中心とした次世代医療ビジネスの確立を目的として、京都大学再生医科学研究所・所長（当時）の中辻憲夫教授と東京大学医科学研究所幹細胞(\*)治療研究センターの中内啓光教授の技術シーズを基盤として平成15年2月に設立されました。

年月	事項
平成15年2月	東京都港区西新橋において株式会社リプロセル（資本金100万円）を設立
平成15年5月	東京大学医科学研究所と共同研究契約を締結
平成15年6月	京都大学と共同研究契約を締結
平成15年12月	本店を東京都千代田区内幸町に移転
平成16年8月	当社の第一号ビジネスとして、Nanog抗体(*)の製造販売を開始（研究試薬）
平成17年4月	ヒトES細胞(*)用の培養液(*)、剥離液(*)、凍結保存液(*)の製造販売を開始（研究試薬）
平成17年6月	東京都港区白金台に研究所を設立
平成17年6月	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の研究開発プロジェクト「研究用モデル細胞の創製技術開発」に採択
平成18年12月	衛生検査所登録を行い、臨床検査事業を開始
平成19年6月	本店を東京都港区白金台に移転
平成19年11月	京都大学山中伸弥教授がヒトiPS細胞(*)を発明 当社の培養液がヒトiPS細胞の樹立及び培養に使用される
平成21年3月	世界で初めてiPS細胞の樹立方法に関する知財の商業利用ライセンスをiPSアカデミアジャパン(株)から取得
平成21年4月	世界で初めてヒトiPS細胞由来心筋細胞の製造販売を開始（細胞製品）
平成21年5月	Society for Biomolecular Science 15th Annual Conference（開催地：フランス）で当社がBest Poster 2009を受賞
平成21年6月	当社製品であるES/iPS細胞用剥離液の特許が成立（特許第4317337号）
平成21年9月	ヒトiPS細胞の培養講習会を開始
平成21年9月	Stem Cells and Regenerative Medicine Europe（開催地：英国）で当社がベストポスター賞を受賞
平成22年6月	本店を横浜市港北区新横浜に移転
平成22年10月	世界で初めてヒトiPS細胞由来神経細胞（ドーパミン神経(*)）の製造販売を開始（細胞製品）
平成22年12月	医薬基盤研究所（大阪府茨木市）の水口裕之チーフプロジェクトリーダーのグループと「iPS細胞由来肝細胞の創薬応用技術開発」の共同研究開発契約を締結
平成23年1月	ReproCELL USA Inc.を海外子会社としてアメリカに設立
平成23年4月	当社製品であるES/iPS細胞用凍結保存液に関する特許が成立（特許第4705473号）
平成23年4月	ヒトES/iPS細胞用の培養液として新たにフィーダーレス培養液ReproFF2の製造販売を開始（研究試薬）
平成23年5月	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の研究開発プロジェクト「ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発」に採択
平成24年1月	新横浜の当社・研究所スペースを増床
平成24年2月	日本バイオベンチャー大賞バイオインダストリー協会会長賞を受賞
平成24年6月	世界で初めてヒトiPS細胞由来肝細胞の製造販売を開始（細胞製品）
平成24年6月	世界で初めてヒトiPS細胞アルツハイマー病モデル細胞の製造販売を開始（細胞製品）
平成24年8月	パーキンエルマー・ジャパン社とヒトiPS細胞アルツハイマー病モデル細胞に関して販売協力で合意
平成24年9月	平成24年度産学官連携功労者表彰・厚生労働大臣賞を受賞
平成24年12月	ReproCELL USA Inc.がボストンに販売拠点を設立

### 3【事業の内容】

当社は、ヒトiPS細胞及びヒトES細胞の技術を基盤とした(1)iPS細胞事業と、臓器移植等に係わる(2)臨床検査事業を展開しております。

また、iPS細胞事業に関する製品群は研究試薬製品と細胞製品の2つに大きく分けられます。

事業の概要は以下のとおりであります。なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業内容	区分	内容
iPS細胞事業	研究試薬製品	ヒトES/iPS細胞の研究に必要な、培養液、剥離液、凍結保存液、コーティング剤(*)、抗体(*)など、ヒトES/iPS細胞に最適化された各種研究試薬の製造販売を行っています。
	細胞製品	ヒトiPS細胞から、心筋、神経、肝臓などの様々な細胞を作製し、専用培養液やコーティング剤とともに、主に製薬企業に販売しています。これらの細胞製品は、製薬企業において、新薬候補化合物の薬効試験や毒性試験の実験材料として使用されます。また、同細胞を利用して、薬効試験や毒性試験を当社内で実施する受託サービスを提供しております。
臨床検査事業		臓器移植及び造血幹細胞移植で必要とされる臨床検査に特化した検査受託サービスを提供しています。具体的には、対象顧客である医療機関から血液や血清などの検体を当社の衛生検査所に搬送し、検査を実施するというものです。受託方法には、医療機関からの直接受託と他の検査会社を経由した再受託の両方があります。

#### (1) iPS細胞事業

##### a. 事業環境

ヒトの体は60兆個以上、200種類以上の細胞で構成されていると言われております。ヒトは、もともとは1つの受精卵から始まり、分裂、増殖を繰り返しながら、神経細胞、心筋細胞、肝細胞など、成体を構成する様々な細胞に分化（変化）していきます。我々の体の中には、このように最終的に分化した細胞と分化途上の細胞が存在しており、前者を体細胞(\*)、後者を体性幹細胞(\*)と言います。

体性幹細胞としては、造血幹細胞、神経幹細胞、間葉系幹細胞などがあり、これらは、限定された範囲内でのみ各種の細胞に分化することができます。例えば、造血幹細胞は、骨髄に多く存在することが知られており、白血球や血小板など全ての血液系細胞を作り出していますが、神経などの異なる細胞種には分化しません。

一方、体性幹細胞よりも未熟な細胞として、胚性幹細胞（通称、ES細胞：Embryonic stem cell）があります。ES細胞は、受精卵から1週間ぐらい経過した胚盤胞という状態の内部の細胞塊を取り出したもので、心筋、神経、肝臓、血液など理論上は体内の全ての種類の細胞に分化することが可能です（これを多能性と言います）。体性幹細胞は限られた範囲内ではしか分化できないのに対し、ES細胞では分化できる範囲が格段に広いのが大きな特徴です。また、ES細胞は、培養器内で、1週間で約10倍、2週間で100倍、3週間で1,000倍というように、長期の大量培養が可能です。一方、我々の体を構成する様々な細胞（体細胞及び体性幹細胞）では、増殖能力に限界があり、正常な状態を維持しながら長期培養することは困難です。このように、ES細胞は、多能性と高い増殖性という2つの大きな特徴がある特異な細胞であり、学術的には「多能性幹細胞」、通称「万能細胞」と呼ばれています。

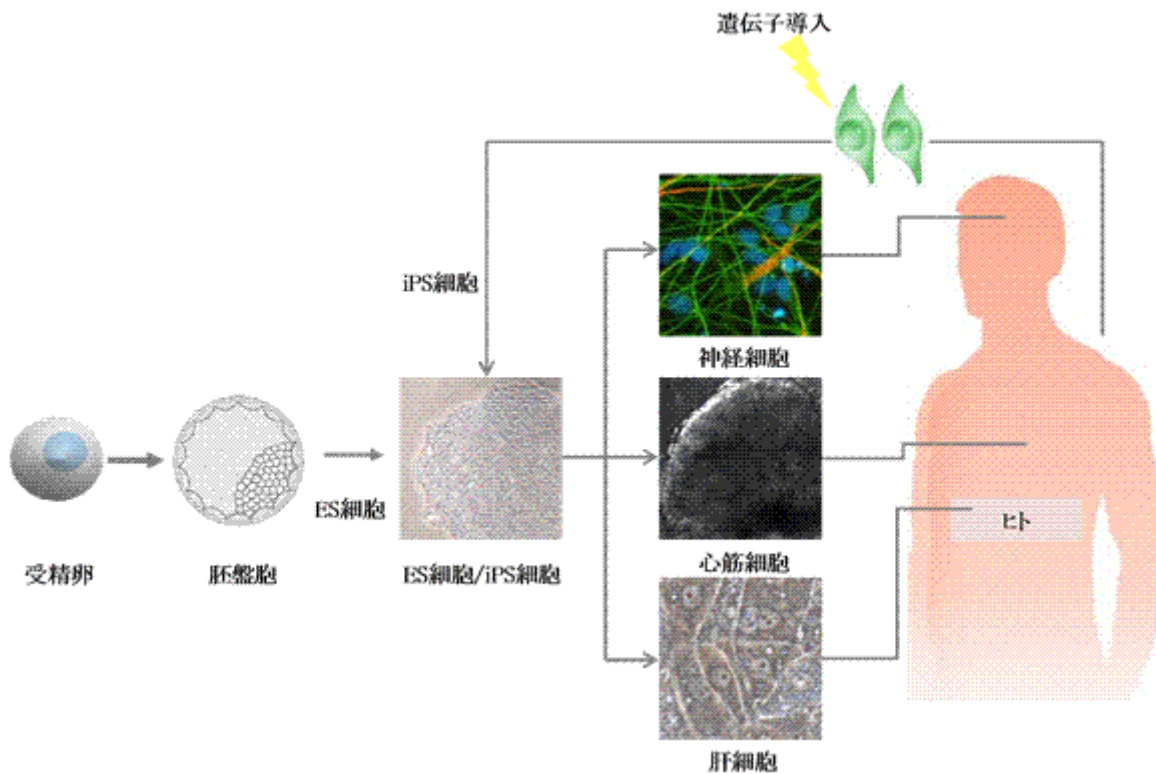
ES細胞はインフォームドコンセント(\*)を取得した上で、不妊治療の過程で不要になった余剰胚から作製しますが、受精卵を使用することに関して各国で様々な倫理的議論がされています。このような背景の中、受精卵を使用しない新たな「万能細胞」を京都大学の山中伸弥教授が発明されました。

平成18年、山中教授は、マウスの皮膚細胞に4つの遺伝子を導入することで、マウスES細胞と同様の性質を有する新しい細胞を作製することに成功しました。さらに、翌平成19年にはヒトの皮膚細胞からも同様の細胞を得ることに成功し、一躍世界の脚光を浴びることになりました。この新しい細胞は、人工多能性幹細胞（通称、iPS細胞：induced pluripotent stem cell）と名付けられ、新たな「万能細胞」と位置づけられています。iPS細胞はES細胞とほぼ同等の性質を持っています。つまり、心筋、神経、肝臓、血液など様々な細胞に分化する能力を持ち、さらに培養器内で大量に増殖することが可能です。iPS細胞は受精卵を使用せず作製可能であるため、世界中で研究が急速に進むことになりました。

当社は、ES細胞及びiPS細胞に関して保有する様々な知財・ノウハウ等を強みとして、研究試薬製品や細胞製品などの事業を行っています。



## ES細胞とiPS細胞



## 細胞の種類と特徴

	分化能	増殖性	存在場所
iPS 細胞 (人工多能性幹細胞)	あらゆる細胞に分化可能 (多分化能)	高い増殖能	人工的に作製 体内には存在しない
ES 細胞 (胚性幹細胞)	あらゆる細胞に分化可能 (多分化能)	高い増殖能	胚盤胞の中 体内には存在しない
体性幹細胞	限定的な細胞種に分化可能	増殖は限定的	体内の一部に存在
体細胞	分化しない	増殖は限定的	体を作っている主な細胞
ガン化細胞	分化しない	高い増殖能	

## b. 細胞ビジネスの概要

これまで、ヒト細胞の供給はドナー(\*)に依存する部分が大きくヒト細胞を大量に供給することは困難でした。例えば、骨髄移植では適合ドナーが容易に見つかる状況ではありません。この状況が、ES細胞/iPS細胞の登場により大きな変化を迎えようとしています。つまり、これらの細胞を使用することで、神経細胞や心筋細胞などの様々な体細胞をドナーに頼らず大量に作製することが可能になります。ES細胞/iPS細胞は大量に増殖できるので、細胞供給源が尽きることはありません。この特徴を利用した新しい細胞ビジネスの可能性が広がっており、研究試薬、創薬応用、テーラーメイド医療、再生医療などが代表的なものとしてあげられます。以下、説明します。

## 研究試薬：

ES細胞/iPS細胞の研究を行う際に使用する研究試薬になります。研究試薬には様々な種類があり、例えば、培養液、剥離液、凍結保存液、コーティング剤、抗体、などがあります。研究試薬は細胞の種類、培養方法、測定方法などによって様々な種類があります。例えばヒトiPS細胞の培養液の場合、培養方法によって異なる培養液が数種類販売されていますし、ヒトiPS細胞を識別するためのマーカーについても同様に多種類販売されています。対象顧客は、大学等の公的研究機関や製薬企業等の民間研究機関になり、現在、世界中で盛んに研究が行われています。

当社では、ヒトES/iPS細胞に特化した研究試薬製品の製造販売を行っています。

**創薬応用：**

ES細胞/iPS細胞から、神経細胞、心筋細胞、肝細胞など様々な細胞を作製し、それを創薬スクリーニングに利用します。これにより、製薬企業が新薬候補化合物の薬効評価及び毒性評価を効率的に行うことが可能になります。また、動物実験を大幅に低減できるとの期待もあります。主な対象顧客は製薬企業や化学系企業であり、現在、当該技術の初期導入が進んでいます。

当社では、iPS細胞から、神経細胞、心筋細胞、肝細胞、アルツハイマー病モデル細胞等、様々な細胞製品を作製して販売しています。

**テーラーメイド医療：**

個人から採取した細胞（例えば、皮膚や血液）からiPS細胞を作製し、その細胞を使って個別に病態診断や医薬品の適合性判断が行える可能性があります。現在、iPS細胞技術を使って、患者から採取した細胞から病態モデル細胞を作製する研究が盛んに行われていますが、将来的にこれらの研究成果を活用することで、個々人に最適な薬剤や処方量を選択することができる可能性があります。

**再生医療：**

ES細胞/iPS細胞から神経細胞、心筋細胞、肝細胞など様々な細胞を作製し、患者に移植することで組織の再生を行います。脊椎損傷や心筋梗塞など、生体内で損傷または壊死した組織は、新たに細胞を移植する方法が有効と考えられています。一方、ヒト細胞を供給するためにはドナーに依存せざるを得ず、ドナー不足の解決が課題になっています。ES細胞/iPS細胞から新たに細胞を作り出す技術は、この課題を根本的に解決し、ドナーに依存しない新しい再生医療として注目を集めています。現在、米国ではヒトES細胞を使った再生医療の臨床試験(\*)が進められており、近い将来、再生医療が実現すると期待されています。

**ES細胞/iPS細胞を使ったビジネス**

以上のように、ES細胞/iPS細胞は次世代バイオ産業の中心的存在として期待されています。

研究試薬分野はすでにグローバルに市場を形成しており、成長性の高い市場と言えます。一方、創薬応用は、これまでの創薬プロセスを大幅に効率化する新規技術として期待されており、製薬企業でも技術導入に向けた動きが出てきました。当社は、現時点で、研究試薬と創薬応用の2つに注力して事業展開していますが、将来的には、テーラーメイド医療や再生医療への展開も可能と考えています。

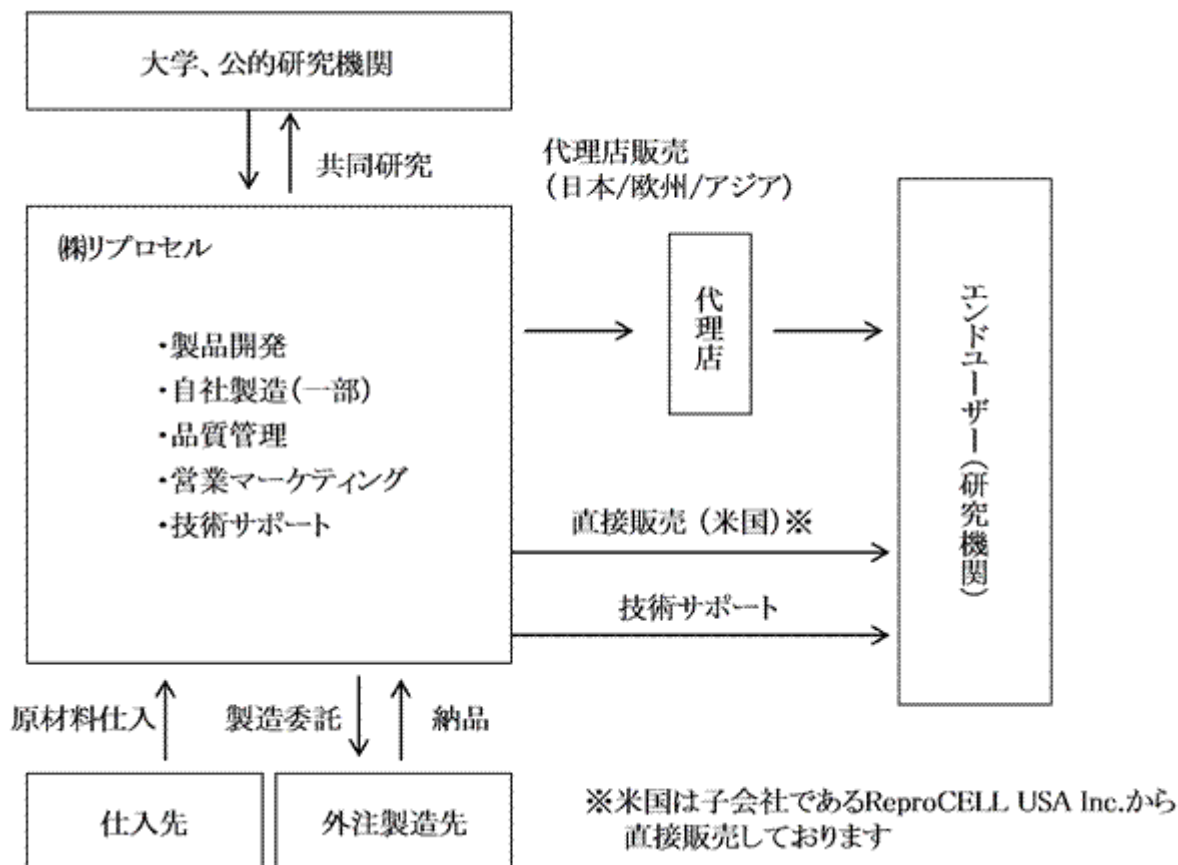
以下、研究試薬製品と細胞製品について説明します。

## 研究試薬製品

ヒトES/iPS細胞の研究に必要な、培養液、剥離液、凍結保存液、コーティング剤、抗体などの各種研究試薬の製造販売を行っています。これらの研究試薬は、京都大学物質細胞統合システム拠点の中辻憲夫教授のヒトES細胞の研究をベースに開発されたものであり、高い技術力と長年の実績に裏打ちされています。さらに、京都大学iPS細胞センターの山中伸弥教授が当社の試薬を用いて、世界で初めてヒトiPS細胞の樹立及び培養に成功されたことで、当社の製品はヒトES細胞だけでなく、ヒトiPS細胞にも使用できることが確認されました。それ以来、ヒトES/iPS細胞の共通試薬として、幅広い研究機関で使用されています。

当社では、設備投資を最小限に抑えリソースを開発業務に集中させるため、製造の大部分を外注しております。また、製品の品質管理は当社の研究所で徹底して行っており、全試薬の全ロットで品質確認を行っております。対象顧客は大学などの公的研究機関及び製薬企業などの民間研究機関になり、現在は公的研究機関が大部分を占めています。国内、アジア、欧州は代理店経由で、米国は直接販売しております。また、エンドユーザーを対象にiPS細胞の講習会を定期的実施しており、ユーザーへの技術サポートにも力を入れています。

## 研究試薬製品の事業系統図

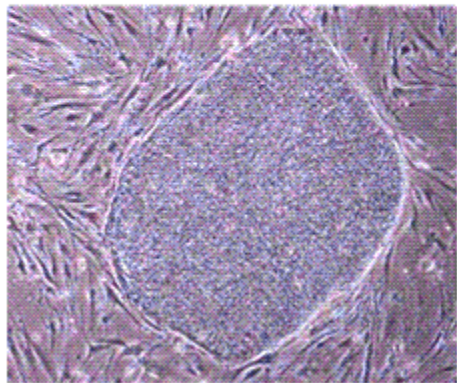
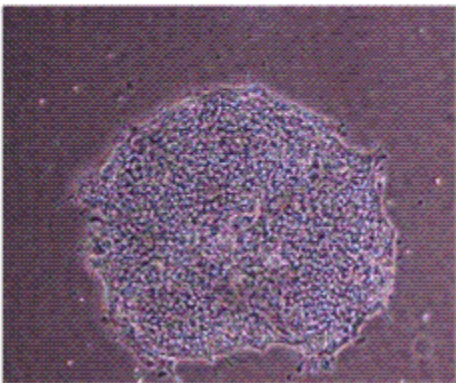


ヒトES/iPS細胞の培養方法は、大きくオンフィーダー法とフィーダーレス法の2つに分けられ、最適な試薬が異なります。このため、当社も、それぞれの培養法に適した試薬製品をラインナップしています。

オンフィーダー法は、ヒトES/iPS細胞に、フィーダー細胞(\*)（マウス胎児線維芽細胞）を共存させる培養方法であり、歴史が長く信頼度が高い方法です。但し、フィーダー細胞の調製に手間がかかることや将来的に再生医療への応用を考えた場合、必ずしも理想的とは言えません。一方、フィーダーレス法は、特殊なコーティング剤を培養皿に塗布することで、フィーダー細胞がなくても、ヒトES/iPS細胞の培養を可能にします。この方法では、上記のデメリットは克服できるものの、技術的にはまだ発展途上と言えます。現在は、オンフィーダー法が主流で、一部フィーダーレス法が利用されている状況です。

最近、フィーダー細胞やコーティング剤を使わず、ヒトES/iPS細胞を浮遊したまま培養するサスペンション法が開発されてきました。この方法では、大量培養が可能になることが大きな特徴で、再生医療への応用が期待されており、今後更なる研究開発を展開してまいります。

## ES細胞/iPS細胞の培養方法

オンフィーダー法	フィーダーレス法
フィーダー細胞(マウスの胎児線維芽細胞)との共培養	フィーダー細胞なし
マウス由来の異種成分の混入の可能性あり	異種成分の混入の可能性なし
長年の実績と信頼性	開発途上
	

当社では、オンフィーダー法とフィーダーレス法の2つの培養方法に適した試薬をそれぞれ提供しております。オンフィーダー用の培養液として、Primate ES cell medium（以下、ES medium）とReproStemの2品目を販売しています。ES mediumは京都大学iPS細胞センターの山中伸弥教授が世界で初めてヒトiPS細胞の樹立及び培養に成功した際に使用した培養液であり、現在、日本のスタンダードとして幅広い研究機関で使用されています。一方、ReproStemはES mediumの廉価版に該当し、通常の培養時のコストを低く抑えられるメリットがあります。

フィーダーレス用の培養液としては、ReproFF及びReproFF2を発売しております。両者とも、ヒトES/iPS細胞をフィーダーレスで良好に培養可能ですが、ReproFF2は、培養操作の手間を大幅に軽減できるという特徴があります。通常、オンフィーダー法でもフィーダーレス法でも、培養液の交換作業が1日に1回は必要になり、休日もなく作業する必要があります。一方、ReproFF2は、月曜日、水曜日、金曜日と週三回だけ、培養液交換をするだけで、良好に細胞培養できるという大きな特徴があります。

その他、オンフィーダー法及びフィーダーレス法に共通の試薬として、剥離液、凍結保存液があります。これらは、ヒトES/iPS細胞に最適化されており、一般的な細胞に使用される剥離液や凍結保存液とは異なります。剥離液は、細胞を培養皿から剥がして新しい培養皿に移す際に使用しますが、通常、細胞を剥離する場合、細胞が損傷して生存率が落ちるといった問題点があります。当社の剥離液はこの問題を克服したものであり、ヒトES/iPS細胞へのダメージを最小限に抑え、高い生存率を得ることを特徴としています。

細胞の凍結保存時の生存率は細胞の種類で大きく異なっていますが、ヒトES/iPS細胞は通常の凍結保存液で凍結した場合、著しく低い生存率しか得られませんが、当社の凍結保存液では高い生存率を得ることが可能になります。

以上のように、当社では、ヒトES/iPS細胞の様々な培養方法に最適な各種研究試薬の製造販売を行っております。

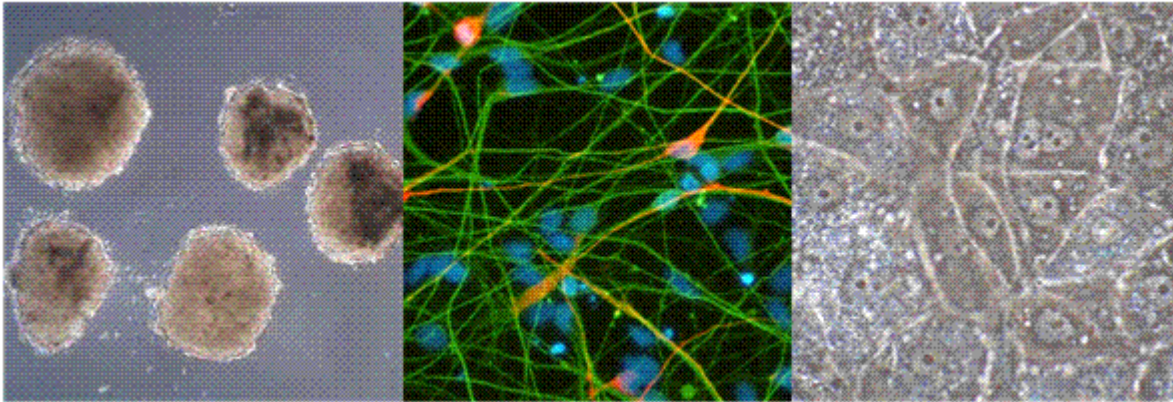
## 当社の研究試薬製品

	オンフィーダー法	フィーダーレス法
コーティング剤	ReproCOAT	Laminin-5
培養液	Primate ES cell medium ReproStem	ReproFF ReproFF2
細胞剥離液	ヒトES/iPS細胞用剥離液	
凍結保存液	ヒトES/iPS細胞用凍結保存液	
フィーダー細胞	MEF、SL10	
その他	bFGF、Nanog抗体	

## 細胞製品

ヒトiPS細胞から、心筋、神経、肝臓などの様々な細胞を作製し、主に製薬企業に販売しています。細胞だけでなく、専用培養液やコーティング剤などもセットになっています。これらの細胞製品は、製薬企業において、新薬候補化合物の薬効試験や毒性試験の実験材料として使用されます。また、同細胞を利用して、薬効試験や毒性試験を当社内で実施する受託サービス型ビジネスも提供しております。

ヒトiPS細胞由来の心筋細胞（左）、神経細胞（中央）、肝細胞（右）

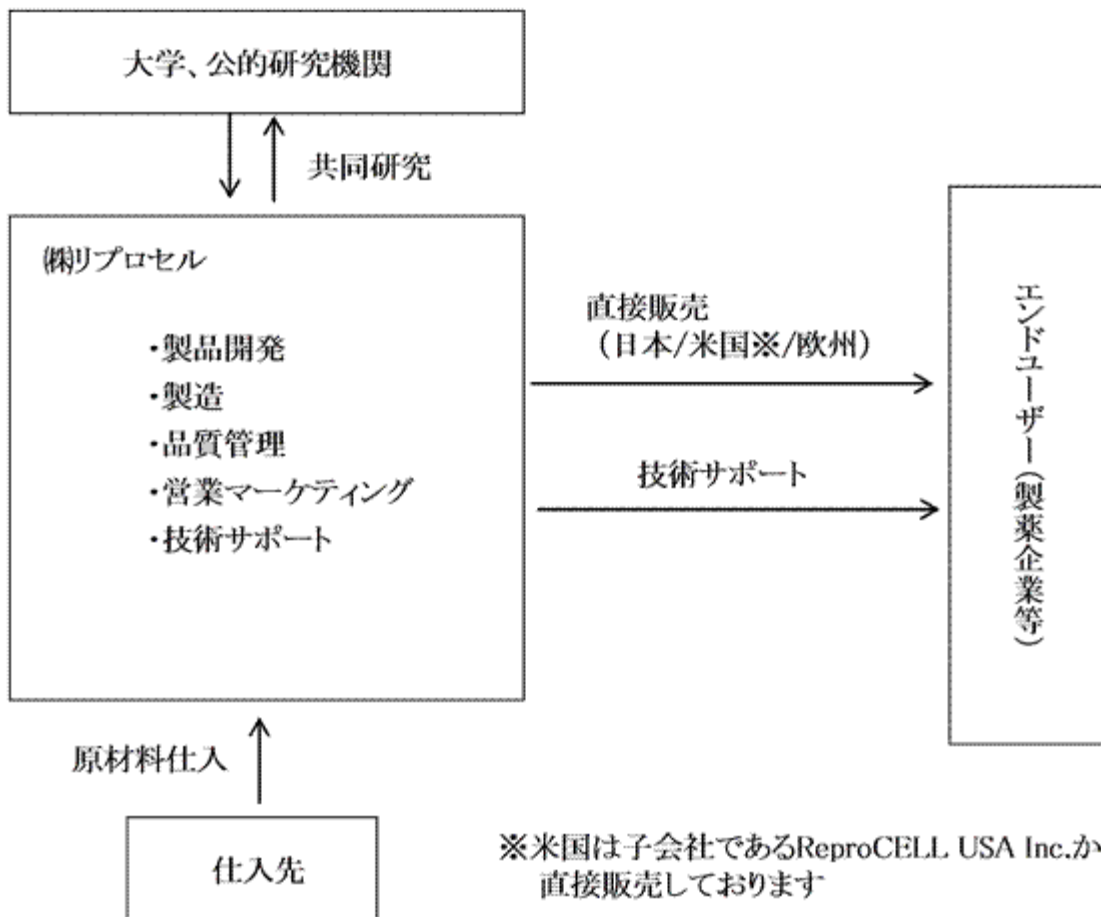


## 細胞製品例



これまで、京都大学物質 細胞統合システム拠点や医薬基盤研究所など世界最先端の技術を有する研究機関との共同開発により、ヒトiPS細胞由来の心筋、神経、肝臓、アルツハイマー病モデル細胞など、世界最先端の製品の開発に成功してきました。現在、製造は自社内で実施しており、販売も国内、米国及び欧州ともに直接（一部代理店）行っています。

細胞製品の事業系統図



## ヒトiPS細胞の創薬応用

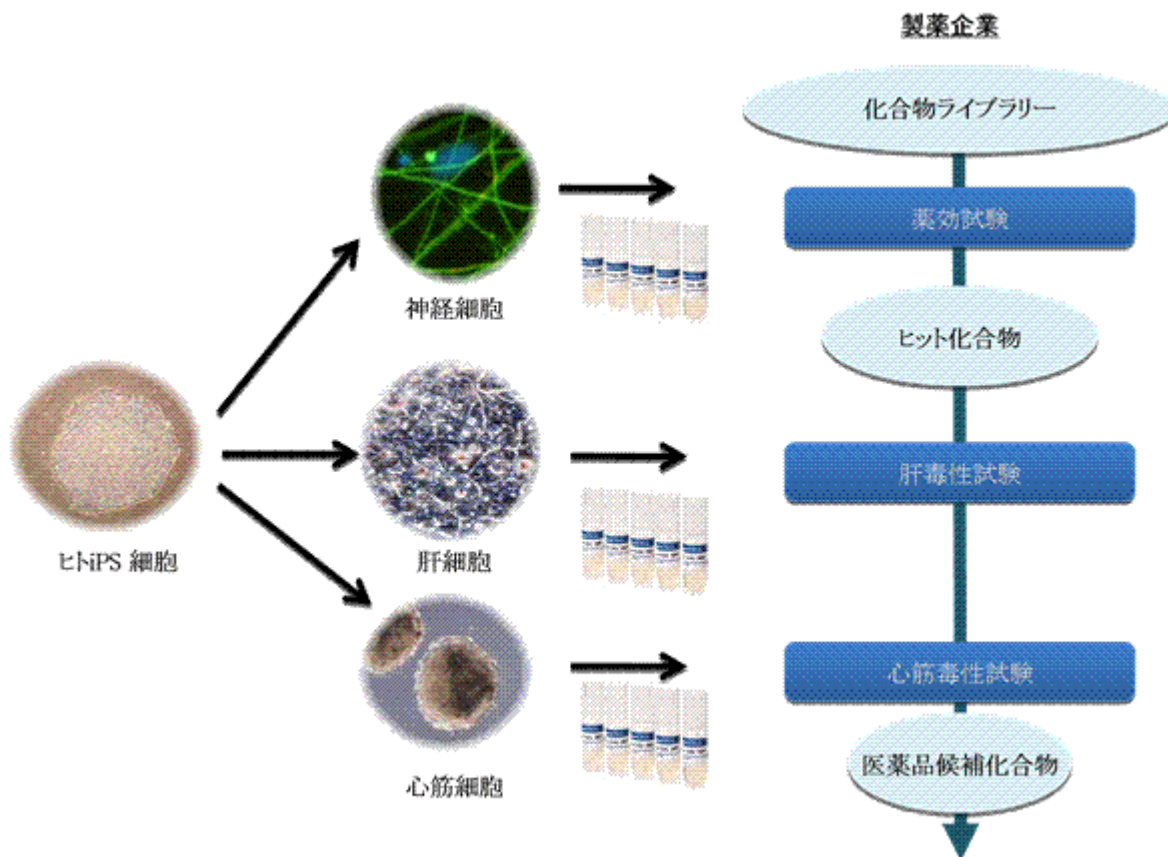
医薬品の研究開発は、各製薬企業の有する数十万～数百万種類の化合物ライブラリーについて数々の薬効試験及び毒性試験に関するスクリーニングを行い、最終的に1つの新薬を見いだすプロセスになります。1つの医薬品の開発に、10-15年以上の研究開発期間と数百億円以上の研究開発費という膨大な投資が必要とされます。

研究開発プロセスは、探索研究、前臨床試験(\*)、臨床試験の3つに大きく分けられます。臨床試験で初めて、新薬候補化合物がヒトに投与されますが、それ以前は、ガン化細胞や実験動物が主に使用されます。本来であれば、ヒトに投与する臨床試験の前に、ヒト細胞で、薬効試験及び毒性評価を行い、ヒト固有の反応を十分に検証することが理想的ですが、実際にはヒト細胞の供給はドナーに依存するため、安定供給が容易ではありません。そのため、ガン化細胞や実験動物が多用されているのが実情です。

ヒトiPS細胞は多分化能と高い増殖性を兼ね備えているため、心筋や神経など様々な種類の体細胞を安定的に供給することが可能になります。ヒト細胞を安定的に創薬プロセスで利用することにより、種間差（ヒトと動物の反応性の違い）の問題や安定供給の課題を克服することが可能になると期待されています。ヒト細胞を用いた薬効試験及び毒性試験は、創薬プロセスの理想でもあり、それがiPS細胞により実現可能になります。

当社では、製薬企業にとってとりわけニーズの高い心筋、神経、肝臓の3種類の細胞に注力し、事業化を進めております。将来的には、製薬企業のニーズに合わせて、新しい細胞種の開発も手がけていきます。

## 細胞製品例

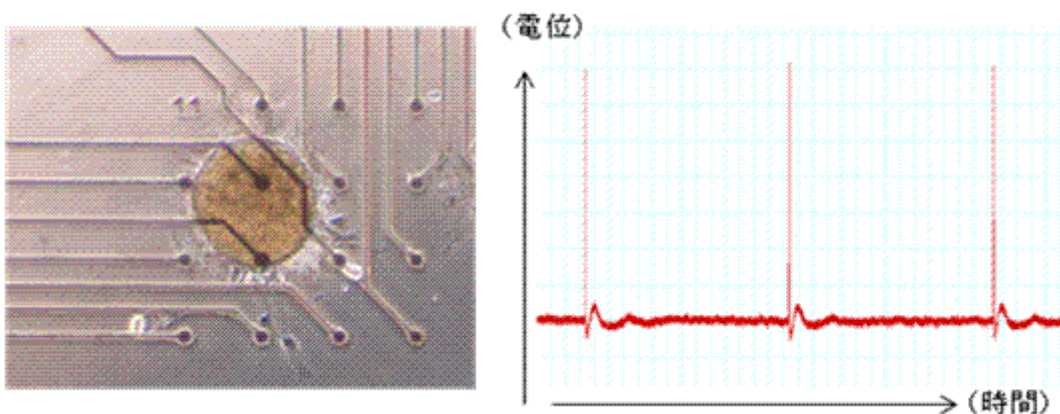


## 1) 心筋細胞

医薬品の心臓に対する毒性は重篤な副作用であり、すべての医薬品でこの心筋毒性試験(\*)が義務付けられています。心筋毒性は、特定の遺伝子を組み込んだガン化細胞を用いたhERG試験(\*)及び動物実験が一般的に行われています。hERG試験では、特定の遺伝子に対する単純な反応性は評価できるものの、実際の心臓で起こる複雑な反応を予測することは困難です。一方、動物実験では、比較的高い精度で毒性評価が可能ですが、1つの化合物に対するテストを行うのに多くの時間とコストが必要とされます。

このような状況の中、当社では、ヒトiPS細胞から拍動する心筋細胞を作製することに成功し、平成21年4月に世界で初めて製品化に成功しました。拍動する心筋を安全性試験に使用することで、現行法であるhERG試験では評価できなかった心筋の複雑な薬剤反応性が得られています。また、ニプロ株と共同で、96個のくぼみに電極が配置された、特殊な電極付き96プレートを開発しました。このプレートに、96個の心筋細胞を播種(\*)することで、96種類の薬物評価試験が1度に可能になります。動物実験と比較して、著しいハイスループット化(\*)が可能であり、コストと時間の大幅な短縮が可能になります。

ヒトiPS細胞由来心筋細胞（左）と電位測定の様子（右）



## 2) 神経細胞

アルツハイマー病やパーキンソン病などの神経変性疾患の患者数は、社会の高齢化に伴い増加しており、その対策が必要とされています。このため、多くの製薬企業で神経変性疾患の治療薬の研究開発が精力的に行われています。

神経変性疾患の治療薬の開発には、ヒトの神経細胞を実験材料として利用することが理想的ですが、供給が難しいのが実情です。このような背景の中、当社では、ヒトiPS細胞から各種の神経細胞を作製することに成功し、平成22年10月、世界で初めてiPS細胞由来神経細胞の販売を開始しました。一言で神経細胞と言っても、大脳、小脳など様々な部位があり、各種神経変性疾患もそれぞれ個別の部位に疾患が見られます。例えば、アルツハイマー病であれば大脳、パーキンソン病であれば中脳が対象になります。このため、当社では、アルツハイマー病の評価材料としてコリン作動性神経（大脳）、パーキンソン病用にドーパミン作動性神経（中脳）をそれぞれラインナップしています。

さらに、遺伝子改変技術を用いることで、アルツハイマー病の原因遺伝子を保有した神経細胞を作製することにも成功し、こちらも平成24年6月、世界で初めて製品として販売を開始しました。このアルツハイマー病モデル細胞では、アルツハイマー患者の脳内に見られる「老人斑」の原因物質であるアミロイドベータ42(\*)が蓄積されることも確認しています。これらiPS細胞由来神経細胞は、神経変性疾患の治療薬の研究開発の重要な実験材料として利用可能です。

また、アルツハイマー病モデル細胞に関しては、(株)パーキンエルマー・ジャパンと販売協力を行っており、同社の関連試薬と当社の細胞の共同プロモーションを進めております。

## 3) 肝細胞

投与された薬の殆どは肝臓で代謝を受けます。このため、新薬開発では、肝臓における代謝の影響や肝毒性などの検討項目が課せられています。

現状、主に亡くなられたドナーから得られる肝細胞（初代培養肝細胞）が使用されていますが、供給面やロット差の問題があり、再現性の高い薬剤試験の結果が得にくい状況です。このような背景の中、iPS細胞技術を使うことで、均質な肝細胞が大量に供給可能になると大きく期待されています。当社では、医薬基盤研究所との共同研究により世界で初めてiPS細胞由来肝細胞の製品化に成功し、平成24年6月に上市(\*)しました。

当社の肝細胞は純度が90%以上と極めて高いことが大きな特徴です。また、肝臓において解毒を行う酵素（シトクロムP450）の最も代表的なCYP3A4(\*)が、初代培養肝細胞とほぼ同等の活性を示しており、十分な肝臓の機能を有していると言えます。

なお、本成果により、平成24年9月に平成24年度産学官連携功労者表彰・厚生労働大臣賞を受賞しております。

## (2) 臨床検査事業

移植治療は、通常の投薬治療や外科手術では治療できないような疾患の治療法として、広く普及が進んでいます。臓器移植では、腎臓、肝臓が代表的で、腎不全や肝不全の治療法として高い治療効果をあげています。日本移植学会によると、我が国における腎移植の件数は平成12年749件から平成22年1,484件とほぼ2倍に増えています。一方、骨髄、臍帯血などの造血幹細胞移植も白血病の治療方法として高い治療成績を上げており、移植件数も、平成12年1,762件から、平成22年3,222件とほぼ2倍に増えています（日本造血幹細胞移植学会）。

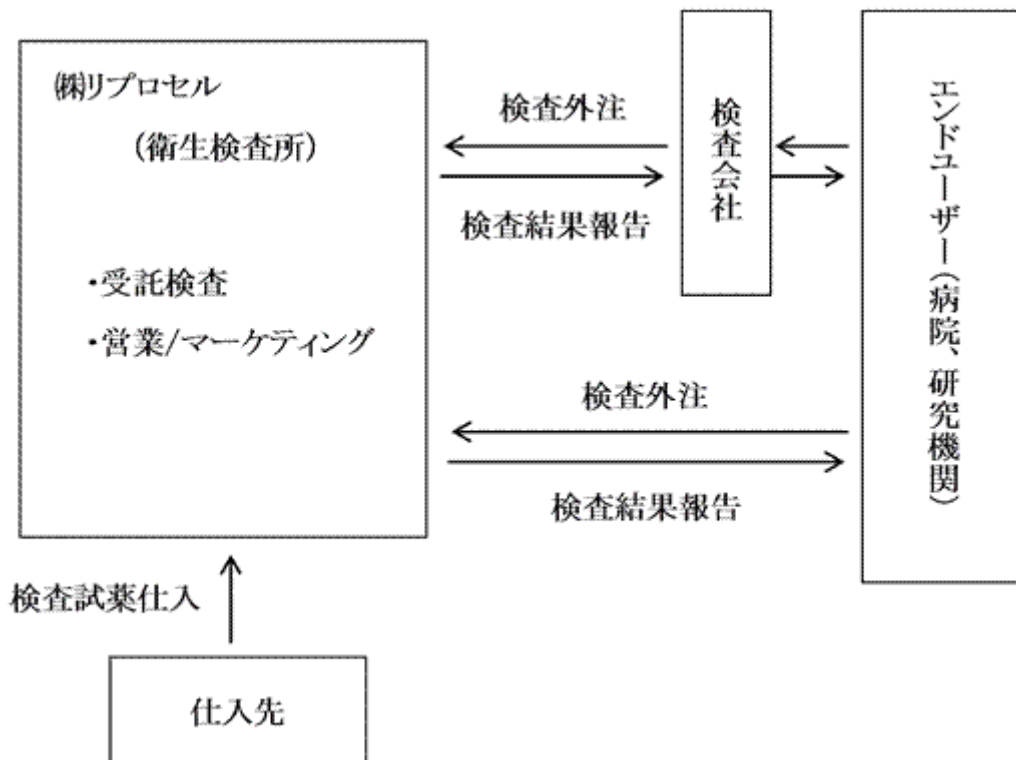
当社では、平成18年12月に衛生検査所として登録を行い、これら臓器移植及び造血幹細胞移植で必要とされる臨床検査に特化した検査受託サービスを提供しています。具体的には、対象顧客である医療機関から血液や血清などの検体を、当社の衛生検査所に搬送し、検査を実施するというものです。委託方法は、医療機関からの直接委託と他の検査会社を経由した再委託の両方で行っています。

主な検査項目としては、「HLAタイピング検査(\*)」、「抗HLA抗体検査（抗HLA抗体スクリーニング検査及び抗HLA抗体同定検査）」、「フロークロスマッチ検査(\*)」があります。これら移植治療に必要な検査を1拠点でまとめて行うことで整合性のとれた確度の高いデータを顧客に提供することが可能になります。

これらの検査項目のうち、造血幹細胞移植における抗HLA抗体検査（抗HLA抗体スクリーニング及び抗HLA抗体同定検査）が、平成24年4月から、保険適用になりました。



臨床検査事業の事業系統図



## 1) HLAタイピング検査

赤血球にA、B、O型の血液型があるように、白血球にも、HLA型があります。HLA型とは、ヒト白血球型抗原（Human Leukocyte Antigen）の略で、個人に固有の免疫の型になります。移植に際しては、ドナーとレシピエント（患者）のHLA型がなるべく適合していることが必要で、適合性が低い場合、免疫拒絶が起こりやすくなります。このため、移植前には必ずドナーとレシピエントのHLA型を調べる必要があります。当社では、このHLA型のタイピング検査を提供しています。

## 2) 抗HLA抗体検査（抗HLA抗体スクリーニング及び抗HLA抗体同定検査）

免疫拒絶を抑制するためにはドナーとレシピエントのHLA型が近い方が望ましいですが、HLA型は非常に多岐に渡っているため、厳密に言うと、ドナーとレシピエントのHLA型が完全に一致することは稀といえます。

このため、臓器移植や造血幹細胞移植後には程度の差はあれ何らかの免疫拒絶が起こりえます。免疫拒絶のメカニズムは複雑ですが、重要な要因の1つとして抗HLA抗体が報告されています。抗HLA抗体は、HLA型の異なるドナーの細胞片を移植した場合に、それを異物と認識し、攻撃するための物質であり、移植治療後に体内で産生されます。体内の抗HLA抗体の産生量と移植治療の成功の有無には相関関係があることが報告されており、抗HLA抗体の産生量をモニタリングすることが移植治療で必要とされています。抗HLA抗体の産生量が増えた場合、免疫抑制剤の投与量を増やすなどの医療的処置が可能です。また、移植治療前でも輸血や妊娠などの非自己タンパクによる抗体産生刺激を受けた場合、抗HLA抗体が体内で産生される可能性があり、その場合は移植直後から免疫拒絶が起こる可能性が高くなります。このため、抗HLA抗体検査は、移植前後の両方で必須な検査となっています。

当社では、抗HLA抗体スクリーニング検査と抗HLA抗体同定検査の2項目を提供しています。抗HLA抗体スクリーニング検査は、様々な種類の抗HLA抗体の有無を網羅的に調べる検査になり、抗HLA抗体同定検査は、抗HLA抗体の種類の詳細な同定(\*)をするための検査になります。

従来から、LCT法（細胞障害性試験）(\*)と呼ばれる手法で抗HLA抗体検査は広く行われていましたが、検査感度が十分でなく、微小な抗HLA抗体を見逃している可能性がありました。一方、当社の提供する抗HLA抗体スクリーニング検査と抗HLA抗体同定検査は、LCT法に比べ非常に高い感度を持った新しい検査方法であり、従来では検出できなかった微小な抗HLA抗体の検出が可能になっています。

### 3) フロークロスマッチ検査

抗HLA抗体は免疫拒絶の主要な要因の1つですが、免疫拒絶のメカニズムは複雑で、抗HLA抗体だけで、全てを説明できるわけではありません。抗HLA抗体が検出されなくても、別の理由で免疫拒絶が起こる場合もあります。フロークロスマッチ検査は、免疫拒絶を抗HLA抗体に限定せずより広く検出するための方法になります。但し、陽性反応が出た場合でも、その原因を特定できないのが課題であり、上記の抗HLA抗体検査と組み合わせることで、より検査確度を上げることができます。

フロークロスマッチ検査では、ドナーのリンパ球とレシピエントの血清（各種抗体は血清の中に存在する）を直接反応させます。もし、レシピエントが何らかの免疫拒絶に関与する抗体（抗HLA抗体に限らない）を保有していた場合、ドナーのリンパ球と反応するので、それを検出することができます。もちろん、反応性のある抗HLA抗体を保有していた場合も反応します。フロークロスマッチ検査では、実際のドナーとレシピエントの細胞を使い、個別に反応性を確かめることが可能であるため、移植前の重要な検査として位置づけられています。

#### （用語解説）

##### [ Nanog抗体 ]

Nanog蛋白質と特異的に結合する抗体。ES/iPS細胞の状態を評価する際に用いられる。

##### [ ES細胞 ]

胚性幹細胞（Embryonic stem cells）の略称。動物の発生初期段階である胚盤胞期の胚の一部に属する内部細胞塊より作られる細胞で、生体外にて、理論上すべての組織に分化する分化多能性を保ちつつ、ほぼ無限に増殖させる事ができる。

##### [ 培養液 ]

細胞等を培養するために用いられる溶液。細胞種に合わせて様々な種類の培養液が必要である。

##### [ 剥離液 ]

培養している細胞を剥離するために用いられる溶液。

##### [ 凍結保存液 ]

細胞等を保存するために用いられる溶液。

##### [ iPS細胞 ]

人工多能性幹細胞（induced pluripotent stem cells）の略称。体細胞へ数種類の遺伝子を導入することにより、多様な細胞に分化できる分化多能性と、無限増殖能を持たせた細胞。

##### [ ドーパミン神経 ]

神経細胞の1種類で、ドーパミンを放出する神経細胞。正式にはドーパミン作動性神経細胞と呼ぶ。

##### [ コーティング剤 ]

細胞を培養する際に、細胞が接着するために必要な基質を含む溶液。細胞培養する容器を前もってコーティングする目的で使用される。

##### [ 抗体 ]

抗原と特異的に結合する免疫グロブリンの総称。

##### [ 体細胞 ]

生物体を構成する細胞のうち、生殖細胞以外の細胞の総称。

##### [ 体性幹細胞 ]

生体の様々な組織にある幹細胞。造血幹細胞・神経幹細胞・皮膚幹細胞などがあり、限定された種類の細胞にしか分化しないものや、広範囲の細胞に分化するものなど様々ある。成体幹細胞。組織幹細胞。

##### [ インフォームドコンセント ]

説明を受けた上での同意の意。医師が患者に診療の目的・内容を十分に説明して、患者の納得を得て治療すること。

##### [ ドナー ]

移植のために血液、組織、または器官などを自発的に提供する人。

##### [ 臨床試験 ]

薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称。少数健常人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第I相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第II相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第III相試験に区分される。

##### [ フィーダー細胞 ]

増殖や分化を起こさせようとする目的の細胞の培養条件を整えるために用いる、補助役を果たす他の細胞腫を示す言葉。通常フィーダー細胞は増殖しないようにあらかじめガンマ線照射や抗生物質によって処理しておく。

##### [ 前臨床試験 ]

薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験。

##### [ 心筋毒性試験 ]

薬剤の心臓に対する安全性を評価する試験全般を示す。心筋毒性を調べる方法の一つとしてhERG試験のようなQT延長の可能性の有無を評価する試験がある。

## [ hERG試験 ]

薬をつくる過程で行う心臓に対する安全性を評価する試験。この試験で陽性となった薬はQT延長による心停止を伴う心疾患を引き起こす可能性がある。

## [ 播種 ]

細胞培養を目的として、新しい培養器に細胞を移すこと。

## [ ハイスループット化 ]

ロボットなどを利用した時間と経費を節約するための高速化合物評価系を示す。

## [ アミロイドベータ42 ]

42個のアミノ酸からなるペプチドであり、前駆体蛋白から切り出される。凝集体を形成することがアルツハイマー病の発症原因の一つであると考えられている。

## [ 上市 ]

各国の規制当局により新薬が承認され、実際に市場に出る（市販される）こと。

## [ CYP3A4 ]

シトクロムP450 (CYP) の分子種の一つであり、薬物を代謝する酵素の主要なものの一つである。CYPによる酸化反応では寄与する範囲が最も広い。また、肝臓に存在するCYPのうちの大部分を占める。

## [ HLAタイピング検査 ]

一般的に知られている血液型（A、B、O）のようにHLAにも種類があり、多種類あるHLAの中でもどれを持っているかを調べる検査。

## [ フロークロスマッチ検査 ]

移植の際に拒絶が起こらないようにドナー（提供者）のHLA型に反応するHLA抗体の有無をドナー（提供者）のリンパ球を用いて調べる検査。

## [ 同定 ]

種類を決定すること。

## [ LCT法 ]

ドナーリンパ球が障害されるかでレシピエント血清中のHLA抗体の有無を検出する方法。

#### 4【関係会社の状況】

当社は関係会社を1社有しておりますが、非連結子会社であるため、記載を省略しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成25年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
10(17)	37.8	3.6	4,254,611

セグメントの名称	従業員数（人）
iPS細胞事業	8（12）
臨床検査事業	1（3）
報告セグメント計	9（15）
全社（共通）	1（2）
合計	10（17）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

4．最近1年間において、取締役への就任等により従業員が3名減少しております。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績

第10期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による生産活動の停滞からは持ち直しつつあるものの、米国・欧州の景気後退により、先行き不透明感は増しており、依然厳しい環境が続いております。このような中、当社は従来からの事業方針を継続し、世界に先駆けた様々なiPS細胞関連製品を開発・上市してまいりました。当事業年度は、ヒトES/iPS細胞用の新しい培養液としてReproFF2を上市し、さらに、会社ロゴや製品ラベルのデザイン統一化によるブランディングの強化や、顧客訪問や学会展示などの営業活動の結果、着実に売上高を伸ばしております。ヒトES/iPS細胞に関連するビジネスは、世界的に成長しており、ベンチャー企業だけでなく、大手企業の参入も始まっています。

この結果、当事業年度の業績は、売上高316,525千円（前年同期比13.8%増）、営業損失97,250千円（前年同期は85,109千円の損失）、経常損失20,918千円（前年同期は29,374千円の損失）、当期純損失22,206千円（前年同期は34,890千円の損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### iPS細胞事業

iPS細胞事業は、研究試薬製品と細胞製品に分かれます。

研究試薬製品は、ヒトES/iPS細胞用の培養液、剥離液、凍結保存液、コーティング剤、及び抗体になります。対象顧客は大学などの公的研究機関と製薬企業等の民間研究機関になります。主力製品は、ヒトES/iPS細胞用の培養液で、Primate ES cell mediumといます。当製品は、京都大学iPS細胞センターの山中伸弥教授が世界で初めてヒトiPS細胞の樹立及び培養に成功した際に使用された培養液であり、現在、日本の幅広い研究機関で使用されています。さらに、当事業年度は、ヒトES/iPS細胞用の新しい培養液としてReproFF2を上市いたしました。ReproFF2は、従来、毎日必要であった培養液の交換作業を月・水・金の週3日で可能にする新製品であり、国内外で積極的なプロモーションを展開しております。

細胞製品では、平成21年4月に世界初となるヒトiPS細胞由来の心筋細胞を上市し、平成22年10月には神経細胞と、製品ラインナップを増やしています。対象顧客は製薬企業がメインになると考えていますが、化学メーカーなどの民間研究機関や公的研究機関も対象になります。製薬企業では新薬候補化合物の創薬スクリーニングの実験材料として使用されます。

iPS細胞に関する市場は、現在日米欧が中心となり成長を続けていますが、最近、中国やインドでも研究開発が始まりグローバルで拡大しています。当事業年度の売上高は前年同期比で18.1%増となり、iPS細胞事業が売上全体の87.3%と当社の主力事業となっております。

この結果、売上高は276,374千円（前年同期比18.1%増）、セグメント利益は51,662千円（前年同期比74.5%増）となりました。

#### 臨床検査事業

腎臓、肝臓などの臓器移植と骨髄、臍帯血などの造血幹細胞移植を対象とした臨床検査受託サービスを実施しています。抗HLA抗体検査が主力であり、日本全国100施設以上の病院から受注しています。当事業年度の売上高は前年同期比で9.0%減となりましたが、平成24年4月から、造血幹細胞移植における抗HLA抗体検査が保険適用になり、今後検査件数の伸びが期待されます。

この結果、売上高は40,151千円（前年同期比9.0%減）、セグメント利益は13,412千円（前年同期比19.4%減）となりました。

なお、管理部門にかかる費用など各事業セグメントに配分していない全社費用が85,993千円あります。

第11期第3四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要を背景に緩やかな景気回復傾向にあるものの、欧州債務危機問題をめぐる海外景気の下振れ懸念、中国との関係悪化等から、国内景気は依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方、平成24年12月には京都大学の山中伸弥教授が、iPS細胞の発明によりノーベル医学生理学賞を受賞され、iPS細胞の研究及び実用化はこれから更に進むと期待されます。

当社は、主力事業であるiPS細胞事業を加速させ、試薬製品及び細胞製品に関して、新製品の開発や既存製品の改良に取り組んでおります。また、国内のみならず、グローバルな成長を促進するために、子会社であるReproCELL USA

Inc.のオフィスを平成24年12月にボストンに新設する等、海外販売強化に向けた本格的な基盤整備を行っております。臨床検査事業では、平成24年4月から造血幹細胞移植における抗HLA抗体検査が保険適用になったことにより、当社の主力検査である抗HLA検査の検査数が順調に推移しております。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は285,740千円、営業損失は49,747千円、経常損失は47,757千円、四半期純損失は48,246千円となりました。

なお、NEDOからの補助金収入に係る収益の計上は、年度末の確定検査の検収書等の受領をもって確定とする検収基準を採用しているため、当第3四半期累計期間での計上はありません。ただし、予定どおりに検収が行われた場合には、当事業年度末においては、47,610千円の補助金収入の計上が見込まれております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### iPS細胞事業

iPS細胞事業のうち、研究試薬製品の販売が好調で、従来の製品に加え、平成23年に上市したReproFF2の販売が軌道に乗ってまいりました。また、欧州代理店の整備が進み、少しずつ売上も伸びております。一方、細胞製品は今年度に上市したiPS細胞由来肝細胞及びアルツハイマー病モデル細胞をはじめ、従来の心筋細胞や神経細胞の引き合いも増え、徐々に売上が上がってきております。

この結果、売上高は246,245千円、セグメント利益は3,304千円となりました。

#### 臨床検査事業

抗HLA抗体検査は腎移植の分野で必要性が認められ広がってまいりましたが、最近では肝臓移植や造血幹細胞移植にも適用が拡大しております。また造血幹細胞移植の分野では保険適用にもなっており、同検査の数は徐々に伸びてきております。

この結果、売上高は39,495千円、セグメント利益は17,620千円となりました。

なお、管理部門にかかる費用など各事業セグメントに配分していない全社費用が68,682千円あります。

## (2) キャッシュ・フロー

第10期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ26,698千円減少し、178,032千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は13,076千円（前年同期比45.3%減）となりました。

これは主に支出を伴わない減価償却費13,856千円、仕入債務の増加額8,147千円等による増加があったものの、税引前当期純損失を20,918千円計上したこと、売上債権の増加額28,144千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は14,184千円（前年同期比40.4%増）となりました。

これは本社増床による有形固定資産の取得4,732千円及び敷金及び保証金の差入3,000千円、特許実施許諾権契約による無形固定資産の取得6,452千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローはありません。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

第10期事業年度及び第11期第3四半期累計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		第11期第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
iPS細胞事業(千円)	133,847	119.1	115,610
合計(千円)	133,847	119.1	115,610

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 臨床検査事業に生産実績はありません。

## (2) 受注状況

当社は、主として需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

## (3) 販売実績

第10期事業年度及び第11期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		第11期第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
iPS細胞事業(千円)	276,374	118.1	246,245
臨床検査事業(千円)	40,151	91.0	39,495
合計(千円)	316,525	113.8	285,740

- (注) 1. 最近2事業年度及び当第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第9期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第10期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		第11期第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
コスモ・バイオ(株) 1	172,297	62.0	158,879	50.2	-	-
和研薬(株) 2	-	-	-	-	83,356	29.2

1. 第11期第3四半期累計期間のコスモ・バイオ(株)については、当該割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。  
2. 第9期事業年度及び第10期事業年度の和研薬(株)については、当該割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

当社が持続的に成長して企業価値を高めるとともに、我々のビジョンやミッションを達成するために対処すべき課題を以下のように考えております。

#### 1. 全社的課題

##### (1) 人材の確保・育成

当社の事業は新しい領域であり、技術及びビジネスの両面で、主体的な取り組みが必要とされます。また、変化が非常に大きく、様々な局面への対応も求められます。このため、当社ではポテンシャルの高い人材を確保し、当分野を牽引できるような優秀な人材に育成していくことを重視しています。

#### 2. セグメント別課題

##### (1) iPS細胞事業

###### 技術革新への対応

ES細胞/iPS細胞の研究は世界中で精力的に進められており、短期間で飛躍的な技術革新が進んでいます。画期的な技術革新が起こった場合、既存技術は陳腐化し競争力を失います。このため、当社としては、今後とも積極的に技術開発を推進し当分野のマーケットリーダーとなることを目指します。技術開発については自社開発に固執することなく、むしろ外部との連携及び共同開発を中心に進めていきます。これまでも、大学や公的研究機関の世界最先端の研究成果を活用することで、世界最先端の製品の開発に成功してきた実績があり、今後ともその方針を継続する予定です。

研究試薬製品に関しては、ヒトES/iPS細胞の培養方法に変化があれば大きな影響を受ける可能性があります。研究試薬は培養方法ごとに最適な製品が異なっているため、培養方法が変わると使用される製品も変わる可能性が高いと言えます。ヒトES/iPS細胞の培養方法に関しては、まだ研究開発が続いており現時点では技術的に固定していません。現在は、マウス胎児線維芽細胞（フィーダー細胞）を共存させるオンフィーダー法が広く使われていますが、フィーダー細胞を共存させないフィーダーレス法も徐々に広がっています。さらに、最近ではヒトES/iPS細胞を浮遊したまま培養するサスペンション法も開発されています。当社では、オンフィーダー用の培養液として2品目、フィーダーレス用に2品目を販売しており、技術変化の流れに対応していますが、今後、サスペンション法への適用も進める予定です。

細胞製品に関しては、製薬企業でニーズの高い心筋細胞、神経細胞、肝細胞以外にも、今後、様々な細胞が必要とされます。このため、当社では、製薬企業のニーズを把握しながら新しい細胞の開発に取り組んでまいります。また、既存の細胞製品を見ても、まだ開発の余地は残されており、今後とも競争力の確保のため、継続的な改良を行ってまいります。

###### 海外展開

iPS細胞事業は、日本、米国、欧州を中心にグローバルで成長しています。今後、当社の成長を促進するために、欧米市場への進出が重要となっています。また、将来的にはインドや中国などの新興国でも大きな市場を形成する可能性があります。

当社の販路は、日本では整備が進んでおり、自社ルートまたは代理店網を通じて対象顧客にアクセス可能な状況になっています。海外販路に関しては、今後の最優先課題の一つと位置付けており、重点的に強化していきます。米国では平成24年12月にボストンに販売拠点を設立しており、今後、米国の大学や製薬企業を中心に営業活動を本格化していきます。欧州では、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギーなど、アジアでは、インド、中国、台湾、韓国、シンガポール、タイで、販売代理店契約を締結し営業活動を進めております。今後、さらに販売代理店の対象国を広げるとともに、関係を強化することで営業活動を促進していきます。

##### (2) 臨床検査事業

###### 適用拡大

現在の主力検査である抗HLA抗体検査及びフロークロスマッチ検査は腎移植の分野では啓蒙が進み、当該検査が広く実施されていますが、肝臓移植や造血幹細胞移植の分野では、まだ十分に普及が進んでいるとは言えません。今後、関係する学会と歩調を合わせ、当該検査の適用拡大を進めていきます。また、平成24年4月から、造血幹細胞移植における抗HLA抗体検査が保険適用になったため、今後検査が広がると期待されます。

###### 検査精度の担保

移植関連の検査はその結果が臨床上的重要な診断や治療方針の決定に結びつくため、検査精度には細心の注意を払う必要があります。当社では、衛生検査所として義務づけられている精度管理基準に加え、学会が主催するQCワークショップなどにも積極的に参加し、検査精度の向上に力を入れております。

#### 4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。また、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 競合リスク

iPS細胞は、世界中で精力的な研究開発が行われており、技術革新が速く、従来の技術が早期に陳腐化するリスクがあります。このため、当社は、大学や公的研究機関と連携し、常に世界最先端の技術開発に先行して取り組んでおります。

当事業領域に参入している企業はまだ少ないものの、研究開発を進めながら参入を検討している潜在的競合相手は少なくないと考えられます。さらに、後発参入製品は先発製品に比べ機能面やコスト面で少なからず優位性を有している可能性もあり、競争が激化することが想定されます。これら競合相手の中には、生産性や販売力で当社を上回る企業が含まれる可能性もあります。当社は今後とも、積極的に研究開発及び営業活動を行っていきますが、競合相手との競争状況によっては、計画どおりの収益を上げることができない可能性もあります。

##### (2) 研究開発活動に由来するリスク

当分野の競争が激化する中、当社では公的資金の有効活用や産学連携により、これまで研究開発に重点を置いた活動をしてまいりました。しかしながら、研究開発活動が常に計画どおりに進む保証はなく、当初の予定どおりに進まない場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 知的財産権に関するリスク

###### 特許にかかる事項

知的財産権に関して、当社の特許権が他社により侵害されるリスクがあります。このため、当社では研究開発で得られた成果に関して、必要に応じて迅速に特許出願等を行っております。逆に、当社が他社の特許権を侵害するリスクも否定できないため、必要に応じてネットや特許事務所を活用して情報収集を行い、可能な限り特許侵害リスクを軽減すべく対応しております。しかしながら、当社の調査範囲の及ばない抵触特許が存在した場合及び秘密裏に当社の特許が侵害された場合、当社の技術の優位性が損なわれ、多額の損害賠償を請求されるなど、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

###### 職務発明にかかる事項

当社における職務発明の取扱いに関しては、職務発明規程を作成し、運用しております。しかしながら、将来、発明者の認定及び職務発明の対価の相当性についての係争が発生した場合、当社の事業に影響を与える可能性があります。

##### (4) 経営上の重要な契約等に関するリスク

当社の経営上重要と思われる契約の概要は、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載の通りであります。当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合、もしくは当社にとって不利な改定が行なわれた場合、または契約の相手方の経営状態が悪化したり、経営方針が変更されたりした場合には、当社の事業戦略及び業績に影響を与える可能性があります。

##### (5) 外注製造への依存

研究試薬製品では、製造の大部分を外注製造先一社に依存しております。外注製造先とは、中期的な製造計画を基に、安定した製造体制の確保に努めておりますが、何らかの理由により、外注先が当社の業務を継続することが困難になった場合には、外注先の選定変更に伴う一時的な製造の中断など、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 海外における事業化に関するリスク

iPS細胞事業においては、全世界の公的研究機関や民間研究機関が潜在的な対象顧客になっており、国内のみならず海外に対しても、当社の技術及び製品を紹介し、取引開始に向けた交渉を行っております。今後、当社の海外における事業展開が進捗し、海外との取引規模が拡大した場合、海外における法的規制や取引慣行等により、当社の事業展開が制約を受ける可能性もあります。また、必要に応じて為替リスクのヘッジ策を検討する方針ではありますが、当社の想定以上に為替相場の変動が生じた場合、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## (7) 世界展開に必要な組織体制の構築に関するリスク

当社では、iPS細胞事業のグローバル展開を最優先事項の一つと位置付けております。平成24年12月に、ボストンに販売拠点を設立しており、今後とも海外展開を進める予定です。このような海外拠点の設立にあたっては現地事情に詳しい組織や提携先のネットワークを最大限に活用して情報収集や人材採用に努めておりますが、想定どおりに人材採用や組織構築が進まない可能性もあります。このような場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (8) レピュテーションに関するリスク

当社は、製品の品質・安全性の確保、法令遵守、知的財産権管理、個人情報管理等に努めております。しかしながら、当社及び当社を取り巻く環境や競合他社及び競業他社を取り巻く環境において何らかのレピュテーション上の問題が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (9) 自然災害、事故、テロ、戦争等に関するリスク

当社が事業活動を行っている地域では、地震、台風等の自然災害の影響を受ける可能性があります。同様に火災等の事故災害、テロ、戦争等が発生した場合、当社の拠点の設備等に大きな被害を受け、その全部又は一部の操業が中断し、生産及び出荷が遅延する可能性があります。また、損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、結果として、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 小規模組織であること、業歴が浅いことに由来するリスク

当社は小規模な組織であり、研究開発体制及び社内管理体制もその規模に応じたものとなっております。このように限られた人材の中で、業務遂行上、取締役及び従業員が持つ専門知識・技術・経験に負う部分が大きくなるリスクがあります。このため、今後、当社の業務の拡大に応じた人員の増強や社内管理体制の充実等を図っていく方針であります。その一方、逆に、人員の増加と連動する人件費の増加によって、経営効率が悪化する可能性もあります。

また、当社は平成15年2月に設立された業歴の浅い企業であり、今後、国内外においてさらなる事業拡大を推進してまいります。過年度の経営成績が今後の当社の経営成績等を判断する材料としては、不十分である可能性があります。なお、今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、当社の業績に影響を及ぼすと考えられる様々な外部環境の変化について予想することは現状においては困難であります。

## (11) 人材の確保・育成等

当社の事業を推進していくためには、高度な専門的知識、技能及び経験を有する人材の確保及び育成が不可欠といえます。当社は、優秀な人材の確保とその育成に努めておりますが、このような人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (12) 特定の人物への依存

代表取締役社長である横山周史は、平成17年以来、最高経営責任者として経営方針や戦略の決定、また業界内に持つ幅広い人脈に基づくアライアンスパートナーとの関係構築等、当社の事業活動において重要な役割を果たしております。当社では、過度に特定の人物に依存しない組織的な経営体制の強化を進めておりますが、何らかの理由により、横山周史が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (13) 配当政策について

当社は創業以来、株主に対する利益配当及び剰余金配当を実施しておりません。また、今後も当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

一方で、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当及び剰余金配当を検討する所存であります。

## (14) 資金繰り及び資金調達等に関するリスク

当社では、研究開発活動の進捗に伴い多額の研究開発費が先行して計上され、継続的な営業損失が生じております。今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。今後、株式上場に伴う公募増資や、国の公的補助金等の活用など、資金調達手段の多様化により継続的に財務基盤の強化を図ってまいります。収益確保または資金調達の状況によっては、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、株式上場に伴う公募増資による調達資金の用途については、主として海外進出、製造設備の拡充、研究開発に充当する計画であります。しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点における資金用途計画以外の用途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

## (15) マイナスの繰越利益剰余金の計上

当社は、これまで、研究開発活動を重点的に推進してきたことから、多額の研究開発費用が先行して計上され、第1期から第10期まで当期純損失を計上しております。平成24年3月期（第10期）には、887,751千円の繰越利益剰余金を計上しております。当社は、中長期事業計画に基づき、早期の黒字化を目指しており、その後も安定的な利益計上による強固な財務基盤の確立を目指しておりますが、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を計上できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金が計画通りに解消できない可能性があります。

## (16) 税務上の繰越欠損金

当社には現在のところ税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益または当期純損失及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

## (17) ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の株式保有比率

本書提出日現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「VC等」といいます。）が所有している株式数は3,942,480株存在しております。

一般的に、VC等が未上場株式に投資を行う目的は、上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社の上場後において所有する株式の一部または全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

## (18) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、当社の役員、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を付与しており、また、今後も優秀な人材を採用するため、加えて役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストック・オプション制度を採用してまいります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は次のとおりであります。

当社が実施許諾を受けているiPS細胞事業に関する特許ライセンス契約

契約相手	契約書名	契約締結日	契約期間	契約内容
iPSアカデミア ジャパン(株)	実施権許諾契約	平成21年3月31日	平成21年3月31日から本特許の全ての特許権の満了まで	ヒトiPS細胞由来心筋細胞の製造・販売、並びに各種受託サービスを実施するための非独占的通常実施権の許諾に関する契約。
iPSアカデミア ジャパン(株)	第1次変更契約	平成22年8月1日	平成22年8月1日から本特許の全ての特許権の満了まで	許諾特許及び許諾製品を追加するため、上記契約の一部を変更する契約。
iPSアカデミア ジャパン(株)	第2次変更契約	平成23年10月1日	平成23年10月1日から本特許の全ての特許権の満了まで	許諾製品を追加するため、上記契約の一部を変更する契約。
公益財団法人 ヒューマンサイエンス振興財団	実施権許諾契約書	平成22年11月22日	平成22年11月22日から特定国における本特許の最終の特許権存続期間の満了する日まで	多能性幹細胞由来肝細胞の製造・販売、並びに各種受託サービスを実施するための非独占的通常実施権の許諾に関する契約。

(注) 上記についてはロイヤリティとして売上高の一定率を支払っております。

## 6【研究開発活動】

第10期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

設立以来、iPS細胞事業に関しては積極的な研究開発を行っており、当事業年度の研究開発費の総額は118,127千円と、販売費及び一般管理費全体の約46%と大きな割合を占めています。当社の技術開発については自社開発に固執することなく、むしろ外部との連携及び共同開発を中心に進めています。これまでも、大学や公的研究機関の世界最先端の研究成果を活用することで、世界最先端の製品の開発に成功してきた実績があり、今後ともその方針を継続する予定です。また、今後とも補助金等の公的資金を有効活用することで、研究開発活動を加速しています。当事業年度末の当社研究開発従事人員数は7名です。

### (1) iPS細胞事業

研究試薬製品：ヒトES/iPS細胞の培養方法は、オンフィーダー法だけでなく、フィーダーレス法及びサスペンション法などの新しい培養方法が開発されてきました。当社でも、この技術変化に先行すべく、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発」（平成23～27年（予定））の中で、新たな研究試薬の開発に取り組んでおります。

細胞製品：既存製品であるiPS細胞由来の心筋、神経、肝臓、アルツハイマー病モデルの4種類について継続的に技術改良を重ね、高い競争力を確保していきます。さらに、製薬企業のニーズに合わせて、新たな細胞種の開発にも取り組んでいく予定です。

### (2) 臨床検査事業

特に研究開発は実施しておりません。

第11期第3四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、88,236千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 財政状態の分析

第10期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

#### （資産の部）

当事業年度末における流動資産は280,459千円となり、前事業年度末に比べ5,023千円減少いたしました。これは主に、売掛金が28,144千円増加したものの、現金及び預金が26,698千円、原材料及び貯蔵品が5,994千円それぞれ減少したこと等によるものであります。固定資産は34,436千円となり、前事業年度末に比べ1,682千円増加いたしました。これは主に、本社増床による造作工事、敷金及び保証金の追加差入、特許実施許諾権の取得等によるものであります。

この結果、総資産は314,895千円となり、前事業年度末に比べ3,341千円減少いたしました。

#### （負債の部）

当事業年度末における流動負債は60,993千円となり、前事業年度末に比べ16,092千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が806千円減少したものの、買掛金が8,147千円、未払金が935千円、未払費用が2,425千円、未払消費税等が3,631千円、賞与引当金が1,635千円それぞれ増加したこと等によるものであります。固定負債は8,210千円となり、前事業年度末に比べ2,772千円増加いたしました。これは主に、本社を増床したことにより「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）の適用範囲が増加したことにより資産除去債務が2,434千円、繰延税金負債が337千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は69,204千円となり、前事業年度末に比べ18,865千円増加いたしました。

#### （純資産の部）

当事業年度末における純資産合計は245,691千円となり、前事業年度末に比べ22,206千円減少しました。これは当期純損失の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は78.0%（前事業年度末は84.2%）となりました。

第11期第3四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

#### （資産の部）

当第3四半期会計期間末における流動資産は379,075千円となり、前事業年度末に比べ98,616千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が68,466千円、売掛金が10,654千円増加したことによるものであります。固定資産は34,571千円となり、前事業年度末に比べ135千円増加いたしました。

この結果、総資産は413,647千円となり、前事業年度末に比べ98,751千円増加いたしました。

#### （負債の部）

当第3四半期会計期間末における流動負債は128,138千円となり、前事業年度末に比べ67,144千円増加いたしました。これは主に、買掛金が12,317千円、未払金が22,694千円、前受金が37,431千円増加したことによるものであります。固定負債は88,064千円となり、前事業年度末に比べ79,853千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は216,203千円となり、前事業年度末に比べ146,998千円増加いたしました。

#### （純資産の部）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は197,444千円となり、前事業年度末に比べ48,246千円減少いたしました。これは、四半期純損失の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は47.7%（前事業年度末は78.0%）となりました。

### (2) 経営成績の分析

第10期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

売上高は、研究試薬の国内外への製造販売が好調であったこと等により、316,525千円（前年同期比13.8%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、ヒトiPS細胞由来肝細胞の製品開発を開始したことを中心として研究開発費を118,127千円（前年同期比4.0%増）計上したこと、その他の販売費及び一般管理費を138,979千円計上したことから、合計で257,107千円（前年同期比16.5%増）となりました。

これらの結果、当事業年度の営業損失は97,250千円（前年同期は営業損失85,109千円）となりました。

また、NEDOからの補助金受領等により、営業外収益を76,331千円計上したことにより、経常損失は20,918千円（前年同期は経常損失29,374千円）、当期純損失は22,206千円（前年同期は当期純損失34,890千円）となりました。



第11期第3四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

売上高は、研究試薬製品の国内外への販売及び臨床検査事業が好調であったこと等により、285,740千円となりました。

一方、当第3四半期においても、iPS細胞事業への研究開発活動を積極的に行った結果、研究開発費は88,236千円となりました。また、その他の販売費及び一般管理費を112,668千円計上したことから、合計で200,905千円となりました。

これらの結果、当第3四半期累計期間の営業損失は49,747千円となりました。

また、為替の影響等により、営業外収益を2,170千円計上したことにより、経常損失は47,757千円、四半期純損失は48,246千円となりました。

なお、NEDOからの補助金収入に係る収益の計上は、年度末の確定検査の検収書等の受領をもって確定とする検収基準を採用しているため、当第3四半期累計期間での計上はありません。ただし、予定どおりに検収が行われた場合には、当事業年度末においては、47,610千円の補助金収入の計上が見込まれております。

### (3) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下この項で「資金」といいます）は、前事業年度末に比べ26,698千円減少し、178,032千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は13,076千円（前年同期比45.3%減）となりました。主な資金増加要因としては、減価償却費13,856千円、仕入債務の増加8,147千円、その他流動負債の増加7,309千円、その他流動資産の減少4,014千円であります。一方で主な資金減少要因としては、税引前当期純損失20,918千円、売上債権の増加28,144千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は14,184千円（前年同期比40.4%増）となりました。主な資金減少要因は、特許実施許諾権の取得による支出6,452千円、本社増床による建物の取得による支出4,732千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において当社は、借入金や株式の発行等の資金調達を行っておりませんので、記載すべき事項はありません。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

iPS細胞事業については、研究試薬製品、細胞製品ともに、積極的な研究開発を行っており、平成24年3月期における研究開発費の総額は118,127千円と、販売費及び一般管理費の約46%を占めています。今後も研究開発は積極的に推進する予定であり、継続的な研究開発費の支出を見込んでいます。

### (5) 資金の財源及び資金の流動性について

当社は、これまで研究開発活動に集中的に資金を投下しておりますが、まだ、事業収益がこれらの資金需要を賄うには十分ではないことから、公的助成金、第三者割当増資による調達資金を利用しています。

### (6) 経営戦略の現状と見通し

経営資源を有効活用して、スケジュールに沿った事業計画を達成するため、海外への販売展開と技術開発の加速の2点を優先して進めて参ります。

#### 海外への事業展開

iPS細胞事業の市場は、日本だけでなくグローバルで成長しています。現在、日本、米国、欧州が世界の主力市場となっており、当社の成長を加速するためには、欧米市場への進出が重要と考えています。また、最近では、インドや中国でも大規模な研究が進められており、近い将来、欧米に比肩する市場に発展する可能性もあります。

このため、当社では、早くから欧米市場の開拓に取り組んでおり、米国での子会社設立、欧米におけるコンサルタントとの契約、海外の学会ブースの展示、海外顧客への直接訪問、Eコマースシステムの導入、などを積極的に推進してきました。

今後、米国についてはボストンの販売拠点を中心に、米国の公的研究機関及び製薬企業の研究所への営業活動を強化していきます。また、欧州、アジアについては販売代理店を通じた営業を展開します。

#### 技術開発の加速

ES細胞/iPS細胞の研究は世界中で精力的に進められており、短期間で飛躍的な技術革新が進んでいます。画期的な技術革新が起こった場合、既存技術は陳腐化し競争力を失います。このため、当社としては、今後とも積極的に技術開発を推進し当分野のマーケットリーダーとなることを目指します。技術開発については自社開発に固執することなく、むしろ外部との連携及び共同開発を中心に進めていきます。これまでも、大学や公的研究機関の世界最先端の研究成果を活用することで、世界最先端の製品の開発に成功してきた実績があり、今後ともその方針を継続する予定です。

#### 財務的課題

健全な財務体質を維持しながら、上記の2つの重要施策を推進するために効率的な資金運用が必要になってきます。原則、開発・製造は日本に集約し、海外では、営業・マーケティング活動に集中することで、投資及びランニング費用を最小限に抑え、早期の黒字化を目指します。また、開発・製造に関しても、共同研究や外注製造など外部リソースを有効活用することで、効率的な運営を行っていきます。

以上のように、海外への事業展開及び技術革新の加速化を実現すると同時に財務体質の強化を両立させていきます。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

第10期事業年度に実施した設備投資等の総額は12,538千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) iPS細胞事業

第10期事業年度は、研究設備や特許実施許諾権の取得を目的とした設備投資を行い、その総額は6,403千円となりました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 臨床検査事業

第10期事業年度に行われた重要な設備投資はありません。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社

第10期事業年度は、本社事務所の増床を中心とする設備投資を行い、その総額は6,071千円となりました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第11期第3四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

第11期第3四半期累計期間に実施した設備投資等の総額は7,745千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) iPS細胞事業

第11期第3四半期累計期間は、研究設備や特許実施許諾権の取得を目的とした設備投資を行い、その総額は7,190千円となりました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 臨床検査事業

第11期第3四半期累計期間に行われた重要な設備投資はありません。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社

第11期第3四半期累計期間に行われた重要な設備投資はありません。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (人)	
			建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	特許権 (千円)	ソフト ウェア (千円)		合計 (千円)
本社 (神奈川県 横浜市港北 区)	-	事務所	3,831	-	-	-	407	4,238	2 (2)
研究室 (神奈川県 横浜市港北 区)	iPS細胞事業	研究・製造 施設	8,525	1,419	4,588	6,713	-	21,246	8 (10)
検査室 (神奈川県 横浜市港北 区)	臨床検査事業	臨床検査施 設	1,216	-	1,155	-	285	2,657	2 (3)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 本社の建物を賃借しております。年間の地代家賃は、11,640千円であります。  
 3. 本社の事務用機器の一部を賃借しております。年間の賃借料は900千円であります。  
 4. 建物は、賃借中の建物に設置した建物附属設備であります。  
 5. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

## 3【設備の新設、除却等の計画】(平成25年4月30日現在)

## (1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社	神奈川県 横浜市港 北区	iPS細胞 事業	研究機器類 の増強	10,000	-	増資資金	平成25年 10月	平成25年 10月	-
本社	神奈川県 横浜市港 北区	iPS細胞 事業	研究設備、 研究機器等	240,000	-	増資資金	平成27年 4月	平成27年 6月	-

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

## (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は19,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,659,250	非上場	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	7,659,250	-	-

(注) 平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式総数は、6,893,325株増加し、7,659,250株となっております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

## (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、並びに会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## &lt;1&gt; 平成15年12月24日取締役会決議(第2回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)(注)1.	72,799	46,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2.6	72,799	468,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3.6	1,200	120
新株予約権の行使期間	自平成18年1月31日 至平成26年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6.	発行価格 1,200 資本組入額 600	発行価格 120 資本組入額 60
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数となります。
2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。
- ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

3. 行使価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整を行い、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{新株 1 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した額とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「新株 1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記のほか、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合には、当社が必要と認める行使価格の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。
- 新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という）の内、当社の取締役、顧問及び従業員は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していることを要す。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りでない。
- 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- 本新株予約権者が死亡した場合には、その者の相続人はそれを行使できるものとする。
- 本新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、又はいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成25年 1 月21日開催の取締役会決議により、平成25年 2 月14日付で普通株式 1 株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## &lt; 2 &gt; 平成16年10月29日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数（個）（注）1．	5,000	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2．6	5,000	50,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3．6	2,500	250
新株予約権の行使期間	自平成18年10月30日 至平成26年10月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）6．	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	（注）4．	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5．	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数となります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

上記に定める株式の数の調整を行った場合には、調整が行われた旨及びその内容を遅滞なく本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）に対して通知するものとします。

3．行使価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により調整を行い、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した額とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「新株1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記のほか、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合には、当社が必要と認める行使価格の調整を行うものとします。

上記の調整が行われた場合には、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知するものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の取締役および従業員、いずれかの地位を保有していることを要するものとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

禁固以上の刑に処せられたときは、本新株予約権を行使することができない。

破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てたとき、または差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けたときは、本新株予約権を行使することができない。

当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けたとき、本新株予約権を行使することができない。

法令または当社の就業規則、その他の内部規律に違反する行為があったとき、本新株予約権を行使することができない。

不正行為もしくは職務上の義務違反または懈怠があったときは、本新株予約権を行使することができない。

書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たときは、本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権者が死亡した場合には、その者の相続人はそれを行使できるものとする

本新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、又はいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<3> 平成16年10月29日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数（個）（注）1.	2,400	2,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2. 6	2,400	24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3. 6	2,500	250
新株予約権の行使期間	自平成18年10月30日 至平成26年10月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）6.	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	（注）4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-



- (注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数となります。
2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。
- ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

上記に定める株式の数の調整を行った場合には、調整が行われた旨及びその内容を遅滞なく本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）に対して通知するものとします。

3. 行使価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整を行い、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{新株 1 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した額とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「新株 1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記のほか、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合には、当社が必要と認める行使価格の調整を行うものとします。

上記の調整が行われた場合には、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知するものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。
- 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- 禁固以上の刑に処せられたときは、本新株予約権を行使することができない。
- 破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てたとき、または差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けたときは、本新株予約権を行使することができない。
- 不正行為もしくは職務上の義務違反または懈怠があったときは、本新株予約権を行使することができない。
- 本新株予約権者が死亡した場合には、その者の相続人はそれを行使できるものとする。
- 本新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、又はいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成25年 1 月21日開催の取締役会決議により、平成25年 2 月14日付で普通株式 1 株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## &lt;4&gt; 平成20年6月27日定時株主総会決議（第5回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数（個）（注）1．	13,500	13,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2．7	13,500	135,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3．7	2,100	210
新株予約権の行使期間	自平成23年1月16日 至平成30年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）7．	発行価格 2,100 資本組入額 1,050	発行価格 210 資本組入額 105
新株予約権の行使の条件	（注）4．	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5．	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6．	同左

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数となります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

上記の他に行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとします。

上記に定める株式の数の調整を行った場合には、調整が行われた旨及びその内容を遅滞なく本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）に対して通知するものとします。

3．行使価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した額とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「新株1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記のほか、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合には、当社が必要と認める行使価格の調整を行うものとします。

上記の調整が行われた場合には、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知するものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。

新株予約権者は、権利行使時において当社（当社の子会社を含む）の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していることとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。

競業他社への就職、秘密保持義務への違背、その他就業規則等の違反による懲戒処分を受けた場合等、新株予約権者の行為が当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合は、取締役会の決議により、直ちに当該新株予約権者に付与された新株予約権のすべてを失効させることができ、この決議以降当該新株予約権者は、本新株予約権の行使ができない。

本新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨を書面で申出た場合には、放棄した日をもって本新株予約権を行使できない。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

6. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行使の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的となる株式の種類および数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

会社が本新株予約権の取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。

7. 平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## &lt;5&gt; 平成21年6月26日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)(注)1.	11,850	11,850
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2.7	11,850	118,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3.7	2,100	210
新株予約権の行使期間	自平成24年4月1日 至平成31年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)7.	発行価格 2,100 資本組入額 1,050	発行価格 210 資本組入額 105
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.	同左

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数となります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

上記の他に行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとします。

上記に定める株式の数の調整を行った場合には、調整が行われた旨及びその内容を遅滞なく本新株予約権の割り当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という)に対して通知するものとします。

3. 行使価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した額とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「新株1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記のほか、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合には、当社が必要と認める行使価格の調整を行うものとします。

上記の調整が行われた場合には、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知するものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。

新株予約権者は、権利行使時において当社（当社の子会社を含む）の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していることとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。

競業他社への就職、秘密保持義務への違背、その他就業規則等の違反による懲戒処分を受けた場合等、新株予約権者の行為が当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合は、取締役会の決議により、直ちに当該新株予約権者に付与された新株予約権のすべてを失効させることができ、この決議以降当該新株予約権者は、本新株予約権の行使ができない。

本新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨を書面で申出た場合には、放棄した日をもって本新株予約権を行使できない。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

6. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行使の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的となる株式の種類および数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

会社が本新株予約権の取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。

7. 平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## &lt; 6 &gt; 平成22年6月28日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数（個）（注）1．	22,000	22,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2．7	22,000	220,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3．7	2,100	210
新株予約権の行使期間	自平成25年3月31日 至平成32年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）7．	発行価格 2,100 資本組入額 1,050	発行価格 210 資本組入額 105
新株予約権の行使の条件	（注）4．	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5．	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6．	同左

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数となります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

上記の他に行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとします。

上記に定める株式の数の調整を行った場合には、調整が行われた旨及びその内容を遅滞なく本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）に対して通知するものとします。

3．行使価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した額とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「新株1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記のほか、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合には、当社が必要と認める行使価格の調整を行うものとします。

上記の調整が行われた場合には、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知するものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。

新株予約権者は、権利行使時において当社（当社の子会社を含む）の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していることとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。

競業他社への就職、秘密保持義務への違背、その他就業規則等の違反による懲戒処分を受けた場合等、新株予約権者の行為が当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合は、取締役会の決議により、直ちに当該新株予約権者に付与された新株予約権のすべてを失効させることができ、この決議以降当該新株予約権者は、本新株予約権の行使ができない。

本新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨を書面で申出た場合には、放棄した日をもって本新株予約権を行使できない。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

6. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行使の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的となる株式の種類および数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

会社が本新株予約権の取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。

7. 平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## &lt;7&gt; 平成23年6月29日定時株主総会決議（第8回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数（個）（注）1．	-	12,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2．7	-	129,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3．7	-	210
新株予約権の行使期間	-	自平成26年4月21日 至平成33年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）7	-	発行価格 210 資本組入額 105
新株予約権の行使の条件	-	（注）4．
新株予約権の譲渡に関する事項	-	（注）5．
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	（注）6．

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数となります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

上記の他に行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとします。

上記に定める株式の数の調整を行った場合には、調整が行われた旨及びその内容を遅滞なく本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）に対して通知するものとします。

3．行使価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$



上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した額とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行」を「自己株式の処分」、「新株1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記のほか、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合には、当社が必要と認める行使価格の調整を行うものとします。

上記の調整が行われた場合には、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知するものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。

新株予約権者は、権利行使時において当社（当社の子会社を含む）の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していることとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。

競業他社への就職、秘密保持義務への違背、その他就業規則等の違反による懲戒処分を受けた場合等、新株予約権者の行為が当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合は、取締役会の決議により、直ちに当該新株予約権者に付与された新株予約権のすべてを失効させることができ、この決議以降当該新株予約権者は、本新株予約権の行使ができない。

本新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨を書面で申出た場合には、放棄した日をもって本新株予約権を行使できない。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

6. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行使の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的となる株式の種類および数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

会社が本新株予約権の取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。

7. 平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年10月15日 (注)1.	24,522	617,831	25,748	416,223	25,748	406,223
平成19年11月6日 (注)2.	14,285	632,116	14,999	431,222	14,999	421,222
平成20年9月30日 (注)3.	10,000	642,116	10,500	441,722	10,500	431,722
平成20年10月27日 (注)4.	100,000	742,116	105,000	546,722	105,000	536,722
平成21年3月6日 (注)5.	-	742,116	446,722	100,000	-	536,722
平成22年1月29日 (注)6.	23,809	765,925	24,999	124,999	24,999	561,721
平成25年2月14日 (注)7.	6,893,325	7,659,250	-	124,999	-	561,721

(注)1. 有償第三者割当

普通株式 24,522株

発行価格 2,100円

資本組入額 1,050円

割当先：コスモ・バイオ株式会社、日産化学工業株式会社、株式会社ペリタス

2. 有償第三者割当

普通株式 14,285株

発行価格 2,100円

資本組入額 1,050円

割当先：伊藤忠商事株式会社

3. 有償第三者割当

普通株式 10,000株

発行価格 2,100円

資本組入額 1,050円

割当先：株式会社メディネット

4. 有償第三者割当

普通株式 100,000株

発行価格 2,100円

資本組入額 1,050円

割当先：ニプロ株式会社

5. 資本金取り崩し

資本金減少額 446,722,100円

その他資本剰余金増加額 446,722,100円

6. 有償第三者割当

普通株式 23,809株

発行価格 2,100円

資本組入額 1,050円

割当先：バイオコンテンツ投資事業有限責任組合

7. 株式分割(1:10)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成25年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	9	-	-	24	34	-
所有株式数（単元）	-	1,430	-	27,375	-	-	47,781	76,586	650
所有株式数の割合（％）	-	1.87	-	35.74	-	-	62.39	100.00	-

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成25年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,658,600	76,586	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 650	-	-
発行済株式総数	7,659,250	-	-
総株主の議決権	-	76,586	-

## 【自己株式等】

平成25年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを下記株主総会において決議されたものであります。

当制度の内容は、次のとおりであります。

## &lt;1&gt; 平成15年12月24日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

決議年月日	平成15年12月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 4名 社外協力者 6名 社外協力者 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## &lt;2&gt; 平成16年10月29日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

決議年月日	平成16年10月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## &lt;3&gt; 平成16年10月29日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

決議年月日	平成16年10月29日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## &lt;4&gt; 平成20年6月27日定時株主総会決議（第5回新株予約権）

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## &lt;5&gt; 平成21年6月26日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## &lt;6&gt; 平成22年6月28日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

決議年月日	平成22年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## &lt;7&gt; 平成23年6月29日定時株主総会決議（第8回新株予約権）

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は設立以来配当を実施しておらず、現時点においても配当可能な状況にありません。また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を継続的かつ計画的に実施していくため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先する方針です。

ただし、株主への利益還元も重要な経営課題の一つと認識しております。今後の経営成績及び財政状況を勘案しながら早期に配当を実現すべく検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、機動的な配当対応を行うため、会社法第454条第5項に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	横山 周史	昭和43年4月20日生	平成8年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成9年8月 住友スリーエム(株)入社 平成16年7月 当社入社 平成16年10月 当社取締役 平成17年11月 当社代表取締役社長（現任） 平成23年1月 ReproCELL USA Inc. CEO就任（現任）	(注)3	191,430
取締役	経営管理 部長	片山 浩美	昭和44年7月10日生	平成2年4月 (株)三和銀行（現 (株)三菱東京UFJ銀行）入行 平成7年6月 田代経理事務所入所 平成17年6月 東京ボード工業(株)入社 平成18年11月 当社入社 平成23年1月 ReproCELL USA Inc. Secretary就任（現任） 平成24年4月 当社経営管理部長 平成24年6月 当社取締役経営管理部長（現任）	(注)3	-
取締役	営業・マ ーケ ティ ング 部長	正井 貴	昭和54年4月18日生	平成16年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成21年2月 丸の内キャピタル(株)入社 平成23年3月 当社入社 平成24年4月 当社営業・マーケティング部長 平成24年12月 ReproCELL USA Inc. Director就任（現任） 平成25年2月 当社取締役営業・マーケティング部長（現任）	(注)3	-
取締役	-	山川 善之	昭和37年8月21日生	昭和61年4月 日本生命保険相互会社入社 平成7年9月 イノテック(株)入社 企画室長 平成13年9月 (株)そーせい入社 経営企画部長 平成16年9月 同社 代表取締役副社長 平成18年12月 響きパートナーズ(株)設立 代表取締役社長（現任） 平成19年6月 (株)ユナイテッドアローズ 社外監査役（現任） 平成20年6月 当社取締役（現任） 平成22年3月 (株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 取締役（現任）	(注)3	-



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	-	鈴木 正宏	昭和23年1月13日生	昭和45年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成11年6月 兼松(株)取締役経営企画室長 平成15年6月 兼松エレクトロニクス(株)常勤監査役 平成23年6月 同社顧問 平成23年10月 クラウドランド(株)監査役 平成24年2月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	酒井由香里	昭和43年6月23日生	平成3年4月 野村證券(株)入社 平成17年6月 (株)ユナイテッドアローズ常勤監査役(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	石川 明	昭和41年2月11日生	昭和63年4月 (株)リクルート入社 平成12年7月 (株)リクルート・アバウトドットコム・ジャパン(現(株)オールアバウト)出向 平成13年1月 同社転籍 平成22年4月 石川明事務所設立 代表就任(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計						191,430

- (注) 1. 取締役山川善之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鈴木正宏、酒井由香里及び石川明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成25年2月14日開催の臨時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成25年2月14日開催の臨時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、iPS細胞による新しいビジネスを展開している会社であります。当社の強みは技術力の高さにあり、これまでに、ヒトiPS細胞培養液、ヒトiPS細胞由来心筋細胞など、iPS細胞技術を世界で初めて事業化することに成功しています。今後とも、iPS細胞技術を中核として、研究試薬、創薬支援、テーラーメイド医療、臨床検査の分野で質の高い優れた製品とサービスの提供で、広く人々の健康福祉に貢献することを使命としています。

この理念のもと、企業価値を高めつつ、コーポレート・ガバナンスを強化することに努めております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

#### イ) 会社の機関の基本説明

当社は、会社の機関として取締役会、監査役会、会計監査人及び戦略会議を設置しております。当社の企業統治の体制における各機関の内容は以下のとおりであります。

##### a. 取締役会

取締役会は取締役4名(うち1名は社外取締役)で構成され、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務進捗報告等を行っております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

##### b. 監査役会

当社は経営の適法性や効率性について総合的に監査する機関として監査役会を設置しており、監査役会は監査役3名(全員が社外監査役であり、うち1名は常勤監査役)で構成され、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき、事業の執行状況を監査しています。

監査役会は、毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

##### c. 会計監査人

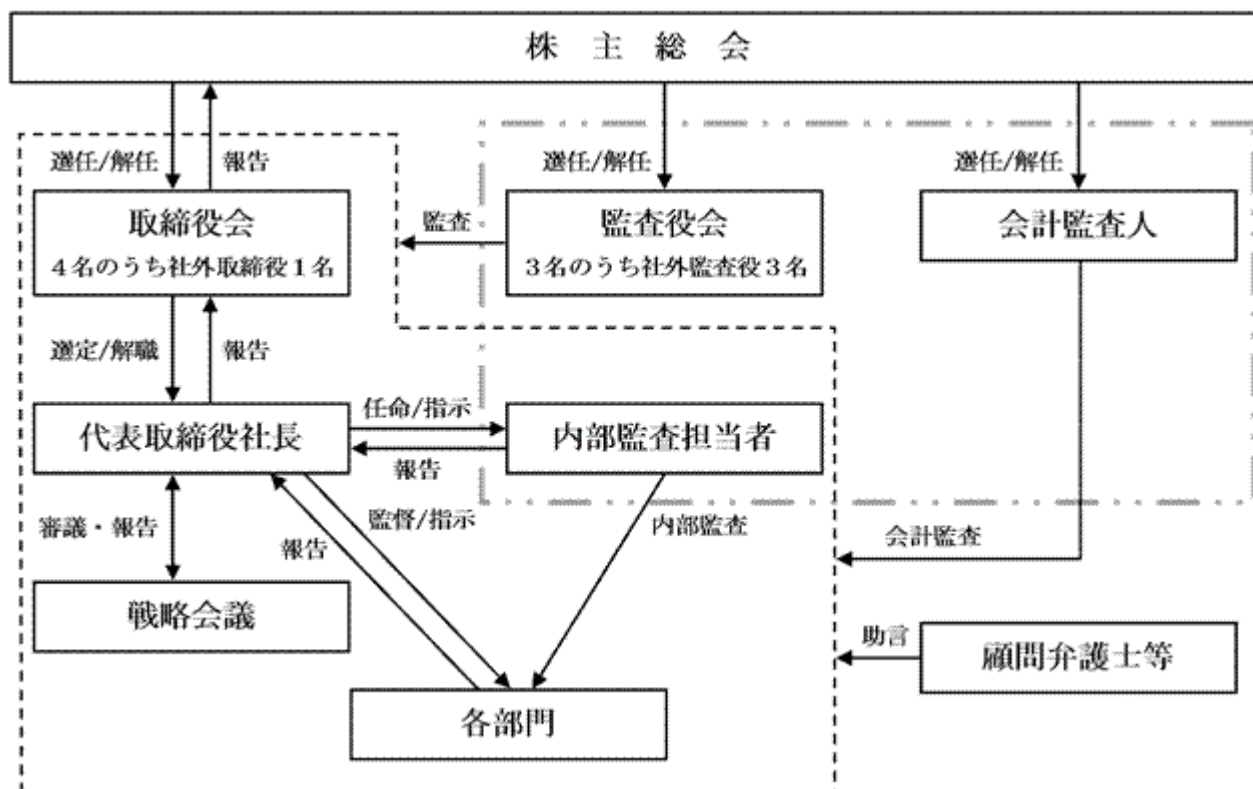
当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

##### d. 戦略会議

当社では、役員と部門長で構成する戦略会議を、毎月1回以上開催しております。

戦略会議では、当社の戦略会議運営規程に基づき、代表取締役社長の諮問機関として経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。

#### ロ) 会社の機関・内部統制の関係図



## 八) 内部統制システム整備の状況

当社は、取締役会において、内部統制の基本方針を決議し、業務の適正化を図るため組織関連規程（業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等）、人事関連規程（就業規則、賃金規程、人事管理規程等）、総務関連規程（文書管理規程、印章管理規程、規程管理規程、情報セキュリティ管理規程等）、業務関連規程（品質管理規程、販売管理規程、購買管理規程等）経理関連規程（経理規程、予算管理規程、原価計算規程等）を制定、運用しております。

### 二) 内部監査及び監査役監査の状況

#### a. 内部監査

当社は、未だ少人数による組織体制であるため独立した内部監査専任部署は設けておりませんが、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査人は監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、部門相互監査を行うため、経営管理部の責任者が兼務する内部監査責任者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーする業務監査を実施し、代表取締役が任命する経営管理部門以外に所属する内部監査担当者が経営管理部の業務監査を実施し、必要に応じて改善を促し、フォローアップを行うことにより内部統制の維持改善を図っております。

#### b. 監査役監査

当社の監査役会は、社外監査役3名により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において情報共有を図っております。

また、監査役監査は、每期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。

#### c. 内部監査及び監査役監査の連携

当社の内部監査体制に関しては、経営管理部の責任者が内部監査責任者となり、自己の属する部門を除く各部門の監査を実施し、業務活動が適切かつ効率的に実施されているかを確認しております。また、経営管理部の監査は他部門の責任者が内部監査担当者として実施することにより、相互に牽制する体制を採用しております。内部監査の結果に基づき、内部監査責任者は社長に対し報告書ならびに改善要望書を提出するとともに、監査役の求めに応じて内部監査監査状況を協議・報告し、緊密な連携をとっております。

### ホ) 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計処理及び決算内容等について監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は、久保伸介、佐野明宏であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内です。

当社の監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他4名であります。

### へ) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役山川善之は、当社新株予約権4,000個を保有しております。当社とその他の社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議へ出席し、豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

### リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク体制は、経営上のリスクについては、担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会及び戦略会議にて審議を行っており、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。

また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底するとともに、人々の健康福祉に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開しております。

## 役員報酬の内容

第10期事業年度に計上した当社の取締役及び監査役の報酬等は以下のとおりです。当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で承認された範囲内において、取締役会で個別の額の決定を行うものであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	13,920	13,920	-	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	3,200	3,200	-	-	-	3

(注) 当社の株主総会決議による報酬限度額は、取締役が2億円、監査役が1千万円です。

## 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## 責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、取締役会の決議により取締役（取締役であった者を含む）及び監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額の範囲内において免除する決議ができる旨を、定款に定めております。

## 取締役の選任の決議要件、定数の定め、決議要件の定め

当社は、取締役の定数につき、8名以内とする旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を、定款に定めております。

## 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を、定款に定めております。

## 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策遂行のため、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を、定款に定めております。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の充足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,000	1,500	6,000	-

## 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、監査契約の締結を前提とした、期首残高の調査であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準として報酬額を決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.3%
売上高基準	1.6%
利益基準	2.3%
利益剰余金基準	0.1%

- (2) 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.6%
売上高基準	2.7%
利益基準	1.6%
利益剰余金基準	0.1%

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	204,730	178,032
売掛金	30,367	58,511
製品	27,147	30,162
仕掛品	1,180	1,730
原材料及び貯蔵品	14,089	8,095
前払費用	5,147	2,951
未収入金	2,288	679
その他	532	322
貸倒引当金	-	26
流動資産合計	285,483	280,459
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,803	18,379
減価償却累計額	2,766	4,806
建物（純額）	9,036	13,572
機械及び装置	10,490	10,490
減価償却累計額	8,459	9,070
機械及び装置（純額）	2,030	1,419
工具、器具及び備品	99,286	99,796
減価償却累計額	87,334	94,052
工具、器具及び備品（純額）	11,952	5,743
有形固定資産合計	23,019	20,736
無形固定資産		
特許権	5,391	6,713
ソフトウェア	1,048	692
その他	48	48
無形固定資産合計	6,488	7,454
投資その他の資産		
関係会社株式	245	245
敷金及び保証金	3,000	6,000
投資その他の資産合計	3,246	6,246
固定資産合計	32,753	34,436
資産合計	318,237	314,895

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	25,751	33,898
未払金	10,281	11,216
未払費用	2,312	4,738
未払法人税等	3,117	2,310
未払消費税等	494	4,126
前受金	75	104
預り金	562	656
賞与引当金	2,306	3,942
流動負債合計	44,900	60,993
固定負債		
繰延税金負債	1,400	1,738
資産除去債務	4,037	6,472
固定負債合計	5,438	8,210
負債合計	50,339	69,204
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	124,999	124,999
資本剰余金		
資本準備金	561,721	561,721
その他資本剰余金	446,722	446,722
資本剰余金合計	1,008,443	1,008,443
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	865,545	887,751
利益剰余金合計	865,545	887,751
株主資本合計	267,897	245,691
純資産合計	267,897	245,691
負債純資産合計	318,237	314,895



## 【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	246,499
売掛金	69,166
製品	39,164
仕掛品	3,699
原材料及び貯蔵品	12,781
その他	7,765
流動資産合計	379,075
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	11,669
機械及び装置（純額）	1,104
工具、器具及び備品（純額）	8,155
有形固定資産合計	20,929
無形固定資産	
特許権	6,367
その他	1,028
無形固定資産合計	7,396
投資その他の資産	
関係会社株式	245
敷金及び保証金	6,000
投資その他の資産合計	6,246
固定資産合計	34,571
資産合計	413,647
<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	46,216
未払金	33,911
未払法人税等	1,311
前受金	37,536
賞与引当金	2,159
その他	7,003
流動負債合計	128,138
固定負債	
長期借入金	80,000
資産除去債務	6,552
その他	1,512
固定負債合計	88,064
負債合計	216,203
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	124,999
資本剰余金	1,008,443
利益剰余金	935,998
株主資本合計	197,444
純資産合計	197,444
負債純資産合計	413,647

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>売上高</b>		
製品売上高	196,562	246,612
役務収益	81,545	69,912
売上高合計	278,108	316,525
<b>売上原価</b>		
製品期首たな卸高	17,937	27,147
当期製品製造原価	124,466	148,547
合計	142,403	175,694
製品他勘定振替高	1 2,913	1 11,684
製品期末たな卸高	27,147	30,162
製品売上原価	2 112,343	2 133,847
役務原価	28,795	21,130
支払ロイヤリティ	3 1,446	3 1,690
売上原価合計	142,584	156,669
<b>売上総利益</b>	135,523	159,856
<b>販売費及び一般管理費</b>		
研究開発費	4 113,630	4 118,127
その他の販売費及び一般管理費	5 107,002	5 138,979
販売費及び一般管理費合計	220,632	257,107
営業損失( )	85,109	97,250
<b>営業外収益</b>		
受取利息	71	40
補助金収入	54,808	75,507
その他	1,007	783
営業外収益合計	55,887	76,331
<b>営業外費用</b>		
為替差損	152	-
営業外費用合計	152	-
経常損失( )	29,374	20,918
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	6 855	-
関係会社整理損	7 2,127	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	182	-
特別損失合計	3,165	-
税引前当期純損失( )	32,539	20,918
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	1,400	337
法人税等合計	2,350	1,287
当期純損失( )	34,890	22,206

## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	102,227	81.4	122,694	82.3
労務費		1,312	1.1	3,189	2.1
経費		21,999	17.5	23,214	15.6
当期総製造費用		125,539	100.0	149,097	100.0
期首仕掛品たな卸高		106		1,180	
合計		125,646		150,277	
期末仕掛品たな卸高		1,180		1,730	
当期製品製造原価		124,466		148,547	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、製品別単純総合原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
外注加工費	18,627千円	外注加工費	20,036千円
減価償却費	2,913千円	減価償却費	2,658千円

## 【役務原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	15,644	54.3	10,166	48.1
労務費		7,201	25.0	8,245	39.0
経費		5,949	20.7	2,718	12.9
役務原価		28,795	100.0	21,130	100.0

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
減価償却費 4,154千円	減価償却費 1,178千円

【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	
製品売上高	230,964
役務収益	54,776
売上高合計	285,740
売上原価	
製品売上原価	115,610
役務原価	17,950
支払ロイヤリティ	1,021
売上原価合計	134,582
売上総利益	151,157
販売費及び一般管理費	
研究開発費	88,236
その他の販売費及び一般管理費	112,668
販売費及び一般管理費合計	200,905
営業損失( )	49,747
営業外収益	
受取利息	21
為替差益	1,792
その他	357
営業外収益合計	2,170
営業外費用	
支払利息	155
その他	25
営業外費用合計	181
経常損失( )	47,757
税引前四半期純損失( )	47,757
法人税、住民税及び事業税	715
法人税等調整額	226
法人税等合計	489
四半期純損失( )	48,246

## 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	124,999	124,999
当期末残高	124,999	124,999
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	561,721	561,721
当期末残高	561,721	561,721
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	446,722	446,722
当期末残高	446,722	446,722
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	1,008,443	1,008,443
当期末残高	1,008,443	1,008,443
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	830,654	865,545
当期変動額		
当期純損失（ ）	34,890	22,206
当期変動額合計	34,890	22,206
当期末残高	865,545	887,751
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	830,654	865,545
当期変動額		
当期純損失（ ）	34,890	22,206
当期変動額合計	34,890	22,206
当期末残高	865,545	887,751
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	302,788	267,897
当期変動額		
当期純損失（ ）	34,890	22,206
当期変動額合計	34,890	22,206
当期末残高	267,897	245,691
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	302,788	267,897
当期変動額		
当期純損失（ ）	34,890	22,206
当期変動額合計	34,890	22,206
当期末残高	267,897	245,691

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	32,539	20,918
減価償却費	19,026	13,856
補助金収入	54,808	75,507
賞与引当金の増減額( は減少)	848	1,635
貸倒引当金の増減額( は減少)	-	26
受取利息	71	40
為替差損益( は益)	71	563
固定資産除却損	855	-
関係会社整理損	2,127	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	182	-
売上債権の増減額( は増加)	10,410	28,144
たな卸資産の増減額( は増加)	17,864	2,429
その他の流動資産の増減額( は増加)	2,737	4,014
仕入債務の増減額( は減少)	10,678	8,147
その他の流動負債の増減額( は減少)	3,565	7,309
その他の固定負債の増減額( は減少)	71	80
小計	77,905	87,674
利息の受取額	71	40
補助金の受取額	54,808	75,507
法人税等の支払額	870	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,896	13,076
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,537	4,732
無形固定資産の取得による支出	5,380	6,452
関係会社株式の取得による支出	245	-
関係会社出資金の払込による支出	942	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,105	14,184
現金及び現金同等物に係る換算差額	71	563
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	33,930	26,698
現金及び現金同等物の期首残高	238,661	204,730
現金及び現金同等物の期末残高	204,730	178,032

**【継続企業の前提に関する事項】**

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）  
該当事項はありません。



## 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。	子会社株式 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 機械及び装置 5～8年 工具、器具及び備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、特許権については主として3年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失はそれぞれ703千円、税引前当期純損失は885千円増加しております。</p> <p>下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年4月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。</p> <p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用)</p> <p>翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。</p> <p>この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。</p> <p>なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。</p> <p>なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

## 【追加情報】

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>該当事項はありません。</p>	<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## （損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																										
<p>1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">1,770千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の販売費及び 一般管理費</td> <td style="text-align: right;">1,142千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,913千円</td> </tr> </table>	研究開発費	1,770千円	その他の販売費及び 一般管理費	1,142千円	計	2,913千円	<p>1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">10,248千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の販売費及び 一般管理費</td> <td style="text-align: right;">1,436千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,684千円</td> </tr> </table>	研究開発費	10,248千円	その他の販売費及び 一般管理費	1,436千円	計	11,684千円														
研究開発費	1,770千円																										
その他の販売費及び 一般管理費	1,142千円																										
計	2,913千円																										
研究開発費	10,248千円																										
その他の販売費及び 一般管理費	1,436千円																										
計	11,684千円																										
<p>2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法）であり、次のたな卸資産評価損が製品売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">359千円</p>	<p>2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法）であり、次のたな卸資産評価損が製品売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">379千円</p>																										
<p>3 支払ロイヤリティの内訳は、製品売上高に係るものが1,162千円、役務収益に係るものが284千円であります。</p>	<p>3 支払ロイヤリティの内訳は、製品売上高に係るものが1,439千円、役務収益に係るものが251千円であります。</p>																										
<p>4 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">23,461千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消耗品費</td> <td style="text-align: right;">57,504千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">10,477千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,039千円</td> </tr> </table> <p>なお、当該区分の金額113,630千円が当社における研究開発費の総額であります。</p>	給料手当	23,461千円	消耗品費	57,504千円	減価償却費	10,477千円	賞与引当金繰入額	1,039千円	<p>4 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">29,617千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">人材派遣費</td> <td style="text-align: right;">9,293千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消耗品費</td> <td style="text-align: right;">47,462千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">8,638千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,406千円</td> </tr> </table> <p>なお、当該区分の金額118,127千円が当社における研究開発費の総額であります。</p>	給料手当	29,617千円	人材派遣費	9,293千円	消耗品費	47,462千円	減価償却費	8,638千円	賞与引当金繰入額	1,406千円								
給料手当	23,461千円																										
消耗品費	57,504千円																										
減価償却費	10,477千円																										
賞与引当金繰入額	1,039千円																										
給料手当	29,617千円																										
人材派遣費	9,293千円																										
消耗品費	47,462千円																										
減価償却費	8,638千円																										
賞与引当金繰入額	1,406千円																										
<p>5 販売費に属する費用のおおよその割合は28.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は71.1%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">16,320千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">20,167千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">5,876千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,481千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td> <td style="text-align: right;">19,990千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">606千円</td> </tr> </table>	役員報酬	16,320千円	給料手当	20,167千円	旅費交通費	5,876千円	減価償却費	1,481千円	支払報酬	19,990千円	賞与引当金繰入額	606千円	<p>5 販売費に属する費用のおおよその割合は37.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は62.5%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">17,120千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">30,382千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">10,252千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,379千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td> <td style="text-align: right;">27,368千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,952千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">26千円</td> </tr> </table>	役員報酬	17,120千円	給料手当	30,382千円	旅費交通費	10,252千円	減価償却費	1,379千円	支払報酬	27,368千円	賞与引当金繰入額	1,952千円	貸倒引当金繰入額	26千円
役員報酬	16,320千円																										
給料手当	20,167千円																										
旅費交通費	5,876千円																										
減価償却費	1,481千円																										
支払報酬	19,990千円																										
賞与引当金繰入額	606千円																										
役員報酬	17,120千円																										
給料手当	30,382千円																										
旅費交通費	10,252千円																										
減価償却費	1,379千円																										
支払報酬	27,368千円																										
賞与引当金繰入額	1,952千円																										
貸倒引当金繰入額	26千円																										
<p>6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">855千円</td> </tr> </table>	工具、器具及び備品	855千円																									
工具、器具及び備品	855千円																										
<p>7 関係会社整理損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">140千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">1,341千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">645千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,127千円</td> </tr> </table>	関係会社株式評価損	140千円	関係会社出資金評価損	1,341千円	その他	645千円	計	2,127千円																			
関係会社株式評価損	140千円																										
関係会社出資金評価損	1,341千円																										
その他	645千円																										
計	2,127千円																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	765	-	-	765
合計	765	-	-	765

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	765	-	-	765
合計	765	-	-	765

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 204,730	現金及び預金勘定 178,032
現金及び現金同等物 204,730	現金及び現金同等物 178,032

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (金融商品関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期運用は預金等に限定し、資金調達については増資による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に差入先・預託先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金及び未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	204,730	204,730	-
(2) 売掛金	30,367	30,367	-
(3) 未収入金	2,288	2,288	-
(4) 敷金及び保証金	3,000	2,347	652
資産計	240,386	239,734	652
(1) 買掛金	25,751	25,751	-
(2) 未払金	10,281	10,281	-
(3) 未払法人税等	3,117	3,117	-
(4) 未払消費税等	494	494	-
(5) 預り金	562	562	-
負債計	40,206	40,206	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、返還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負債

## (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	当事業年度 (平成23年3月31日)
関係会社株式	245

関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	204,730	-	-	-
売掛金	30,367	-	-	-
未収入金	2,288	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	3,000
合計	237,386	-	-	3,000



当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期運用は預金等に限定し、資金調達については増資による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に差入先・預託先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金及び未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	178,032	178,032	-
(2) 売掛金	58,511	58,511	-
(3) 未収入金	679	679	-
(4) 敷金及び保証金	6,000	4,833	1,166
資産計	243,224	242,057	1,166
(1) 買掛金	33,898	33,898	-
(2) 未払金	11,216	11,216	-
(3) 未払法人税等	2,310	2,310	-
(4) 未払消費税等	4,126	4,126	-
(5) 預り金	656	656	-
負債計	52,208	52,208	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、返還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	当事業年度 (平成24年3月31日)
関係会社株式	245

関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	178,032	-	-	-
売掛金	58,511	-	-	-
未収入金	679	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	6,000
合計	237,223	-	-	6,000

## （有価証券関係）

前事業年度（平成23年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式245千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式245千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## （デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション及び 自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1社	当社取締役 4名 当社従業員 4名 社外協力者 6名 社外協力者 1社
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 1,000株	普通株式 79,999株
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日
権利確定条件	1. 権利確定条件は定められておりません。	1. 新株予約権の割当を受けた者の内、当社の取締役、顧問及び従業員は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成15年9月30日から 平成22年9月25日まで	平成18年1月31日から 平成26年1月30日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載していません。

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 13,000株	普通株式 2,400株
付与日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員、いずれかの地位を保有していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りでない。</p> <p>2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>1. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

	第5回 (ストック・オプション)	第6回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名	当社取締役 3名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 20,000株	普通株式 14,450株
付与日	平成21年1月16日	平成22年4月1日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。</p> <p>2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。</p>	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成23年1月16日から 平成30年6月26日まで	平成24年4月1日から 平成31年6月25日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

	第7回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 22,000株
付与日	平成23年3月30日
権利確定条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。 2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成25年3月31日から 平成32年6月27日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載してあります。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利確定前 (株)				
前事業年度末	1,000	72,799	5,000	2,400
付与	-	-	-	-
失効	1,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	72,799	5,000	2,400
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回
付与日	平成21年1月16日	平成22年4月1日	平成23年3月30日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	18,400	-	-
付与	-	14,450	22,000
失効	4,900	2,600	-
権利確定	-	-	-
未確定残	13,500	11,850	22,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

## 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利行使価格 (円)	1,200	1,200	2,500	2,500
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回
付与日	平成21年1月16日	平成22年4月1日	平成23年3月30日
権利行使価格 (円)	2,100	2,100	2,100
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によっております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

## 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
該当事項はありません。



当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回 (ストック・オプション及び 自社株式オプション)	第3回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 4名 社外協力者 6名 社外協力者 1社	当社取締役 2名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 79,999株	普通株式 13,000株
付与日	平成16年1月30日	平成16年10月31日
権利確定条件	1. 新株予約権の割当を受けた者の内、当社の取締役、顧問及び従業員は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員、いずれかの地位を保有していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りでない。 2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成18年1月31日から 平成26年1月30日まで	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載していません。

	第4回 (自社株式オプション)	第5回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名	当社取締役 3名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 2,400株	普通株式 20,000株
付与日	平成16年10月31日	平成21年1月16日
権利確定条件	1. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。 2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで	平成23年1月16日から 平成30年6月26日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載していません。

	第6回 (ストック・オプション)	第7回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 8名	当社取締役 3名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 14,450株	普通株式 22,000株
付与日	平成22年4月1日	平成23年3月30日
権利確定条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。 2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成24年4月1日から 平成31年6月25日まで	平成25年3月31日から 平成32年6月27日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載していません。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第2回	第3回	第4回	第5回
付与日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日	平成21年1月16日
権利確定前 (株)				
前事業年度末	72,799	5,000	2,400	13,500
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	72,799	5,000	2,400	13,500
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第6回	第7回
付与日	平成22年4月1日	平成23年3月30日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	11,850	22,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	11,850	22,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

## 単価情報

	第2回	第3回	第4回	第5回
付与日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日	平成21年1月16日
権利行使価格 (円)	1,200	2,500	2,500	2,100
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第6回	第7回
付与日	平成22年4月1日	平成23年3月30日
権利行使価格 (円)	2,100	2,100
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

## 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">912</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">856</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,144</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">1,596</td> </tr> <tr> <td>棚卸資産評価損</td> <td style="text-align: right;">1,042</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">301,165</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,534</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">312,252</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">312,252</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 10px;">繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td> <td style="text-align: right;">1,400</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,400</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,400</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	賞与引当金	912	未払事業税	856	減価償却費	5,144	資産除去債務	1,596	棚卸資産評価損	1,042	繰越欠損金	301,165	その他	1,534	繰延税金資産小計	312,252	評価性引当額	312,252	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	(千円)	資産除去債務に対応する除去費用	1,400	繰延税金負債合計	1,400	繰延税金負債の純額	1,400	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,458</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">503</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">4,836</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">2,240</td> </tr> <tr> <td>棚卸資産評価損</td> <td style="text-align: right;">1,046</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">219,608</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">940</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">230,633</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">230,633</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 10px;">繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td> <td style="text-align: right;">1,738</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,738</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,738</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	賞与引当金	1,458	未払事業税	503	減価償却費	4,836	資産除去債務	2,240	棚卸資産評価損	1,046	繰越欠損金	219,608	その他	940	繰延税金資産小計	230,633	評価性引当額	230,633	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	(千円)	資産除去債務に対応する除去費用	1,738	繰延税金負債合計	1,738	繰延税金負債の純額	1,738
繰延税金資産	(千円)																																																												
賞与引当金	912																																																												
未払事業税	856																																																												
減価償却費	5,144																																																												
資産除去債務	1,596																																																												
棚卸資産評価損	1,042																																																												
繰越欠損金	301,165																																																												
その他	1,534																																																												
繰延税金資産小計	312,252																																																												
評価性引当額	312,252																																																												
繰延税金資産合計	-																																																												
繰延税金負債	(千円)																																																												
資産除去債務に対応する除去費用	1,400																																																												
繰延税金負債合計	1,400																																																												
繰延税金負債の純額	1,400																																																												
繰延税金資産	(千円)																																																												
賞与引当金	1,458																																																												
未払事業税	503																																																												
減価償却費	4,836																																																												
資産除去債務	2,240																																																												
棚卸資産評価損	1,046																																																												
繰越欠損金	219,608																																																												
その他	940																																																												
繰延税金資産小計	230,633																																																												
評価性引当額	230,633																																																												
繰延税金資産合計	-																																																												
繰延税金負債	(千円)																																																												
資産除去債務に対応する除去費用	1,738																																																												
繰延税金負債合計	1,738																																																												
繰延税金負債の純額	1,738																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>																																																												
	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、平成24年4月1日以降に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は前事業年度の39.54%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは36.99%、平成27年4月1日以降のものについては34.61%にそれぞれ変更されております。</p> <p>この変更による影響は軽微であります。</p>																																																												

## （持分法損益等）

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

前事業年度末（平成23年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度末（平成24年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## 【セグメント情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ヒトiPS細胞及びヒトES細胞の技術を基盤とした製品・サービスに関する事業活動を国内外で展開しております。また、臓器移植や造血幹細胞移植における臨床検査を国内において行っております。

したがって、当社は、「iPS細胞事業」「臨床検査事業」の2つを報告セグメントとしております。「iPS細胞事業」はヒトES/iPS細胞の研究に用いる研究試薬の製造販売及びそれらを用いた細胞の作製、評価を行っております。「臨床検査事業」は臓器移植及び造血幹細胞移植で必要とされる各種の臨床検査を行っております。

## 2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

## 3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	iPS細胞事業	臨床検査事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	233,971	44,137	278,108	-	278,108
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	233,971	44,137	278,108	-	278,108
セグメント利益	29,611	16,636	46,248	75,622	29,374
セグメント資産	90,106	10,281	100,388	217,848	318,237
その他の項目					
減価償却費	14,997	2,546	17,544	1,481	19,026
補助金収入	54,808	-	54,808	-	54,808
受取利息	-	-	-	71	71
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	9,939	461	10,401	2,464	12,866

(注)1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 75,622千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります
- (2) セグメント資産の調整額217,848千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額1,481千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,464千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加であります。

2 セグメント利益は、損益計算書の経常損失と調整を行っております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ヒトiPS細胞及びヒトES細胞の技術を基盤とした製品・サービスに関する事業活動を国内外で展開しております。また、臓器移植や造血幹細胞移植における臨床検査を国内において行っております。

したがって、当社は、「iPS細胞事業」「臨床検査事業」の2つを報告セグメントとしております。「iPS細胞事業」はヒトES/iPS細胞の研究に用いる研究試薬の製造販売及びそれらを用いた細胞の作製、評価を行っております。「臨床検査事業」は臓器移植及び造血幹細胞移植で必要とされる各種の臨床検査を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	iPS細胞事業	臨床検査事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	276,374	40,151	316,525	-	316,525
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	276,374	40,151	316,525	-	316,525
セグメント利益	51,662	13,412	65,074	85,993	20,918
セグメント資産	113,998	11,738	125,736	189,158	314,895
その他の項目					
減価償却費	11,416	1,060	12,476	1,379	13,856
補助金収入	75,507	-	75,507	-	75,507
受取利息	-	-	-	40	40
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	6,403	63	6,467	6,071	12,538

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 85,993千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります
- (2) セグメント資産の調整額189,158千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額1,379千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,071千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加であります。

2 セグメント利益は、損益計算書の経常損失と調整を行っております。



## 【関連情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
コスモ・バイオ(株)	172,297	iPS細胞事業

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
284,615	10,294	16,772	4,843	316,525

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
コスモ・バイオ(株)	158,879	iPS細胞事業

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

**（追加情報）**

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日公表分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	34.98円
1株当たり当期純損失金額	4.56円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

- 2．当社は、平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

## （会計方針の変更）

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年4月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 349.77円

1株当たり当期純損失金額 45.55円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

- 3．1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失（千円）	34,890
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	34,890
期中平均株式数（千株）	7,659
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類（新株予約権の数127,549個）。これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	32.08円
1株当たり当期純損失金額	2.90円

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年 1月21日開催の取締役会決議により、平成25年 2月14日付で株式 1株につき10株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1株当たり純資産額及び 1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年 6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年 6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年 6月30日）を適用しております。

この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して 1株当たり純資産額及び 1株当たり当期純損失金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の 1株当たり純資産額及び 1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 349.77円

1株当たり当期純損失金額 45.55円

なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期純損失（千円）	22,206
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	22,206
期中平均株式数（千株）	7,659
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 6種類（新株予約権の数127,549個）。これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## （重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																
該当事項はありません。	<p>（株式分割及び単元株制度の採用）</p> <p>当社は、平成25年1月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年2月14日を効力発生日とした株式分割及び単元株制度の導入を実施いたしました。</p> <p>1．株式分割及び単元株制度採用の目的</p> <p>当社株式の上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、単元株制度を導入し、それに伴い、株式分割を実施いたしました。</p> <p>2．株式分割の概要</p> <p>(1) 分割の方法</p> <p>平成25年2月13日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株につき10株の割合をもって分割いたしました。</p> <p>(2) 分割により増加した株式数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>株式分割前の発行済株式総数</td> <td style="text-align: right;">765,925株</td> </tr> <tr> <td>今回の分割により増加した株式数</td> <td style="text-align: right;">6,893,325株</td> </tr> <tr> <td>株式分割後の発行済株式総数</td> <td style="text-align: right;">7,659,250株</td> </tr> <tr> <td>株式分割後の発行可能株式総数</td> <td style="text-align: right;">20,000,000株</td> </tr> </table> <p>(3) 1株当たり情報に及ぼす影響</p> <p>「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(4) 新株予約権の調整</p> <p>今回の株式分割実施に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年2月14日以降、以下のとおりに調整いたしました。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">調整前行使価額</th> <th style="text-align: center;">調整後行使価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2回新株予約権</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> <td style="text-align: center;">120円</td> </tr> <tr> <td>第3回新株予約権</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">250円</td> </tr> <tr> <td>第4回新株予約権</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">250円</td> </tr> <tr> <td>第5回新株予約権</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td>第6回新株予約権</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td>第7回新株予約権</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td>第8回新株予約権</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3．単元株制度の導入</p> <p>普通株式の単元株式数を100株といたしました。</p> <p>4．株式分割及び単元株制度の効力発生日</p> <p>平成25年2月14日</p>	株式分割前の発行済株式総数	765,925株	今回の分割により増加した株式数	6,893,325株	株式分割後の発行済株式総数	7,659,250株	株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株		調整前行使価額	調整後行使価額	第2回新株予約権	1,200円	120円	第3回新株予約権	2,500円	250円	第4回新株予約権	2,500円	250円	第5回新株予約権	2,100円	210円	第6回新株予約権	2,100円	210円	第7回新株予約権	2,100円	210円	第8回新株予約権	2,100円	210円
株式分割前の発行済株式総数	765,925株																																
今回の分割により増加した株式数	6,893,325株																																
株式分割後の発行済株式総数	7,659,250株																																
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株																																
	調整前行使価額	調整後行使価額																															
第2回新株予約権	1,200円	120円																															
第3回新株予約権	2,500円	250円																															
第4回新株予約権	2,500円	250円																															
第5回新株予約権	2,100円	210円																															
第6回新株予約権	2,100円	210円																															
第7回新株予約権	2,100円	210円																															
第8回新株予約権	2,100円	210円																															

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	<p>(子会社への追加出資)</p> <p>当社は、平成25年 3月 4日開催の取締役会において、非連結子会社であるReproCELL USA Inc.に対する追加出資を決議し、平成25年 4月12日に払込を完了いたしました。</p> <p>1. 出資の目的</p> <p>当社の非連結子会社であるReproCELL USA Inc.は、平成24年12月にバイオ業界の最大市場である米国のボストンに販売拠点を設立いたしました。ボストンは、当該分野を牽引する有名大学・企業が集積しており、この地区を中心に研究試薬製品の販売網の拡大を図っております。また、当社の細胞製品は技術的に新しく、情報伝達、技術評価、顧客フォローが重要となるため、今後の営業力強化のため、追加出資を行い、財務体質の適正化を図りました。</p> <p>2. 出資の内容</p> <p>(1) 払込日 平成25年 4月12日</p> <p>(2) 出資金額 20万USドル</p> <p>(3) 出資後の出資比率 100%</p>

**【継続企業の前提に関する事項】**

当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

該当事項はありません。

## 【会計方針の変更】

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法によっております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

## 【注記事項】

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）
減価償却費	7,426千円

（株主資本等関係）

当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

## 1 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

（セグメント情報等）

## 【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	iPS細胞事業	臨床検査事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	246,245	39,495	285,740	-	285,740
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	246,245	39,495	285,740	-	285,740
セグメント利益	3,304	17,620	20,924	68,682	47,757

(注)1 セグメント利益の調整額 68,682千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期損益計算書の経常損失と調整を行っております。



## （ 1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	6.30円
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	48,246
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	48,246
普通株式の期中平均株式数(株)	7,659,250
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 平成25年1月21日開催の取締役会決議により、平成25年2月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

## （重要な後発事象）

## （株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、平成25年1月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年2月14日を効力発生日とした株式分割及び単元株制度の導入を実施いたしました。

## 1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社株式の上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、単元株制度を導入し、それに伴い、株式分割を実施いたしました。

## 2. 株式分割の概要

## (1) 分割の方法

平成25年2月13日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

## (2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	765,925株
今回の分割により増加した株式数	6,893,325株
株式分割後の発行済株式総数	7,659,250株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

## (3) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

## (4) 新株予約権の調整

今回の株式分割実施に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年2月14日以降、以下のとおりに調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	1,200円	120円
第3回新株予約権	2,500円	250円
第4回新株予約権	2,500円	250円
第5回新株予約権	2,100円	210円
第6回新株予約権	2,100円	210円
第7回新株予約権	2,100円	210円
第8回新株予約権	2,100円	210円

## 3. 単元株制度の導入

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## 4. 株式分割及び単元株制度の効力発生日

平成25年2月14日

## (子会社への追加出資)

当社は、平成25年3月4日開催の取締役会において、非連結子会社であるReproCELL USA Inc.に対する追加出資を決議し、平成25年4月12日に払込を完了いたしました。

## 1. 出資の目的

当社の非連結子会社であるReproCELL USA Inc.は、平成24年12月にバイオ業界の最大市場である米国のボストンに販売拠点を設立いたしました。ボストンは、当該分野を牽引する有名大学・企業が集積しており、この地区を中心に研究試薬製品の販売網の拡大を図っております。また、当社の細胞製品は技術的に新しく、情報伝達、技術評価、顧客フォローが重要となるため、今後の営業力強化のため、追加出資を行い、財務体質の適正化を図りました。

## 2. 出資の内容

- (1) 払込日 平成25年4月12日
- (2) 出資金額 20万USドル
- (3) 出資後の出資比率 100%

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産							
建物	11,803	6,576	-	18,379	4,806	2,039	13,572
機械及び装置	10,490	-	-	10,490	9,070	998	1,419
工具、器具及び備品	99,286	510	-	99,796	94,052	6,331	5,743
有形固定資産計	121,579	7,086	-	128,665	107,929	9,369	20,736
無形固定資産							
特許権	11,276	5,452	-	16,728	10,015	4,130	6,713
ソフトウェア	2,084	-	-	2,084	1,391	356	692
その他	48	-	-	48	-	-	48
無形固定資産計	13,408	5,452	-	18,861	11,406	4,486	7,454

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本社増床に係るもの 資産除去債務	4,222千円 2,354千円
特許権	特許実施許諾権	5,452千円

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	26	-	-	26
賞与引当金	2,306	3,942	2,306	-	3,942

## 【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復 義務	4,037	2,434	-	6,472

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	178,032
小計	178,032
合計	178,032

## ロ．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
和研薬(株)	23,645
(株)ニコソ	5,775
コスモ・バイオ(株)	5,573
利根化学(株)	5,041
ReproCELL USA Inc.	1,914
その他	16,562
合計	58,511

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
30,367	330,756	302,612	58,511	83.8	49.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ．製品

品目	金額(千円)
研究試薬製品	29,950
その他	212
合計	30,162

## 二．仕掛品

品目	金額（千円）
研究試薬製品	1,730
合計	1,730

## ホ．原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
原材料	
試薬原材料等	7,800
小計	7,800
貯蔵品	
パンフレット	286
その他	8
小計	294
合計	8,095

## 流動負債

## イ．買掛金

相手先	金額（千円）
和研薬(株)	22,792
理科研(株)	3,842
(株)ベリタス	3,820
iPSアカデミアジャパン(株)	1,497
オリエンタル酵母工業(株)	950
その他	996
合計	33,898

## (3) 【その他】

## 最近の経営成績及び財政状態の概況

平成25年4月30日開催の取締役会において承認された第11期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

【財務諸表】  
イ【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度  
(平成25年3月31日)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金	246,675
売掛金	77,021
製品	31,167
仕掛品	4,013
原材料及び貯蔵品	2,164
前払費用	3,231
未収入金	970
その他	3,893
流動資産合計	369,137

## 固定資産

## 有形固定資産

建物	18,379
減価償却累計額	7,344
建物（純額）	11,035
機械及び装置	10,490
減価償却累計額	9,490
機械及び装置（純額）	999
工具、器具及び備品	95,818
減価償却累計額	88,882
工具、器具及び備品（純額）	6,935
有形固定資産合計	18,969

## 無形固定資産

特許権	5,399
ソフトウェア	863
その他	48
無形固定資産合計	6,311

## 投資その他の資産

関係会社株式	5,506
敷金及び保証金	6,000
投資その他の資産合計	11,506

## 固定資産合計

36,787

## 資産合計

405,924

(単位:千円)

当事業年度  
(平成25年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	37,825
未払金	12,357
未払費用	5,366
未払法人税等	3,034
未払消費税等	4,107
前受金	43
預り金	792
賞与引当金	2,820
流動負債合計	66,347
固定負債	
長期借入金	80,000
繰延税金負債	1,436
資産除去債務	6,579
固定負債合計	88,016
負債合計	154,364
純資産の部	
株主資本	
資本金	124,999
資本剰余金	
資本準備金	561,721
その他資本剰余金	446,722
資本剰余金合計	1,008,443
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	881,882
利益剰余金合計	881,882
株主資本合計	251,560
純資産合計	251,560
負債純資産合計	405,924

## 口【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	
製品売上高	349,085
役務収益	70,992
売上高合計	420,078
売上原価	
製品期首たな卸高	30,162
当期製品製造原価	176,778
合計	206,940
製品他勘定振替高	<sup>1</sup> 4,230
製品期末たな卸高	31,167
製品売上原価	<sup>2</sup> 171,542
役務原価	23,065
支払ロイヤリティ	<sup>3</sup> 1,702
売上原価合計	196,310
売上総利益	223,768
販売費及び一般管理費	
研究開発費	<sup>4</sup> 115,319
その他の販売費及び一般管理費	<sup>5</sup> 153,588
販売費及び一般管理費合計	268,908
営業損失( )	45,140
営業外収益	
受取利息	46
補助金収入	47,610
その他	4,883
営業外収益合計	52,539
営業外費用	
支払利息	234
その他	25
営業外費用合計	260
経常利益	7,139
税引前当期純利益	7,139
法人税、住民税及び事業税	1,571
法人税等調整額	301
法人税等合計	1,269
当期純利益	5,869



## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	146,498	81.8
労務費		1,701	1.0
経費		30,861	17.2
当期総製造費用		179,061	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,730	
合計		180,791	
期末仕掛品たな卸高		4,013	
当期製品製造原価		176,778	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、製品別単純総合原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
外注加工費	26,134千円
減価償却費	3,327千円

## 【役務原価明細書】

区分	注記 番号	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	10,399	45.1
労務費		7,999	34.7
経費		4,665	20.2
役務原価		23,065	100.0

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
修繕費	1,972千円
地代家賃	1,350千円
減価償却費	726千円

## 八【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	124,999
当期末残高	124,999
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	561,721
当期末残高	561,721
その他資本剰余金	
当期首残高	446,722
当期末残高	446,722
資本剰余金合計	
当期首残高	1,008,443
当期末残高	1,008,443
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	887,751
当期変動額	
当期純利益	5,869
当期変動額合計	5,869
当期末残高	881,882
利益剰余金合計	
当期首残高	887,751
当期変動額	
当期純利益	5,869
当期変動額合計	5,869
当期末残高	881,882
株主資本合計	
当期首残高	245,691
当期変動額	
当期純利益	5,869
当期変動額合計	5,869
当期末残高	251,560
純資産合計	
当期首残高	245,691
当期変動額	
当期純利益	5,869
当期変動額合計	5,869
当期末残高	251,560

## 二【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当事業年度  
(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	7,139
減価償却費	10,471
補助金収入	47,610
賞与引当金の増減額(は減少)	1,122
貸倒引当金の増減額(は減少)	26
受取利息	46
支払利息	234
為替差損益(は益)	3,343
売上債権の増減額(は増加)	18,509
たな卸資産の増減額(は増加)	2,642
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,752
仕入債務の増減額(は減少)	3,926
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,928
その他の固定負債の増減額(は減少)	107
小計	45,961
利息の受取額	46
補助金の受取額	46,724
利息の支払額	234
法人税等の支払額	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	375
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	4,690
有形固定資産の売却による収入	183
無形固定資産の取得による支出	3,055
関係会社株式の取得による支出	5,260
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,822
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	80,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	80,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,343
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	70,146
現金及び現金同等物の期首残高	178,032
現金及び現金同等物の期末残高	248,178

**【注記事項】**

（継続企業の前提に関する事項）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## 3．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

機械及び装置 5～8年

工具、器具及び備品 2～15年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、特許権については主として3年で償却しております。

## 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

## 6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## （会計方針の変更）

## （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
研究開発費	3,086千円
その他の販売費及び一般管理費	1,143
計	4,230

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法）であり、次のたな卸資産評価損が製品売上原価に含まれております。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	192千円

3 支払ロイヤリティの内訳は、製品売上高に係るものが1,702千円であります。

4 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
給料手当	32,897千円
人材派遣費	2,520
消耗品費	48,269
地代家賃	7,882
減価償却費	4,657
賞与引当金繰入額	1,466

なお、当該区分の金額115,319千円が当社における研究開発費の総額であります。

5 販売費に属する費用のおおよその割合は当事業年度35.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は当事業年度64.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
役員報酬	20,055千円
給料手当	37,007
旅費交通費	7,013
減価償却費	1,759
支払報酬	33,796
賞与引当金繰入額	830

## （株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	765	6,893	-	7,659
合計	765	6,893	-	7,659

（注）普通株式の発行済株式総数の増加6,893千株は、平成25年2月14日付で行った株式1株につき10株の株式分割によるものであります。

2．自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

4．配当に関する事項  
該当事項はありません。

## （キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
現金及び預金勘定	246,675千円
流動資産	
その他（預け金）	1,503
現金及び現金同等物	248,178

## （リース取引関係）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。



## （金融商品関係）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期運用は預金等に限定し、資金調達については金融機関借入れや増資による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に差入先・預託先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金、未払金及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	246,675	246,675	-
(2) 売掛金	77,021	77,021	-
(3) 未収入金	970	970	-
(4) 敷金及び保証金	6,000	4,910	1,089
資産計	330,667	329,578	1,089
(1) 買掛金	37,825	37,825	-
(2) 未払金	12,357	12,357	-
(3) 未払法人税等	3,034	3,034	-
(4) 未払消費税等	4,107	4,107	-
(5) 預り金	792	792	-
(6) 長期借入金	80,000	80,000	-
負債計	138,117	138,117	-

## （注）1．金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、返還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

**負債**

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成25年3月31日)
関係会社株式	5,506

関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	246,675	-	-	-
売掛金	77,021	-	-	-
未収入金	970	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	6,000
合計	324,667	-	-	6,000

## 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	80,000

## （有価証券関係）

当事業年度（平成25年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式5,506千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## （デリバティブ取引関係）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 （ストック・オプション及び 自社株式オプション）	第3回 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 4名 社外協力者 6名 社外協力者 1社	当社取締役 2名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数（注）	普通株式 799,990株	普通株式 130,000株
付与日	平成16年1月30日	平成16年10月31日
権利確定条件	<p>1．新株予約権の割当を受けた者の内、当社の取締役、顧問及び従業員は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>2．当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>1．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員、いずれかの地位を保有していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りでない。</p> <p>2．当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成18年1月31日から 平成26年1月30日まで	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで

（注）1．株式数に換算して記載しております。

2．平成25年2月14日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回 (自社株式オプション)	第5回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名	当社取締役 3名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 24,000株	普通株式 200,000株
付与日	平成16年10月31日	平成21年 1月16日
権利確定条件	1. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。 2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで	平成23年 1月16日から 平成30年 6月26日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年 2月14日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回 (ストック・オプション)	第7回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 8名	当社取締役 3名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 144,500株	普通株式 220,000株
付与日	平成22年 4月 1日	平成23年 3月30日
権利確定条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。 2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成24年 4月 1日から 平成31年 6月25日まで	平成25年 3月31日から 平成32年 6月27日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年 2月14日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第8回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 135,000株
付与日	平成24年4月20日
権利確定条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。 2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成26年4月21日から 平成33年6月28日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第2回	第3回	第4回	第5回
付与日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日	平成21年1月16日
権利確定前 (株)				
前事業年度末	727,990	50,000	24,000	135,000
付与	-	-	-	-
失効	259,990	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	468,000	50,000	24,000	135,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第6回	第7回	第8回
付与日	平成22年4月1日	平成23年3月30日	平成24年4月20日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	118,500	220,000	-
付与	-	-	135,000
失効	-	-	6,000
権利確定	-	-	-
未確定残	118,500	220,000	129,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 平成25年2月14日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	第2回	第3回	第4回	第5回
付与日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日	平成21年1月16日
権利行使価格 (円)	120	250	250	210
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第6回	第7回	第8回
付与日	平成22年4月1日	平成23年3月30日	平成24年4月20日
権利行使価格 (円)	210	210	210
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 平成25年2月14日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によっております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

## 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
該当事項はありません。



## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	1,043千円
未払事業税	563
減価償却費	4,941
資産除去債務	2,277
棚卸資産評価損	1,186
繰越欠損金	156,978
その他	929
繰延税金資産小計	167,920
評価性引当額	167,920
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,436
繰延税金負債合計	1,436
繰延税金負債の純額	1,436

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	36.99%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	22.62
住民税均等割	13.82
評価性引当金の増減額	9.44
税率変更に伴う影響額	64.10
その他	0.99
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.78

## （持分法損益等）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

当事業年度末（平成25年3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （賃貸等不動産関係）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## 【セグメント情報】

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ヒトiPS細胞及びヒトES細胞の技術を基盤とした製品・サービスに関する事業活動を国内外で展開しております。また、臓器移植や造血幹細胞移植における臨床検査を国内において行っております。

したがって、当社は、「iPS細胞事業」「臨床検査事業」の2つを報告セグメントとしております。

「iPS細胞事業」はヒトES/iPS細胞の研究に用いる研究試薬の製造販売及びそれらを用いた細胞の作製、評価を行っております。「臨床検査事業」は臓器移植及び造血幹細胞移植で必要とされる各種の臨床検査を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	iPS細胞事業	臨床検査事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	368,779	51,299	420,078	-	420,078
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	368,779	51,299	420,078	-	420,078
セグメント利益	77,145	23,735	100,880	93,741	7,139
セグメント資産	131,411	9,390	140,802	265,122	405,924
その他の項目					
減価償却費	8,396	726	9,122	1,348	10,471
補助金収入	47,610	-	47,610	-	47,610
受取利息	-	-	-	46	46
支払利息	-	-	-	234	234
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	7,190	-	7,190	555	7,745

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 93,741千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります
- (2) セグメント資産の調整額265,122千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額1,348千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額555千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加であります。

2 セグメント利益は、損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
和研薬(株)	129,619	iPS細胞事業

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	32.84円
1株当たり当期純利益金額	0.77円

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成25年2月14日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益(千円)	5,869
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	5,869
期中平均株式数(千株)	7,659
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数114,450個)。これらの詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります

## （重要な後発事象）

## （子会社への追加出資）

当社は、平成25年3月4日開催の取締役会において、非連結子会社であるReproCELL USA Inc.に対する追加出資を決議し、平成25年4月12日に払込を完了いたしました。

## 1. 出資の目的

当社の非連結子会社であるReproCELL USA Inc.は、平成24年12月にバイオ業界の最大市場である米国のボストンに販売拠点を設立いたしました。ボストンは、当該分野を牽引する有名大学・企業が集積しており、この地区を中心に研究試薬製品の販売網の拡大を図っております。また、当社の細胞製品は技術的に新しく、情報伝達、技術評価、顧客フォローが重要となるため、今後の営業力強化のため、追加出資を行い、財務体質の適正化を図りました。

## 2. 出資の内容

- (1) 払込日 平成25年4月12日
- (2) 出資金額 20万USドル
- (3) 出資後の出資比率 100%

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による広告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子広告は当社のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.reprocell.com/">https://www.reprocell.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社大阪証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社大阪証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表間の比較可能性を向上させるため、財務諸表の様式については、第二部に記載の財務諸表に準じて記載しております。また、連動子会社はありません。



## 1【貸借対照表】

（単位：千円）

	第6期 （平成20年3月31日）	第7期 （平成21年3月31日）	第8期 （平成22年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	55,953	240,979	238,661
売掛金	17,064	20,917	42,974
製品	11,246	14,634	17,937
仕掛品	1,101	2,582	106
原材料及び貯蔵品	1,782	6,759	6,508
前払費用	1,554	3,078	1,844
短期貸付金	5,000	5,000	-
未収入金	18,150	8,251	6,144
未収消費税等	5,373	-	5
その他	525	1,421	941
流動資産合計	117,751	303,626	315,124
固定資産			
有形固定資産			
建物	9,423	9,423	7,854
減価償却累計額	2,744	3,692	412
建物（純額）	6,678	5,730	7,442
機械及び装置	10,490	10,490	10,490
減価償却累計額	4,274	6,240	7,563
機械及び装置（純額）	6,215	4,249	2,926
工具、器具及び備品	90,042	90,042	102,329
減価償却累計額	64,197	74,355	79,909
工具、器具及び備品（純額）	25,845	15,687	22,420
有形固定資産合計	38,739	25,666	32,789

	第6期 (平成20年3月31日)	第7期 (平成21年3月31日)	第8期 (平成22年3月31日)
無形固定資産			
特許権	789	1,570	2,872
ソフトウェア	681	1,318	977
その他	48	48	48
無形固定資産合計	1,519	2,937	3,898
投資その他の資産			
関係会社株式	-	56	140
関係会社出資金	-	65	399
敷金及び保証金	1,995	1,995	3,000
投資その他の資産合計	1,995	2,116	3,539
固定資産合計	42,253	30,721	40,227
資産合計	160,005	334,347	355,352
負債の部			
流動負債			
買掛金	9,269	11,046	36,429
未払金	5,378	11,764	5,974
未払費用	2,032	1,409	2,832
未払法人税等	1,270	950	3,351
未払消費税等	-	541	-
繰延税金負債	-	374	-
前受金	465	526	95
預り金	563	647	724
賞与引当金	2,419	4,141	3,154
流動負債合計	21,398	31,401	52,563
負債合計	21,398	31,401	52,563

	第6期 (平成20年3月31日)	第7期 (平成21年3月31日)	第8期 (平成22年3月31日)
純資産の部			
株主資本			
資本金	431,222	100,000	124,999
資本剰余金			
資本準備金	421,222	536,722	561,721
その他資本剰余金	-	446,722	446,722
資本剰余金合計	421,222	983,444	1,008,443
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	713,837	780,497	830,654
利益剰余金合計	713,837	780,497	830,654
株主資本合計	138,607	302,946	302,788
純資産合計	138,607	302,946	302,788
負債純資産合計	160,005	334,347	355,352

## 2【損益計算書】

(単位:千円)

	第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
売上高						
製品売上高		49,168		117,749		168,976
役務収益		16,958		61,168		52,935
売上高合計		66,127		178,918		221,911
売上原価						
製品期首たな卸高		5,365		11,246		14,634
当期製品製造原価		23,116		65,341		98,329
合計		28,482		76,588		112,963
製品他勘定振替高	1	333	1	407	1	886
製品期末たな卸高		11,246		14,634		17,937
製品売上原価		16,902	2	61,546	2	94,140
役務原価		12,618		23,112		18,905
支払ロイヤリティ	3	1,012	3	1,279	3	991
売上原価合計		30,533		85,939		114,036
売上総利益		35,593		92,979		107,875
販売費及び一般管理費						
研究開発費	4	120,212	4	78,665	4	77,838
その他の販売費及び一般管理費	5	85,386	5	85,318	5	102,398
販売費及び一般管理費合計		205,599		163,983		180,236
営業損失( )		170,005		71,004		72,361
営業外収益						
受取利息		336		260		104
補助金収入		30,523		-		21,250
受取手数料		6,000		6,000		6,000
その他		287		215		1,081
営業外収益合計		37,146		6,476		28,435

	第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業外費用			
為替差損	400	-	376
株式交付費	285	808	174
営業外費用合計	685	808	551
経常損失( )	133,544	65,336	44,477
特別損失			
固定資産除却損	6	-	6
特別損失合計	91	-	5,183
税引前当期純損失( )	133,636	65,336	49,660
法人税、住民税及び事業税	290	950	870
法人税等調整額	-	374	374
法人税等合計	290	1,324	496
当期純損失( )	133,926	66,660	50,156

## 3【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	390,474	431,222	100,000
当期変動額			
新株の発行	40,747	115,500	24,999
資本金から剰余金への振替	-	446,722	-
当期変動額合計	40,747	331,222	24,999
当期末残高	431,222	100,000	124,999
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	380,474	421,222	536,722
当期変動額			
新株の発行	40,747	115,500	24,999
資本金から剰余金への振替	-	-	-
当期変動額合計	40,747	115,500	24,999
当期末残高	421,222	536,722	561,721
其他資本剰余金			
前期末残高	-	-	446,722
当期変動額			
資本金から剰余金への振替	-	446,722	-
当期変動額合計	-	446,722	-
当期末残高	-	446,722	446,722
資本剰余金合計			
前期末残高	380,474	421,222	983,444
当期変動額			
新株の発行	40,747	115,500	24,999
資本金から剰余金への振替	-	446,722	-
当期変動額合計	40,747	562,222	24,999
当期末残高	421,222	983,444	1,008,443

	第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	579,911	713,837	780,497
当期変動額			
当期純損失( )	133,926	66,660	50,156
当期変動額合計	133,926	66,660	50,156
当期末残高	713,837	780,497	830,654
利益剰余金合計			
前期末残高	579,911	713,837	780,497
当期変動額			
当期純損失( )	133,926	66,660	50,156
当期変動額合計	133,926	66,660	50,156
当期末残高	713,837	780,497	830,654

	第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	191,038	138,607	302,946
当期変動額			
新株の発行	81,494	231,000	49,998
当期純損失( )	133,926	66,660	50,156
当期変動額合計	52,431	164,339	158
当期末残高	138,607	302,946	302,788
純資産合計			
前期末残高	191,038	138,607	302,946
当期変動額			
新株の発行	81,494	231,000	49,998
当期純損失( )	133,926	66,660	50,156
当期変動額合計	52,431	164,339	158
当期末残高	138,607	302,946	302,788



## 【重要な会計方針】

項目	第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		子会社株式及び子会社出資金 移動平均法による原価法を 採用しております。	同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	主として移動平均法による 原価法を採用しております。	主として移動平均法による 原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用 しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より「棚卸資産 の評価に関する会計基準」 （企業会計基準第9号 平成 18年7月5日公表分）を適用 しております。 この適用による損益に与え る影響はありません。	主として移動平均法による 原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用 しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 機械及び装置 5～8年 工具、器具及び備品 2～15年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、683千円増加しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、特許権については3年で償却しております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 機械及び装置 5～8年 工具、器具及び備品 2～15年 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 機械及び装置 5～8年 工具、器具及び備品 2～15年 (2) 無形固定資産 同左

項目	第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
4.繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	同左	同左
5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	同左
6.引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	賞与引当金 同左	賞与引当金 同左
7.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

第6期 (平成20年3月31日)	第7期 (平成21年3月31日)	第8期 (平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(損益計算書関係)

第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																														
<p>1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>研究開発費</td> <td>333千円</td> </tr> </table>	研究開発費	333千円	<p>1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>研究開発費</td> <td>407千円</td> </tr> </table>	研究開発費	407千円	<p>1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>研究開発費</td> <td>248千円</td> </tr> <tr> <td>その他の販売費 及び一般管理費</td> <td>637千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>886千円</td> </tr> </table>	研究開発費	248千円	その他の販売費 及び一般管理費	637千円	計	886千円																				
研究開発費	333千円																															
研究開発費	407千円																															
研究開発費	248千円																															
その他の販売費 及び一般管理費	637千円																															
計	886千円																															
	<p>2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法）であり、次のたな卸資産評価額が製品売上原価に含まれております。</p> <table> <tr> <td></td> <td>1,560千円</td> </tr> </table>		1,560千円	<p>2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法）であり、次のたな卸資産評価額が製品売上原価に含まれております。</p> <table> <tr> <td></td> <td>716千円</td> </tr> </table>		716千円																										
	1,560千円																															
	716千円																															
<p>3 支払ロイヤリティの内訳は、製品売上高に係るものが631千円、役務収益に係るものが381千円であります。</p>	<p>3 支払ロイヤリティの内訳は、製品売上高に係るものが676千円、役務収益に係るものが603千円であります。</p>	<p>3 支払ロイヤリティの内訳は、製品売上高に係るものが758千円、役務収益に係るものが232千円であります。</p>																														
<p>4 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>36,255千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>43,739千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>11,936千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,535千円</td> </tr> </table> <p>なお、当該区分の金額120,212千円が当社における研究開発費の総額であります。</p>	給料手当	36,255千円	消耗品費	43,739千円	減価償却費	11,936千円	賞与引当金繰入額	1,535千円	<p>4 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>25,101千円</td> </tr> <tr> <td>人材派遣費</td> <td>4,969千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>18,630千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>8,712千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>2,203千円</td> </tr> </table> <p>なお、当該区分の金額78,665千円が当社における研究開発費の総額であります。</p>	給料手当	25,101千円	人材派遣費	4,969千円	消耗品費	18,630千円	減価償却費	8,712千円	賞与引当金繰入額	2,203千円	<p>4 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>21,187千円</td> </tr> <tr> <td>人材派遣費</td> <td>5,010千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>25,454千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>6,991千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>3,950千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,094千円</td> </tr> </table> <p>なお、当該区分の金額77,838千円が当社における研究開発費の総額であります。</p>	給料手当	21,187千円	人材派遣費	5,010千円	消耗品費	25,454千円	減価償却費	6,991千円	支払手数料	3,950千円	賞与引当金繰入額	1,094千円
給料手当	36,255千円																															
消耗品費	43,739千円																															
減価償却費	11,936千円																															
賞与引当金繰入額	1,535千円																															
給料手当	25,101千円																															
人材派遣費	4,969千円																															
消耗品費	18,630千円																															
減価償却費	8,712千円																															
賞与引当金繰入額	2,203千円																															
給料手当	21,187千円																															
人材派遣費	5,010千円																															
消耗品費	25,454千円																															
減価償却費	6,991千円																															
支払手数料	3,950千円																															
賞与引当金繰入額	1,094千円																															

第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																												
<p>5 販売費に属する費用のおおよその割合は14.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は85.6%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="172 398 512 678"> <tr><td>役員報酬</td><td>13,275千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>13,629千円</td></tr> <tr><td>人材派遣費</td><td>5,481千円</td></tr> <tr><td>特許関連費用</td><td>15,803千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>419千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>5,042千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>7,339千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>520千円</td></tr> </table> <p>6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="172 790 512 846"> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>91千円</td></tr> </table>	役員報酬	13,275千円	給料手当	13,629千円	人材派遣費	5,481千円	特許関連費用	15,803千円	減価償却費	419千円	地代家賃	5,042千円	支払報酬	7,339千円	賞与引当金繰入額	520千円	工具、器具及び備品	91千円	<p>5 販売費に属する費用のおおよその割合は26.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は73.9%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="606 398 946 645"> <tr><td>役員報酬</td><td>15,750千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>19,319千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>8,088千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>288千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>4,808千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>10,370千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,329千円</td></tr> </table> <p>6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1042 790 1382 913"> <tr><td>建物</td><td>4,984千円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>198千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>5,183千円</td></tr> </table>	役員報酬	15,750千円	給料手当	19,319千円	旅費交通費	8,088千円	減価償却費	288千円	地代家賃	4,808千円	支払報酬	10,370千円	賞与引当金繰入額	1,329千円	建物	4,984千円	工具、器具及び備品	198千円	計	5,183千円	<p>5 販売費に属する費用のおおよその割合は29.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は70.6%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1042 398 1382 678"> <tr><td>役員報酬</td><td>17,040千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>25,529千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>7,411千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>375千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>6,128千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>5,252千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>7,449千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,329千円</td></tr> </table> <p>6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1042 790 1382 913"> <tr><td>建物</td><td>4,984千円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>198千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>5,183千円</td></tr> </table>	役員報酬	17,040千円	給料手当	25,529千円	旅費交通費	7,411千円	減価償却費	375千円	地代家賃	6,128千円	支払手数料	5,252千円	支払報酬	7,449千円	賞与引当金繰入額	1,329千円	建物	4,984千円	工具、器具及び備品	198千円	計	5,183千円
役員報酬	13,275千円																																																													
給料手当	13,629千円																																																													
人材派遣費	5,481千円																																																													
特許関連費用	15,803千円																																																													
減価償却費	419千円																																																													
地代家賃	5,042千円																																																													
支払報酬	7,339千円																																																													
賞与引当金繰入額	520千円																																																													
工具、器具及び備品	91千円																																																													
役員報酬	15,750千円																																																													
給料手当	19,319千円																																																													
旅費交通費	8,088千円																																																													
減価償却費	288千円																																																													
地代家賃	4,808千円																																																													
支払報酬	10,370千円																																																													
賞与引当金繰入額	1,329千円																																																													
建物	4,984千円																																																													
工具、器具及び備品	198千円																																																													
計	5,183千円																																																													
役員報酬	17,040千円																																																													
給料手当	25,529千円																																																													
旅費交通費	7,411千円																																																													
減価償却費	375千円																																																													
地代家賃	6,128千円																																																													
支払手数料	5,252千円																																																													
支払報酬	7,449千円																																																													
賞与引当金繰入額	1,329千円																																																													
建物	4,984千円																																																													
工具、器具及び備品	198千円																																																													
計	5,183千円																																																													

## （株主資本等変動計算書関係）

第6期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式（注）	593	38	-	632
合計	593	38	-	632

（注）普通株式の発行済株式総数の増加38千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第7期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式（注）	632	110	-	742
合計	632	110	-	742

（注）普通株式の発行済株式総数の増加110千株は第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第8期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式(注)	742	23	-	765
合計	742	23	-	765

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加23千株は第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第6期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

## （金融商品関係）

第8期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期運用は預金等に限定し、資金調達については増資による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引先ごと  
に期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的  
に差入先・預託先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金及び未払  
金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握す  
る等の方法により、当該リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりでありま  
す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	238,661	238,661	-
(2) 売掛金	42,974	42,974	-
(3) 未収入金	6,144	6,144	-
(4) 未収消費税等	5	5	-
(5) 敷金及び保証金	3,000	2,306	694
資産計	290,786	290,092	694
(1) 買掛金	36,429	36,429	-
(2) 未払金	5,974	5,974	-
(3) 未払法人税等	3,351	3,351	-
(4) 預り金	724	724	-
負債計	46,480	46,480	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、返還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値に  
よっております。

負債

## (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	140
関係会社出資金	399

関係会社株式及び関係会社出資金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	238,661	-	-	-
売掛金	42,974	-	-	-
未収入金	6,144	-	-	-
未収消費税等	5	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	3,000
合計	287,786	-	-	3,000

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日公表分)を適用しております。



## （有価証券関係）

第6期（平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第7期（平成21年3月31日）

1．子会社株式及び子会社出資金

子会社株式及び子会社出資金（貸借対照表計上額 子会社株式56千円、子会社出資金65千円）で、時価のあるものはありません。

第8期（平成22年3月31日）

1．子会社株式及び子会社出資金

子会社株式及び子会社出資金（貸借対照表計上額 子会社株式140千円、子会社出資金399千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## （デリバティブ取引関係）

第6期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

第7期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

第8期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第6期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第7期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第8期（自平成20年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

第6期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## （1）ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 （自社株式オプション）	第2回新株予約権 （ストック・オプション及び 自社株式オプション）
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1社	当社取締役 4名 当社従業員 4名 社外協力者 6名 社外協力者 1社
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数（注）	普通株式 1,000株	普通株式 79,999株
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日
権利確定条件	1. 権利確定条件は定められておりません。	1. 新株予約権の割当を受けた者の内、当社の取締役、顧問及び従業員は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成15年9月30日から 平成22年9月25日まで	平成18年1月31日から 平成26年1月30日まで

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 13,000株	普通株式 2,400株
付与日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員、いずれかの地位を保有していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りでない。</p> <p>2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>1. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

#### (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成20年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

##### ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利確定前 (株)				
前事業年度末	1,000	78,199	12,000	2,400
付与	-	-	-	-
失効	-	4,800	4,000	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	1,000	73,399	8,000	2,400
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

## 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利行使価格 (円)	1,200	1,200	2,500	2,500
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

第7期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション及び 自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1社	当社取締役 4名 当社従業員 4名 社外協力者 6名 社外協力者 1社
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 1,000株	普通株式 79,999株
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日
権利確定条件	1. 権利確定条件は定められておりません。	1. 新株予約権の割当を受けた者の内、当社の取締役、顧問及び従業員は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成15年9月30日から 平成22年9月25日まで	平成18年1月31日から 平成26年1月30日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 13,000株	普通株式 2,400株
付与日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員、いずれかの地位を保有していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りでない。</p> <p>2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>1. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

	第5回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 20,000株
付与日	平成21年1月16日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。</p> <p>2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成23年1月16日から 平成30年6月26日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成21年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利確定前 (株)				
前事業年度末	1,000	73,399	8,000	2,400
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	1,000	73,399	8,000	2,400
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第5回
付与日	平成21年1月16日
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	20,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	20,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

## 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利行使価格 (円)	1,200	1,200	2,500	2,500
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第5回
付与日	平成21年1月16日
権利行使価格 (円)	2,100
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によっております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
該当事項はありません。



第8期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション及び 自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1社	当社取締役 4名 当社従業員 4名 社外協力者 6名 社外協力者 1社
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 1,000株	普通株式 79,999株
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日
権利確定条件	1. 権利確定条件は定められておりません。	1. 新株予約権の割当を受けた者の内、当社の取締役、顧問及び従業員は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成15年9月30日から 平成22年9月25日まで	平成18年1月31日から 平成26年1月30日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 13,000株	普通株式 2,400株
付与日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員、いずれかの地位を保有していること。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りでない。</p> <p>2. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>1. 当社普通株式にかかる株券が日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで	平成18年10月30日から 平成26年10月29日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

	第5回 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 20,000株
付与日	平成21年1月16日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社(当社の子会社を含む)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していること。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。</p> <p>2. 当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成23年1月16日から 平成30年6月26日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成22年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利確定前 (株)				
前事業年度末	1,000	73,399	8,000	2,400
付与	-	-	-	-
失効	-	600	3,000	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	1,000	72,799	5,000	2,400
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第5回
付与日	平成21年1月16日
権利確定前 (株)	
前事業年度末	20,000
付与	-
失効	1,600
権利確定	-
未確定残	18,400
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

## 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成15年9月25日	平成16年1月30日	平成16年10月31日	平成16年10月31日
権利行使価格 (円)	1,200	1,200	2,500	2,500
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-	-

	第5回
付与日	平成21年1月16日
権利行使価格 (円)	2,100
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

第6期 (平成20年3月31日)	第7期 (平成21年3月31日)	第8期 (平成22年3月31日)																																																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">984</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">399</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">6,975</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">277,683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,206</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">287,249</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">287,249</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> <td></td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)		賞与引当金	984		未払事業税	399		減価償却費	6,975		繰越欠損金	277,683		その他	1,206		繰延税金資産小計	287,249		評価性引当額	287,249		繰延税金資産合計	-		<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,731</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,913</td> <td></td> </tr> <tr> <td>棚卸資産評価損</td> <td style="text-align: right;">652</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">312,590</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">233</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">321,121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">321,121</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">繰延税金負債 (千円)</td> </tr> <tr> <td>未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">374</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">374</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">374</td> <td></td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)		賞与引当金	1,731		減価償却費	5,913		棚卸資産評価損	652		繰越欠損金	312,590		その他	233		繰延税金資産小計	321,121		評価性引当額	321,121		繰延税金資産合計	-		繰延税金負債 (千円)			未収還付事業税	374		繰延税金負債合計	374		繰延税金負債の純額	374		<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,247</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">981</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">6,634</td> <td></td> </tr> <tr> <td>棚卸資産評価損</td> <td style="text-align: right;">900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">312,254</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">714</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">322,731</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">322,731</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> <td></td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)		賞与引当金	1,247		未払事業税	981		減価償却費	6,634		棚卸資産評価損	900		繰越欠損金	312,254		その他	714		繰延税金資産小計	322,731		評価性引当額	322,731		繰延税金資産合計	-	
繰延税金資産	(千円)																																																																																																	
賞与引当金	984																																																																																																	
未払事業税	399																																																																																																	
減価償却費	6,975																																																																																																	
繰越欠損金	277,683																																																																																																	
その他	1,206																																																																																																	
繰延税金資産小計	287,249																																																																																																	
評価性引当額	287,249																																																																																																	
繰延税金資産合計	-																																																																																																	
繰延税金資産	(千円)																																																																																																	
賞与引当金	1,731																																																																																																	
減価償却費	5,913																																																																																																	
棚卸資産評価損	652																																																																																																	
繰越欠損金	312,590																																																																																																	
その他	233																																																																																																	
繰延税金資産小計	321,121																																																																																																	
評価性引当額	321,121																																																																																																	
繰延税金資産合計	-																																																																																																	
繰延税金負債 (千円)																																																																																																		
未収還付事業税	374																																																																																																	
繰延税金負債合計	374																																																																																																	
繰延税金負債の純額	374																																																																																																	
繰延税金資産	(千円)																																																																																																	
賞与引当金	1,247																																																																																																	
未払事業税	981																																																																																																	
減価償却費	6,634																																																																																																	
棚卸資産評価損	900																																																																																																	
繰越欠損金	312,254																																																																																																	
その他	714																																																																																																	
繰延税金資産小計	322,731																																																																																																	
評価性引当額	322,731																																																																																																	
繰延税金資産合計	-																																																																																																	
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>																																																																																																

## （持分法損益等）

第6期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第7期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第8期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

第6期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第7期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第8期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （賃貸等不動産関係）

第8期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （追加情報）

当事業年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日公表分）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

## 【関連当事者情報】

第6期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の兼任等	事業上の関係					
役員及びその近親者	横山周史	-	-	当社代表取締役社長 特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所理事長	(被所有) 直接 1.9	-	特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所への資金の貸付、総務経理業務等の受託及び当社従業員の出向	資金の回収	20,000	短期貸付金	5,000	
								資金の貸付	5,000			
								利息の受取 (注2)	150	未収入金	83	
								総務経理業務等の受託 (注3)	6,000			
総務経理業務等の受託 (注5)	6,000	未収入金	1,575									
							出向料の受取 (注4)	19,390	未収入金	488	6,351	
							出向料の受取 (注5)			未収入金		

- (注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 3. 一般の取引条件と同様に決定しております。  
 4. 当社の給与水準を勘案し、両社協議の上で決定しております。なお、損益計算書上では、研究開発費の給料手当と相殺しております。  
 5. 当社代表取締役社長である横山周史が特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所の代表者として行った取引であります。

第7期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
役員及びその近親者	横山周史	-	-	当社代表取締役社長 特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所理事長	(被所有) 直接 1.6	特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所への資金の貸付、総務経理業務等の受託及び当社従業員の出向	資金の貸付	-	短期貸付金	5,000		
							利息の受取 (注2)	99				
							総務経理業務等の受託 (注3)	6,000	未収入金	83		
							総務経理業務等の受託 (注5)	6,000				
							出向料の受取 (注4)	26,399	未収入金	1,575	445	
							出向料の受取 (注5)			未収入金		

- (注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 3. 一般の取引条件と同様に決定しております。  
 4. 当社の給与水準を勘案し、両社協議の上で決定しております。なお、損益計算書上では、研究開発費の給料手当と相殺しております。  
 5. 当社代表取締役社長である横山周史が特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所の代表者として行った取引であります。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

## 第8期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	横山周史	-	-	当社代表取締役社長 特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所理事長	(被所有) 直接 1.6	特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所への資金の貸付、総務経理業務等の受託及び当社従業員の出向	資金の回収	5,000	-	-
							利息の受取 (注2) (注5)	16		
							総務経理業務等の受託 (注3) (注5)	6,000		
						出向料の受取 (注4) (注5)	23,235	未収入金	349	1,581

(注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

4. 当社の給与水準を勘案し、両社協議の上で決定しております。なお、損益計算書上では、研究開発費の給料手当と相殺しております。

5. 当社代表取締役社長である横山周史が特定非営利活動法人幹細胞創薬研究所の代表者として行った取引であります。



## （ 1株当たり情報 ）

第 6 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 7 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第 8 期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1株当たり 純資産額 219.27円	1株当たり 純資産額 408.22円	1株当たり 純資産額 395.32円
1株当たり 当期純損失金額 219.42円	1株当たり 当期純損失金額 98.05円	1株当たり 当期純損失金額 67.22円
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

（注） 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 6 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 7 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第 8 期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
当期純損失（千円）	133,926	66,660	50,156
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	133,926	66,660	50,156
期中平均株式数（千株）	610	679	746
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 4種類（新株予約権の数84,799個）。これらの詳細は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 5種類（新株予約権の数104,799個）。これらの詳細は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 5種類（新株予約権の数99,599個）。これらの詳細は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## （重要な後発事象）

第 6 期（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

該当事項はありません。

第 7 期（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

該当事項はありません。

第 8 期（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

## 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成23年 1月19日	りそなキャピタル1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 りそなキャピタル(株) 代表取締役社長 嶋田 昌美	東京都中央区日本橋茅場町 1-10-5	-	バイオコンテンツ投資事業有限責任組合無限責任組合員 PSSキャピタル(株) 代表取締役社長 秋本 淳	千葉県松戸市上本郷88	特別利害関係者等(当社の大株主上位10位)	5,000	2,000,000 (400) (注)5	所有者の事情による
平成23年 1月20日	りそなキャピタル(株) 代表取締役社長 嶋田 昌美	東京都中央区日本橋茅場町 1-10-5	-	バイオコンテンツ投資事業有限責任組合無限責任組合員 PSSキャピタル(株) 代表取締役社長 秋本 淳	千葉県松戸市上本郷88	特別利害関係者等(当社の大株主上位10位)	5,000	2,000,000 (400) (注)5	所有者の事情による
平成24年 1月31日	明治キャピタル7号投資事業組合業務執行組合員 安田企業投資(株) 代表取締役社長 本山 浩一	東京都千代田区丸の内2-1-1 明治生命館3F	-	横山 周史	神奈川県座間市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、当社の大株主上位10位)	7,143	2,571,480 (360) (注)5	所有者の事情による
平成24年 1月31日	明治キャピタル7号投資事業組合業務執行組合員 安田企業投資(株) 代表取締役社長 本山 浩一	東京都千代田区丸の内2-1-1 明治生命館3F	-	浅井 康行 (注)4	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の取締役)	7,142	2,571,120 (360) (注)5	所有者の事情による
平成24年 10月31日	トランスサイエンス壱号投資事業有限責任組合無限責任組合員 SBIトランスサイエンス(株) 代表取締役 中川 隆	東京都港区六本木 1-6-1	特別利害関係者等(当社の大株主上位10位)	SBIインキュベーション(株) 代表取締役 中川 隆	東京都港区六本木 1-6-1	特別利害関係者等(当社の大株主上位10位)	101,155	109,977,200 (1,087.21) (注)6	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、株式会社大阪証券取引所「JASDAQ(グロース)」への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等が、上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の末日の翌日から定時株主総会までの間にあたる場合には、上場日が属する前々事業年度をいう。)の末日から起算して2年前の日(平成22年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡(新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を「JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領」3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされております。
2. 当社は、「上場前公募等規則」第16条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社並びに資本的关系会社
4. 浅井康行は、平成24年12月16日に逝去しております。これに伴い、平成25年4月16日付で相続による株式等の移動が生じております。
5. 移動価格は、時価純資産方式により算出した価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上で決定いたしました。
6. 移動価格は、譲渡人の当初取得価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上で決定いたしました。
7. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記移動株数及び価格は株式分割前の移動株数及び価格で記載しております。
- また、平成25年2月14日に、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

## 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)
発行年月日	平成22年4月1日	平成23年3月30日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 14,450株	普通株式 22,000株
発行価格	2,100円	2,100円
資本組入額	1,050円	1,050円
発行価額の総額	30,345,000円	46,200,000円
資本組入額の総額	15,172,500円	23,100,000円
発行方法	平成21年6月26日開催の定時株主総会決議において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成22年6月28日開催の定時株主総会決議において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-

項目	新株予約権(3)
発行年月日	平成24年4月20日
種類	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 13,500株
発行価格	2,100円
資本組入額	1,050円
発行価額の総額	28,350,000円
資本組入額の総額	14,175,000円
発行方法	平成23年6月29日開催の定時株主総会決議において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	注2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社大阪証券取引所の定める規則等及びその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第20条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度の末日の1年前の日以後において、その役員または従業員その他同取引所が定める者であって、かつ、同取引所が適当と認めるもの(以下「役員または従業員等」という。)に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、同取引所が必要と認める書面を、同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、平成24年3月31日であります。
2. 上記1(1)の規定及び「上場前公募等規則の取扱い」第19条の規定に基づき、当社は割当を受けた役員または従業員等との間で、原則として新株予約権の割当日から当該新株予約権の行使を行う日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、当社事業計画に基づいたディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価格に基づき決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)
行使時の払込金額	2,100円	2,100円
行使期間	自 平成24年4月1日 至 平成31年6月25日	自 平成25年3月31日 至 平成32年6月27日
行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において当社（当社の子会社を含む）の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していることとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。</p> <p>競業他社への就職、秘密保持義務への違背、その他就業規則等の違反による懲戒処分を受けた場合等、新株予約権者の行為が当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合は、取締役会の決議により、直ちに当該新株予約権者に付与された新株予約権のすべてを失効させることができ、この決議以降当該新株予約権者は、本新株予約権の行使ができない。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨を書面で申出た場合には、放棄した日をもって本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者は、当社の株式上場日までは、新株予約権の行使ができない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において当社（当社の子会社を含む）の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していることとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。</p> <p>競業他社への就職、秘密保持義務への違背、その他就業規則等の違反による懲戒処分を受けた場合等、新株予約権者の行為が当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合は、取締役会の決議により、直ちに当該新株予約権者に付与された新株予約権のすべてを失効させることができ、この決議以降当該新株予約権者は、本新株予約権の行使ができない。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨を書面で申出た場合には、放棄した日をもって本新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

項目	新株予約権(3)
行使時の払込金額	2,100円
行使期間	自 平成26年4月21日 至 平成33年6月28日
行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の株式上市日までは、新株予約権の行使ができない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において当社（当社の子会社を含む）の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していることとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。但し、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。</p> <p>競業他社への就職、秘密保持義務への違背、その他就業規則等の違反による懲戒処分を受けた場合等、新株予約権者の行為が当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合は、取締役会の決議により、直ちに当該新株予約権者に付与された新株予約権のすべてを失効させることができ、この決議以降当該新株予約権者は、本新株予約権の行使ができない。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨を書面で申出た場合には、放棄した日をもって本新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

## 2【取得者の概況】

## 新株予約権（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
横山 周史	神奈川県座間市	会社役員	4,000	8,400,000 (2,100)	特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
浅井 康行 （注）2	東京都世田谷区	会社役員	3,500	7,350,000 (2,100)	特別利害関係者等（当社の取締役）
片山 浩美 （注）3	東京都中央区	会社員	1,500	3,150,000 (2,100)	当社の従業員
本田 誠	東京都品川区	会社員	1,000	2,100,000 (2,100)	当社の従業員
堀田 晶子	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区	会社員	700	1,470,000 (2,100)	当社の従業員
山川 善之	東京都世田谷区	会社役員	500	1,050,000 (2,100)	特別利害関係者等（当社の取締役）
戸口 洋一	埼玉県蓮田市	会社員	350	735,000 (2,100)	当社の従業員
木藤古 孝行	東京都町田市	会社員	300	630,000 (2,100)	当社の従業員

（注）1．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2．浅井康行は、平成24年12月16日に逝去しております。これに伴い、「3 取得者の株式等の移動状況」に記載のとおり相続による株式等の移動が生じております。

3．片山浩美は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、取締役に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等であります。

4．平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
横山 周史	神奈川県座間市	会社役員	6,000	12,600,000 (2,100)	特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
浅井 康行 （注）2	東京都世田谷区	会社役員	5,000	10,500,000 (2,100)	特別利害関係者等（当社の取締役）
正井 貴 （注）4	神奈川県横浜市 港北区	会社員	4,500	9,450,000 (2,100)	当社の従業員
片山 浩美 （注）3	東京都中央区	会社員	1,500	3,150,000 (2,100)	当社の従業員
山川 善之	東京都世田谷区	会社役員	1,000	2,100,000 (2,100)	特別利害関係者等（当社の取締役）
堀田 晶子	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区	会社員	1,000	2,100,000 (2,100)	当社の従業員
戸口 洋一	埼玉県蓮田市	会社員	1,000	2,100,000 (2,100)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
本田 誠	東京都品川区	会社員	1,000	2,100,000 (2,100)	当社の従業員
木藤古 孝行	東京都町田市	会社員	500	1,050,000 (2,100)	当社の従業員
萩野 明奈	神奈川県横浜市 都筑区	会社員	500	1,050,000 (2,100)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

2. 浅井康行は、平成24年12月16日に逝去しております。これに伴い、「3 取得者の株式等の移動状況」に記載のとおり相続による株式等の移動が生じております。

3. 片山浩美は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、取締役就任に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等であります。

4. 正井貴は、平成25年2月14日開催の臨時株主総会において、取締役就任に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等であります。

5. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

### 新株予約権(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
横山 周史	神奈川県座間市	会社役員	3,500	7,350,000 (2,100)	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
浅井 康行 (注) 2	東京都世田谷区	会社役員	2,500	5,250,000 (2,100)	特別利害関係者等(当社の取締役)
片山 浩美 (注) 3	東京都中央区	会社員	1,300	2,730,000 (2,100)	当社の従業員
正井 貴 (注) 4	神奈川県横浜市 港北区	会社員	1,300	2,730,000 (2,100)	当社の従業員
山川 善之	東京都世田谷区	会社役員	1,000	2,100,000 (2,100)	特別利害関係者等(当社の取締役)
戸口 洋一	神奈川県横浜市 緑区	会社員	800	1,680,000 (2,100)	当社の従業員
木藤古 孝行	東京都町田市	会社員	800	1,680,000 (2,100)	当社の従業員
堀田 晶子	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区	会社員	600	1,260,000 (2,100)	当社の従業員
稲村 充	東京都江東区	会社員	600	1,260,000 (2,100)	当社の従業員
吉田 俊介	神奈川県横浜市 戸塚区	会社員	500	1,050,000 (2,100)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

2. 浅井康行は、平成24年12月16日に逝去しております。これに伴い、「3 取得者の株式等の移動状況」に記載のとおり、相続による株式等の移動が生じております。

3. 片山浩美は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、取締役就任に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等であります。

4. 正井貴は、平成25年2月14日開催の臨時株主総会において、取締役就任に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等であります。

5. 平成25年2月14日付で普通株式1株を10株に分割しておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。



## 3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年 4月15日	浅井 康行	東京都 世田谷区	-	浅井 文子	東京都 世田谷区	-	110,000 (110,000)	-	相続による

(注) ( )内書きは、新株予約権による潜在株式数であります。

## 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
SBIインキュベーション(株) (注)1	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,011,550	11.49
ニプロ(株)(注)1	大阪府大阪市北区本庄西三丁目9番3号	1,000,000	11.36
中内 啓光(注)1	東京都文京区	780,000 (180,000)	8.86 (2.04)
中辻 憲夫(注)1	京都府京都市上京区	780,000 (180,000)	8.86 (2.04)
ジャフコ産学共創2号投資事業有 限責任組合(注)1	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	571,420	6.49
トランスサイエンス式ピー号投資 事業有限責任組合(注)1	東京都港区六本木一丁目6番1号	455,590	5.17
横山 周史(注)1,2	神奈川県座間市	421,430 (230,000)	4.79 (2.61)
トランスサイエンス参考投資事業 有限責任組合(注)1,5	東京都千代田区平河町二丁目16番15号 北野アームス10階	345,030	3.92
バイオコンテンツ投資事業有限責 任組合(注)1	千葉県松戸市上本郷88番地	338,090	3.84
浅井 文子	東京都世田谷区	286,420 (155,000)	3.25 (1.76)
エヌアイエフジャパンファンド投 資事業有限責任組合(注)1	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	227,250	2.58
エヌアイエフ産学連携ファンド1 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	153,700	1.75
コスモ・バイオ(株)	東京都江東区東陽二丁目2番20号	150,000	1.70
新生銀行(株)	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	143,000	1.62
ニッセイ・キャピタル3号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル	143,000	1.62
DBJ新規事業投資事業組合	東京都港区芝三丁目33番1号 三井住友トラスト・インベストメント株 式会社気付	142,850	1.62
投資事業組合オリックス9号	東京都港区浜松町二丁目4番1号	142,850	1.62
伊藤忠商事(株)	東京都南区北青山二丁目5番1号	142,850	1.62
三菱UFJキャピタル(株)	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	142,850	1.62
未盛 博文	京都府京都市左京区	130,000 (30,000)	1.48 (0.34)
多田 高	京都府京都市中京区	130,000 (30,000)	1.48 (0.34)
トランスサイエンス式エー号投資 事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	125,910	1.43
(株)メディネット	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番 12号	100,000	1.14
大和企業投資(株)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	95,240	1.08
KSP2号投資事業有限責任組合	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1 号	95,000	1.08

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
投資育成近畿産学連携1号投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号	95,000	1.08
桑名 隆滋	神奈川県川崎市宮前区	62,000 (12,000)	0.70 (0.14)
村瀬 祥子	神奈川県横浜市都筑区	62,000 (12,000)	0.70 (0.14)
片山 浩美(注)3	東京都中央区	60,000 (60,000)	0.68 (0.68)
正井 貴(注)3	神奈川県横浜市港北区	58,000 (58,000)	0.66 (0.66)
岩間 厚志	東京都江戸川区	52,000 (12,000)	0.59 (0.14)
依馬 秀夫	東京都三鷹市	52,000 (12,000)	0.59 (0.14)
日産化学工業(株)	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号	47,610	0.54
(株)ベリタス	東京都港区虎ノ門二丁目7番14号 八洲ビル	47,610	0.54
山川 善之(注)3	東京都世田谷区	40,000 (40,000)	0.45 (0.45)
堀田 晶子(注)4	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	33,000 (33,000)	0.37 (0.37)
戸口 洋一(注)4	埼玉県蓮田市	24,500 (24,500)	0.28 (0.28)
大澤 光次郎	茨城県つくば市	20,000	0.23
守田 陽平	東京都港区	20,000	0.23
本田 誠(注)4	東京都品川区	20,000 (20,000)	0.23 (0.23)
木藤古 孝行(注)4	東京都町田市	16,000 (16,000)	0.18 (0.18)
江藤 浩之	東京都新宿区	12,000 (12,000)	0.14 (0.14)
紙谷 聡英	東京都港区	12,000 (12,000)	0.14 (0.14)
稲村 充(注)4	東京都江東区	6,000 (6,000)	0.07 (0.07)
萩野 明奈(注)4	神奈川県横浜市都筑区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
吉田 俊介(注)4	神奈川県横浜市戸塚区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
計	-	8,803,750 (1,144,500)	100.00 (13.00)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 当社の従業員

5. 清算手続き中であります。

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. ( )内書きは、新株予約権による潜在株式数及びその割合であります。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

株式会社リプロセル  
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 伸介 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野 明宏 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リプロセルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リプロセルの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

株式会社リプロセル  
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 伸介 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野 明宏 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リプロセルの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リプロセルの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 5月20日

株式会社リプロセル  
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 伸介 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野 明宏 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リプロセルの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リプロセルの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。